



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第931号 令和8年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
171	利用料金の額を承認した件	文化振興課 文化創造室
172	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
173	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
174	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
175	同	同
176	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	同
177	同	同
178	指定一般相談支援事業者を指定した件	同
179	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
180	土地改良事業計画の変更を適当と決定した件	同
181	道路の区域を変更する件	高規格道路課
182	同	同
183	同	同
184	道路の供用を開始する件	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
185		都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課 まちづくり室
186	同		同
187	同		同
188	同		同
189	同		同
190	同		同

【公告】

番号	表	題	担当課名
		県営住宅等の管理の特例に係る公告	住宅課

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
38		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
39		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
40		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
41		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
42		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	
43		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件	

【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
6		包括外部監査の結果公表	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県公安委員会規則の形式を左横書きに 改正する等の規則	
5	金属くず取扱業に関する条例施行規則を廃 止する規則	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3	徳島県公安委員会告示のうち規程形式をと るものの用字及び用語の整理に関する告示	
4	徳島県公安委員会の掲示板を指定する件	
5	徳島県公安委員会ほう賞規程を廃止する件	

【警察本部告示】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県警察本部告示のうち規程形式をと るものの用字及び用語の整理に関する告示	
2	徳島県警察本部告示のうち規程形式をとら ないものの用字及び用語の整理に関する告 示	

徳島県告示第百七十一号

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）第十二条第二項の規定に基づき、徳島県郷土文化会館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施設の利用料金の額
その一

区分	利用料金の額	
	午前	午後
ホール	平日	一七、九〇〇円
	休日等	二二、七〇〇円
大会議室	平日	二五、〇九〇円
	休日等	二八、七五〇円
第一会議室	午前	一六、六五〇円
	午後	一九、三七〇円
第二会議室から 第六会議室まで (一室につき)	午前	六、四四〇円
	午後	七、六一〇円
第一楽屋から 第七楽屋まで (一室につき)	午前	四、二〇〇円
	午後	五、五一〇円
第八楽屋	午前	八〇〇円
	午後	六、六七〇円
第一控室から 第三控室まで (一室につき)	午前	一、一五〇円
	午後	一、三八〇円
第一茶室及び 第二茶室 (一室につき)	午前	五六〇円
	午後	六八〇円
第一茶室	午前	六八〇円
	午後	八〇〇円
第一茶室	午前	八〇〇円
	午後	八〇〇円
第一茶室	午前	一、〇二〇円
	午後	一、二七〇円
第一茶室	午前	一、四九〇円
	午後	一、四九〇円

午前
午前九時から
正午まで

午後
午後一時から
午後五時まで

夜間
午後五時三十分から
午後九時三十分まで

第一和室	一、七四〇円	二、二二〇円	二、六七〇円
第二和室	二、五六〇円	三、二六〇円	四、〇九〇円
リハーサル室	八、一九〇円	一、〇三〇円	一三、二六〇円

その二

区分	利用料金の額	
	昼間 午前九時から 午後五時まで	夜間 午後五時三十分から 午後九時三十分まで
大展示室	二七、五〇〇円	一八、七五〇円
第一展示室	五、五一〇円	三、七二〇円
第二展示室から 第十展示室まで (一室につき)	四、二〇〇円	二、八三〇円
特別展示室	一一、五七〇円	八、五三〇円

備考

1 この表その一における午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その一の区分に応じ、同表その二における昼間から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その二の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額(以下「合算基本額」という。)とする。

2 次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額(以下「基本額」という。)又は合算基本額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下「行事等使用額」という。)とする。

- 一 次に掲げる催物又は行事にホール又は展示室を使用する場合 百分の七十
- イ 文化事業として行う催物で入場料(入場料、整理料その他名義のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収しないもの
- ロ 県が参加する芸術祭その他これに類する催物で、入場料を徴収しないもの又は著しく低額の入場料(その額(入場料の額に二以上の区分がある場合にあって

ては、そのうちの最高の額をいう。以下同じ。）が、ホールを使用する場合にあつては五百円以下、展示室を使用する場合にあつては百五十円以下の入場料をいう。）を徴収するもの

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園が、幼児、児童、生徒又は学生の教育のために行う催物又は行事

二 徴収する入場料の額が千円を超える催物（前号八に該当するものを除く。）にホールを使用する場合

イ 千円を超え二千円以下の場合 百分の二百十

ロ 二千円を超え三千円以下の場合 百分の二百三十

ハ 三千円を超える場合 百分の二百五十

三 商品の展示若しくは販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で施設を使用する場合又はその施設の本来の使用の目的以外の目的に施設を使用する場合（知事が別に定める場合に限る。） 百分の五百

3 次に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前二項の規定にかかわらず、基本額、合算基本額又は行事等使用額に二分の一を乗じて得た額（以下「準備等使用額」という。）とする。

一 ホール又は展示室を催物又は行事の準備等のために使用する場合

二 リハーサル室を県内の文化芸術の愛好者で組織する団体がリハーサルのために使用する場合

4 使用の許可に係る使用時間をやむを得ない理由により超えて使用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額にその超えた時間（その超えた時間が一時間に満たない場合の当該満たない時間及びその超えた時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の時間は、一時間として計算する。）を乗じて得た額とする。

一 展示室以外の施設 夜間に係る基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の三十を乗じて得た額

二 展示室 基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の十五を乗じて得た額

5 利用料金の額に十円に満たない端数が生じた場合の当該端数の金額は、切り捨てる。

6 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

二 施設及び演劇、音楽等の用具の利用料金の額

1 施設

区分	利用料金の額
楽屋に附置されたシャワー	一人一回につき 一〇〇円

2 演劇、音楽等の用具

(-) ホール関係用具

	区 分	単 位 (一回につき)	利用料金の額
所作台		一式	五、五一〇円
花道所作台		一式	一、三三〇円
平台		一台	三四〇円
人形浄瑠璃舞台		一式	四、〇九〇円
大臣囲い		一式	二、七三〇円
大ぜり		一式	二、〇八〇円
小ぜり		一式	九七〇円
音響反射板		一式	六、九〇〇円
松羽目		一式	二、〇八〇円
竹羽目		一式	一、三三〇円
金びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
銀びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
旗		一枚	一六〇円
毛せん		一枚	二八〇円
上敷き		一枚	二三〇円
長座布団		一枚	二八〇円
大太鼓		一組	八六〇円
雪籠		一個	五六〇円
糸桜		一式	五、九七〇円
めくり板		一枚	一六〇円
地がすり		一枚	六八〇円
浅黄幕		一式	六八〇円
しゃ幕		一式	九七〇円
定式幕		一式	一、三三〇円

ドロップ	一式	二、〇八〇円
演壇	一卓	六八〇円
花台	一式	三八〇円
指揮台	一台	二三〇円
譜面台（指揮者用）	一台	一六〇円
譜面台（一般用）	一台	五〇円
司会用テーブル	一卓	二八〇円
長机	一卓	一六〇円
舞台用椅子	一脚	五〇円
式次第板（ホワイトボード）	一式	二八〇円
ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台	一三、八三〇円
ピアノ（ヤマハフルコンサート）	一台	六、九〇〇円
ステージ用プロジェクター（フルハイビジョン対応）	一台	二〇、二二〇円
スクリーン	一式	二、〇八〇円
場内拡声装置	一式	二、八三〇円
補助音響調整卓	一式	一、三三〇円
ダイレクトボックス	一台	五二〇円
コンデンサーマイク	一本	一、一〇〇円
ダイナミックマイク	一本	五六〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三三〇円
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一本	一、三三〇円
ステレオマイク	一本	二、二〇〇円
三点つりマイクロホン装置	一式	一、一六〇円
ブームスタンド	一本	二八〇円
ステージスピーカー	一個	六八〇円
跳ね返りスピーカー	一台	六八〇円
コンパクトディスクデッキ	一式	六八〇円

エフェクター	一式	一、八五〇円
デジタルマルチレコーディングシステム	一式	一〇、四七〇円
テープレコーダー	一台	六八〇円
デジタルレコーダー	一台	九二〇円
フットライト	一列	五六〇円
ボーダーライト	一列	六八〇円
花道用フットライト	一列	三八〇円
アップパーホリゾン	一列	六八〇円
ロアーホリゾン	一列	五六〇円
スポットライト(一・五キロワット)	一台	五〇〇円
スポットライト(一キロワット)	一台	三四〇円
スポットライト(〇・五キロワット)	一台	二八〇円
サイドつり込みスポット	一台	二八〇円
ステージスポット	一台	三八〇円
ピンスポット	一台	一、六九〇円
フットスポット	一台	二八〇円
シーリングライト	一式	一、九六〇円
トーマンタルスポット	一台	三四〇円
ミラーボール	一台	六八〇円
エフェクトマシン	一台	六八〇円
ブラックライト	一台	三八〇円
星球	一式	三八〇円
プロジェクター	一台	五六〇円
ストロボ	一台	六八〇円
カッター付きスポット	一台	六八〇円
スモークマシン	一台	三、三六〇円

(二) その他の用具

区分	単位	利用料金の額
ピアノ(スタインウェイブランド)	一台二日	一、二、六七〇円
ピアノ(ヤマハブランド)	一台二日	二、七三〇円
金びょうぶ(二・メートル)	半双二日	一、三三〇円
液晶プロジェクター	一台二日	五、五一〇円
展示台	一台二日	五〇円
展示用スポットライト	一個二日	一三〇円
ワイヤレスマイク	一式二日	一、三三〇円
マイク	一本二日	五六〇円
テープレコーダー(カセットタイプ)	一台二日	六八〇円
移動用スクリーン	一台二日	三八〇円
机	一卓二日	一三〇円
椅子	一脚二日	五〇円
旗	一枚二日	一六〇円
譜面台	一台二日	五〇円
ビデオ再生装置	一台二日	二、二一〇円

備考 2の(一)の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後五時三十分から午後九時三十分までの間の使用をいう。

三 適用開始年月日

令和八年四月一日

徳島県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
合同会社まとり	板野郡北島町江尻字妙蛇池三六二	ヘルパーステーションまとり	板野郡北島町江尻妙蛇池三六二 ロイヤルハイツ北島三〇八	訪問介護	令和八年一月二十二日	令和八年三月一日
株式会社リハホワイ	徳島市南田宮一丁目一番四七号	訪問看護ステーションForYou	徳島市北常三島町一丁目一番地一	訪問看護	令和七年十二月二十五日	同 一月二十四日
徳島県厚生農業協同組合連合会	同 北佐古一番町五番一	JA徳島厚生連訪問看護ステーションあわ	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同	同 二十六日	同 二月二十八日
有限会社東四国メデイカルサービス	同 徳島町二丁目五五番地二	いちご福祉用具センター	徳島市昭和町八丁目四八番地三〇	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	令和八年一月二十三日	同

徳島県告示第百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	所在地	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	種類	サービスの廃止の届出の受理日	廃止の年月日
株式会社リハボワイト	徳島市南田宮二丁目一番四七号	訪問看護ステーション For You	徳島市北常三島町二丁目一番地一	介護予防訪問看護	令和七年十二月二十五日	令和八年一月二十四日	
徳島県厚生農業協同組合連合会	同 北佐古一番町五番一 二二号	JA徳島厚生連訪問看護ステーションあわ	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同	同	同	同 二月二十八日
有限会社東四国メデイカルサービス	同 徳島町二丁目五五番 地二	いちご福祉用具センター	徳島市昭和町八丁目四八番 地三〇	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	令和八年一月二十三日	同	

徳島県告示第百七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所支援の種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類		指定年月日
株式会社エイテス	板野郡北島町江尻字旭光九番地五	絆プラスいちば	阿波市市場町大字香美字秋葉本八一番地五	児童発達支援 放課後等デイサービス		令和七年一月一日
株式会社クレア	同 藍住町住吉字藤ノ木八三番地二	RACキッズ	板野郡藍住町住吉字藤ノ木八三番地二	児童発達支援 保育所等訪問支援		同 二月一日
合同会社FIKA	小松島市金磯町一三番五六八号	児童発達支援・放課後等デイサービス Knop	小松島市金磯町九番一〇号	児童発達支援 放課後等デイサービス		同 四月一日
社会福祉法人いずみ福祉会	鳴門市鳴門町高島字南四三三番地二	アトレ	鳴門市鳴門町高島字北二二一番地	保育所等訪問支援		同
株式会社三葉	福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目二番三五号	COMPASS発達支援センター松茂	板野郡松茂町笹木野八北開拓一七〇一 サンシャインコート二階	同		同

同	株式会社Poppy	徳島市南佐古六番町五番五号	同	COMPASS・松茂wing	同	同	同	同
合同会社だいきなしろいくつ	同	国府町日開五二五番地の一	同	きつずサポートだいきなしろいくつ	同	国府町府中才田一三三一六	同	同
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三〇番地四アーバンナカガワー〇三号室	同	児童発達支援センターオウル	阿南市領家町高田三〇六番地一	同	同	児童発達支援 保育所等訪問支援	同
株式会社友愛	同	見能林町ふちう二番地三	児童支援事業ステッパップみらいず	同	羽ノ浦町中庄上ナカレ二六番地一三	同	児童発達支援 放課後等デイサービス	同
株式会社WeilB	徳島市明神町六丁目一番地の一	同	ハッピーテラスキッズめだかのこころルーム	徳島市山城西二丁目五九	同	同	児童発達支援 保育所等訪問支援	同
合同会社雅	同	丈六町長尾五一番地一六	児童デイきらきらきつず	同	上吉野町一丁目二四二	同	児童発達支援 放課後等デイサービス	同
社会福祉法人あさがお福祉会	同	大原町外籠三八番地	S i s m i l e K I D T s u d a M a c h	同	津田本町二丁目二番一五号	同	保育所等訪問支援	同

同	株式会社アプローチ	同 南仲之町三丁目一五番地の三	キッズスペース翼 富田橋校	同 富田橋二丁目三番地	児童発達支援	同 五月
合同会社ぶるうる	吉野川市鴨島町鴨島乙八九七六〇	こども発達支援 はぐらぼ。	名西郡石井町高川原字加茂野二七六五	放課後等デイサービス	同 六月	同 一日
株式会社SOU	徳島市上八万町中山一七番地の四四四	Tomodecoco Frere	徳島市八万町上福万二一四四	保育所等訪問支援	同	同
合同会社たけのこ	板野郡板野町川端字金泉寺東二〇番地二	児童発達支援事業所たけのこ	板野郡板野町川端字金泉寺東二〇番地二	同	同	同 一日
同	同	児童発達支援事業所たけのこ藍住	同 藍住町住吉字神蔵一 一二番一	児童発達支援 放課後等デイサービス	同	同
有限会社ケアーズ	吉野川市鴨島町鴨島八七九番地	プロツサムジュニア 北島教室	同 北島町中村寺裏八	同	同	同
社会福祉法人いずみ福祉会	鳴門市鳴門町高島字南四三三番地二	アトレくろさき	鳴門市撫養町黒崎字清水五二一	同	同	同 一日
株式会社SOU	徳島市上八万町中山一七番地の四四四	Tomodecoco ATELLIER	徳島市鮎喰町一丁目一五八三	同	同	同 一日
株式会社鎌倉総合企画	香川県高松市木太町四二八四番地八	ナイスいど	同 国府町井戸字高池窪二二一	同	同	同 十月
同	同	ナイスはやぶち	同 早淵一三	児童発達支援	同	同



徳島県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	
株式会社フリーリア	徳島市山城町東浜傍示六九四オフィスM二・A号室	ルミナスキッズ	徳島市山城町東浜傍示六九四 オフィスM二・A号室	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和八年一月一日
合同会社With	同 国府町井戸字門道地三番地の八	多機能型児童通所支援事業所With+	同 福島一丁目二八四	児童発達支援 放課後等デイサービス	同 二月一日
株式会社三葉	福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目二番三五号	COMPASS上板	板野郡上板町椎本字亀ノ本二〇三一	同	同

徳島県告示第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
株式会社KAKUZO	徳島市南沖洲五丁目六番一八号	就労継続支援B型Sunny	徳島市津田西町一丁目四番一四号	就労継続支援B型		令和七年二月一日	
株式会社ファミリヤ	小松島市中郷町字前田八〇番地の一	ふあみりーあつぷ	小松島市中郷町字前田八〇番地の一	同		同	同
医療法人かわせみ	徳島市八多町三反地四三番地	障がい者グループホーム葵	徳島市八多町小倉七六番地	共同生活援助		同	二月一日
合同会社こころ	鳴門市瀬戸町明神字下本城一五九番地一六	グループホームぬくもり	鳴門市鳴門町高島字浜中九一番地	同		同	同
株式会社結の郷	徳島市北沖洲四丁目三四七	就労継続支援B型きずな事業所	板野郡藍住町矢上安任一四〇七	就労継続支援B型		同	同
合同会社重度訪問介護 たいち	美馬市脇町大字北庄六八三番地三	合同会社重度訪問介護 たいち	美馬市脇町大字北庄六八三番地三	居宅介護 重度訪問介護		同	四月一日

一般社団法人心郷	徳島市南昭和町五丁目六八番地二	ヘルパーステーション 心陽	徳島市南昭和町五丁目六八番地二 昭和マンションB 一五	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	同
ライフマップ株式会社	沖縄県那覇市字国場一八八番地七	みらコラボ徳島板野町	板野郡板野町川端字萱野四八一六	就労継続支援B型	同
合同会社新田組	徳島市西新浜町一丁目二番六二号	ヘルパーステーション キャット	徳島市西新浜町一丁目二番六二号	居宅介護 重度訪問介護	同
社会福祉法人ルミエール	板野郡板野町吹田字西山六八番地一〇	マザーHope1	板野郡板野町川端字諏訪西三四番一	共同生活援助	同
合同会社光の風	阿南市富岡町中川原二番地一一	ベルシエル	阿南市富岡町中川原二番地一一	行動援護	同 五月一日
株式会社介護サービス ロイヤルライフ・あい	徳島市川内町上別宮北五二番地一	株式会社介護サービス ロイヤルライフ・あい	徳島市川内町上別宮北五二番地一 スカイステージ 一号	同行援護	同
株式会社ReBirth h Tone	吉野川市山川町岩戸一〇番地	アメイン訪問介護ステーション	同 蔵本町二丁目二〇 宮城ビル二〇五	居宅介護	同
社会福祉法人徳島蒼生 福祉会	板野郡北島町中村字東堤ノ内二八番地五	徳島RH支援センター	同 応神町中原字中原八三番地五	生活介護	同
合同会社ベストプラン	美馬市脇町字拝原一二六六	訪問介護事業所 光	美馬市脇町字拝原一二六六	居宅介護	同

合同会社フォーエバー・デライト	徳島市寺島本町東三丁目一五番地の五フレシアサーパス一〇〇八号室	就労継続支援B型事業所 A Lab	徳島市寺島本町西二丁目七番地 アワ補聴器ビル二F	同	同	同
リンクル株式会社	同 南昭和町一丁目九番地七	ヘルパーステーションへるぷる	同 南昭和町一丁目一三番地一 イレーネ南昭和三〇一号	居宅介護 同行援護	同	同 九月一日
社会福祉法人はぐくみ会	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬四八番地一	多機能型事業所 Mahalo	板野郡松茂町中喜来字前原東一番越一 一九	生活介護 就労継続支援B型	同	同
株式会社グランドスラム	鳴門市大麻町姫田字森崎七一番地二	グループホーム ホームベース	徳島市応神町古川戎子野一〇九九	共同生活援助	同	同 十月一日
有限会社アプローチセンター	徳島市南田宮二丁目一番二一号	自立支援センター あぷろーち	同 南島田町二丁目三九番地一	就労選択支援	同	同
合同会社ミノリアワーズ	阿南市富岡町トノ町四三番地一	就労選択支援事業所 つむぎ	阿南市富岡町西石塚三九番の一	同	同	同
株式会社トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九	訪問介護事業所トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九 エミビル一〇二	居宅介護 重度訪問介護	同	同
ユースタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央一丁目三五番六号レッチフィールド中野坂上ビル六F	ユースタイルケア徳島 重度訪問介護	徳島市昭和町一丁目一番地 徳島ビル四階	同	同	同 十一月一日

医療法人すこやか	徳島市大原町千代ヶ丸山三〇番地二〇	林病院	同 大原町千代ヶ丸山三〇番地二〇	短期入所	同
株式会社さよなき	阿波市吉野町西条字地免一六九	グループホーム ほし	同 国府町池尻二九番地の二	同	同
ライトオブホープ株式会社	大阪市東淀川区東中島一丁目一九四	就労継続支援B型事業所エンターテインメントアカデミーでじるみ徳島	同 大道四二四	就労継続支援B型	同
社会福祉法人大麻福祉の町	鳴門市大麻町板東字広塚四三番地	ゆうあいホーム	板野郡藍住町住吉字逆藤三九九五	共同生活援助	同 日 十二月一
特定非営利活動法人なのはな徳島	徳島市上八万町西山一四三〇番地二	しらさぎテラス	徳島市上八万町西山五六四番地六	生活介護 就労継続支援B型	同
株式会社EMMA	同 秋田町一丁目三八番地モーメントビル一階	エマ	同 福島一八五九 コーポ山本一F	就労移行支援 就労継続支援B型	同

徳島県告示第七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
株式会社かもな	徳島市名東町一丁目二〇三 一	ヘルパーステーション リコリタ	徳島市名東町一丁目二〇三 一	行動援護		令和八年一月 一日
社会福祉法人白鳳会	吉野川市鴨島町上下島字大 北四四三番地二	障害者支援施設 野菊の 里	吉野川市鴨島町敷地字井堰 一四六三番地一	自立生活援助		同
社会福祉法人白寿会	徳島市住吉四丁目一 番一 〇号	就労選択支援センター スマイル	阿波市土成町吉田字寺ノ下 一番地一	就労選択支援		同
医療法人リバーサイド	同 中徳島町二丁目九七 番地一	リバーサイドのぞみ病院 障がい者短期入所	徳島市中徳島町二丁目九七 番地一	短期入所		同 一日
合同会社あいびい	阿南市那賀川町上福井橋本 三三番地四	ヘルパーステーション ひなた	阿南市羽ノ浦町宮倉太田六 一 ストウテナント二〇 五	居宅介護 重度訪問介護 同行援護		同
株式会社ステップアップ	板野郡板野町西中富字吉丁	就労選択支援事業所 ス	板野郡板野町西中富字吉丁	就労選択支援		三月

徳島県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、指定一般相談支援事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定一般相談支援事業者		指定一般相談支援事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
社会福祉法人阿南市社会福祉協議会	阿南市富岡町北通三三番地	阿南市社協障がい者相談支援センター	阿南市富岡町北通三三番地	地域移行支援 地域定着支援	令和七年四月一日

徳島県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称 小松島市大林町	認可年月日
大林土地改良区	令和八年三月十二日

徳島県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあつた土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請人

新野土地改良区

二 地区名

新野地区

三 縦覧期間

令和八年四月十五日から

令和八年五月十八日まで

四 縦覧場所

阿南市役所

徳島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
2 5	日和佐小野	海部郡美波町奥河内字本村四番一地先から 同 恵比須浜字 田井四一八番一地先まで	新	六・八〇六八・三	三、〇九一・五
		海部郡美波町奥河内字本村四番一地先から 同 恵比須浜字 田井四一八番一地先まで	旧	四・五〇七六・九	二、四三六・〇
		海部郡美波町奥河内字本村四番一地先から 同 恵比須浜字 田井三九五番一地先から 同 四一八番一地先まで	旧	七・〇〇三七・三	七三二・五
		海部郡美波町北河内字本村三三九番一地先から 同 字登 り二五一番三地先まで	旧	八・二〇二八・五	四三二・四
		海部郡美波町奥河内字本村四番一地先から 同 恵比須浜字 田井四一八番一地先まで	旧	四・五〇七六・九	二、四〇〇・〇

徳島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
219	古川長原港	徳島市川内町金岡一四番 三地先から	新	六・七〇一・〇	二七八・四
		同 鈴江南一六 番一地先まで		六・七〇八・五	一三三・三
		徳島市川内町金岡一六番 六地先から	旧	七・五〇一・一	一七三・四
		同 鈴江南一一 番四地先まで		六・六〇八・七	一〇五・〇
		徳島市川内町鈴江南一一 番四地先から		六・五〇一七・二	二七二・四
同 一八 番一地先まで	同 鈴江南一六 番一地先まで	同 徳島市川内町鈴江南一四 番二地先から	同 一八 番一地先まで	同 一八 番一地先まで	

徳島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 一四一番一地先まで	旧	一三・三丁一九・四	七九・六
		海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 八番地先まで		一五・〇丁二〇・七	二四七・四
		海部郡海陽町久保字松本 一四一番五地先から 同 字北田	新	五・四丁一四・二	二八〇・八
		海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 一四一番一地先まで		一三・三丁一九・四	七九・六
		海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 字北田 八番地先まで		一〇・二丁二〇・七	二四七・四

徳島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

219	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		古川長原港	徳島市川内町金岡一四番二地 先から 同 鈴江南一六番一 地先まで 徳島市川内町鈴江南一四番二 地先から 同 一八番一 地先まで	二七二・四 一三三・三	令和八年三月三十一日

徳島県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 長浜都市下水道

三 事業施行期間

平成十七年一月二十五日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 津田中央都市下水道

三 事業施行期間

令和元年十一月二十日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 徳島市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年十二月十三日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

徳島県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

美波町

二 都市計画事業の種類及び名称

日和佐都市計画下水道事業 美波町公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年十月二十九日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

鳴門市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 鳴門市公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年八月十日から

令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

徳島県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 津田北部都市下水道

三 事業施行期間

令和四年一月十八日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

徳島県住宅供給公社から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和八年三月三十一日

徳島県住宅供給公社

理事長 木 下 修 一

一 徳島県に代わつて県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

徳島県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）別表に掲げる県営住宅（名東（東）団地（六号棟に限る。）、万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地を除く。）及び徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）別表に掲げる共同施設（名東（東）団地県営住宅六号棟に併設する児童遊園及び駐車場並びに万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地の各県営住宅の共同施設を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民民主党徳島県第2区総支部	飯泉嘉門	山口泰輝	板野郡松茂町長岸二七一	衆議院議員		令和八年二月二十日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さいとう英司後援会	齋藤英司	齋藤英司	三好市池田町白地ノロウチ六一番地	令和八年二月四日
吉田えつこ後援会	中川信政	中川恵美子	三好郡東みよし町足代二五四七・二	令和八年二月十二日
長江範裕後援会	長江範裕	長江幸美	海部郡海陽町大里字浜崎四	令和八年二月十七日

和佐まちこ後援会	戸島大樹後援会	なかしま真由美後援会	たきはた由美後援会	おおさか美千代後援会
和佐眞智子	戸島大樹	中島真由美	瀧畠由美	逢坂美千代
和佐敏恵	戸島博己	中島真由美	瀧畠修二	逢坂順司
三六一番地 海部郡美波町奥河内字寺前	美馬市美馬町字養泉三四、一	海部郡海陽町多良字上中須四、四	三好市三野町芝生一二三九、六	美馬市美馬町字露口八六、一
三 令 月 和 十 八 日 年	三 令 月 和 三 八 日 年	二 令 月 和 十 八 日 年	二 令 月 和 十 八 日 年	二 令 月 和 十 八 日 年

徳島県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
国民民主党 徳島県総支部連合会	黒崎 章	主たる事務所の所在地	鳴門市撫養町斎田字大堤 六五・二 徳島市昭和町三丁目三五・一 労働福祉会館別館とくしま 公共政策プラットホーム内	令和八年 三月六日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
				新	旧	
富士雅章後援会	富士雅章	代表者の氏名	富士雅章	川田 修	令和八年 二月二日	
井川龍二後援会	井川龍二	会計責任者の氏名	芥川典史	芥川 憲弘	令和八年 二月一日	
大西こうじ後援会	大西耕司	会計責任者の氏名	川原孝二	大西耕司	令和八年 二月九日	
水谷あゆみ後援会	林 麻子	会計責任者の氏名	水谷あゆみ	水谷 匡志	令和八年	

幸福実現党川島門前後援会	幸福実現党 徳島西後援会	北川 麦後援会	幸福実現党 三宅広雄	松浦けいじ後援会 西泰治	
土井包吉	谷本治	北川津多子	三宅広雄	西泰治	
氏名 会計責任者の	主たる事務所の 所在地	氏名 会計責任者の	代表者の氏名	代表者の氏名	氏名 主たる事務所の 所在地
土井包吉	徳島市国府町井戸南屋敷 三一・一三	谷本治	谷本治	北川津多子	三好郡東みよし町加茂 一八六八・六
岩本美帆	徳島市名東町四四九・二・二〇	野崎善弘	野崎善弘	藤原豊一	三好郡東みよし町加茂 一九九二・一
令和八年 二月二十日		令和八年 二月十日		令和七年 八月二十日	令和八年 三月一日
					二月二十日

徳島県選挙管理委員会告示第四十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月三十一日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長

岩丸正史

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党 徳島県 小松島市・勝浦郡第一支部	中山俊雄	令和八年二月二十八日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい風の会	江本満	令和七年十二月二十六日
田中ゆたか後援会	田中寛	令和七年十二月三十一日
吉田直人後援会	吉田直人	令和八年一月七日
栗本たかひろ後援会	栗本敬浩	令和七年十二月三十一日
寺内進後援会	寺奥佳生	令和七年十二月三十一日
小野毅後援会	小野毅	令和七年十二月一日
横田守弘後援会	横田守弘	令和七年十二月三十一日
久保田哲生後援会	加藤博	令和八年三月三日

オンラインワンふるさと県民会議	川原武志後援会	宮本けい子後援会	リコー・イルの会	北川麦後援会
内田伸昭	川原武志	滝千春	久次米尚武	北川津多子
令和八年三月十三日	令和八年一月三十一日	令和七年十二月三十一日	令和八年三月五日	令和七年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資金管理団体		指定年月日	
氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
逢坂美千代	美馬市 議会議員	おおさか美千代後援会	美馬市美馬町字露口八六・一	逢坂美千代	令和八年 二月十七日
瀧畠由美	三好市 議会議員	たきはた由美後援会	三好市三野町芝生一二三九・六	瀧畠由美	令和八年 二月十七日
中島真由美	海陽町 議会議員	なかしま真由美後援会	海部郡海陽町多良字上中須四・四	中島真由美	令和八年 二月十七日

徳島県選挙管理委員会告示第四十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

竹内義了	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
	三好にぎわいネットワーク		公職の種類	徳島県議会議員	三好市議会議員	令和八年三月十一日

徳島県選挙管理委員会告示第四十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
田 中 寛	田 中 ゆ た か 後 援 会	令 和 七 年 三 月 二 十 八 日

徳島県監査委員公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人梶野正寛から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月三十一日

徳島県監査委員

鹿	大	福	木	仁
山	西	山	下	木
公	康	正	賢	啓
弘	生	啓	功	人

令和7年度

包括外部監査結果報告書

「労働力不足対策に関する事業全般について」

徳島県包括外部監査人

生長 拓也

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件の名称（テーマ）	1
3	監査を実施した期間	1
4	主な監査手続	1
5	監査従事者	1
6	利害関係	1
7	監査テーマ選定の理由	1
8	監査の着眼点	2
第2章	監査の対象となる事業について	4
第3章	個別の事業に対する監査の結果・意見	7
1	国際便就航促進費等補助金（うち空港業務体制強化支援事業）	7
2	とくしまジョブステーション運営事業	9
3	職場適応訓練	18
4	重度心身障害者雇用奨励金	22
5	徳島県賃上げ応援サポート事業	25
6	移住促進デジタルマーケティング活用事業	28
7	広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト	31
8	住んでみんで徳島で！ 移住交流拡大事業	34
9	みんなでリスタート！ #徳島移住促進事業	38
10	徳島わくわく移住支援事業	40
11	タクシー運転手確保支援事業	45
12	食鳥検査等指導事業	50
13	「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業	52
14	保育士修学資金等貸付事業	58
15	①未来の保育士定着促進事業／②保育士人材バンク活用促進事業	61
16	①徳島県保育体制推進事業／②徳島県保育補助者雇上推進事業	65
17	児童養護施設等体制強化事業	69
18	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	71
19	徳島県臨床研修等一時金支援事業	75

20	徳島県病院見学支援事業	77
21	医師就労環境改善支援事業	79
22	県外出身看護学生Iターン応援事業	85
23	看護師等修学資金貸付事業	88
24	外国人看護師候補者研修支援事業	91
25	病院内保育所運営費補助事業	93
26	看護職員就業確保支援事業	99
27	看護職員勤務環境改善推進事業	102
28	産科医等確保支援事業	105
29	新生児医療担当医確保支援事業	108
30	外国人介護人材マッチング支援事業	110
31	外国人介護人材受入施設等環境整備事業	113
32	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	116
33	徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金	121
34	介護生産性向上総合推進事業	124
35	新任福祉職員合同入職式	126
36	介護職員研修代替職員支援事業	131
37	徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業	134
38	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）	138
39	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）	140
40	障がい福祉分野働き方改革推進事業	142
41	M&A型事業承継促進事業	144
42	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	147
43	プロフェッショナル人材確保支援費	151
44	徳島バッテリーバレイ構想推進事業（うち「人材育成プログラムの実施」）	154
45	ものづくり企業DX加速化事業	156
46	大学生等の県内定着促進事業	162
47	養成訓練費	166

48	訓練手当	168
49	障がい者職業訓練事業	171
50	民間を活用した委託訓練事業	174
51	徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業	176
52	フォレストリーダー育成事業	182
53	とくしま林業アカデミー運営支援事業	185
54	森林施業プランナー育成対策事業	187
55	徳島県緑の青年就業準備給付金	189
56	とくしま漁業アカデミー運営事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	191
57	人づくり革命・漁業リカレント事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	193
58	とくしま漁業アカデミー活性化支援事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	197
59	とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業	200
60	農大運営費	203
61	とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業	206
62	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	214
63	地域で「支え合う！」農村RMOモデル形成推進事業	216
64	とくしまデジ活農山漁村（むら）づくり推進事業	219
65	経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）	222
66	船員確保による海運業活性化事業	224
67	「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度	227
68	森林のポーター育成事業	229
第4章 総括		231

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

労働力不足対策に関する事業全般について

(2) 監査対象機関

知事部局

(3) 監査の対象とした期間

令和6年度。ただし、必要な範囲で過年度も対象とする。

3 監査を実施した期間

令和7年6月2日から令和8年3月27日まで

4 主な監査手続

(1) 個別事業の関連資料（決裁文書、契約書、完了報告書ほか）の閲覧、分析

(2) 個別事業の担当課からのヒアリング

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 生長 拓也

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 柴谷 亮

公認会計士 藤原 晃

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

7 監査テーマ選定の理由

全国的に最低賃金の引き上げが続いており、徳島県内では、令和6年11月には

84円という大幅な引き上げがなされた。労働者にとって、働きやすい労働環境の1つとして、賃金の水準は重要である一方で、今後も物価高と合わせて、企業側でのコスト負担等が増えていくことが見込まれる。それゆえ、企業にとっては、労働者の賃金を負担しつつ、必要な労働力を確保し、生産性等を高めることのできる環境が必要である。

徳島県の喫緊の課題としても、人口の減少等に伴い労働力不足への対応が必要となっている。また、徳島県が主導して、人材確保戦略会議等を開催し、関係部局、関係機関を挙げて、人材確保に注力しているところでもある。その点において、労働者と企業が互いに巡り合うことができるよう、徳島県が労働力不足に対する適切な施策や支援体制を提供できているかどうかを検証することは重要であり、かつ、有意義である。したがって、今年度の監査テーマとして選定した。

8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に照らして適法かつ適切に実施されているか
- (2) 各事業の効果測定や分析等が適切に行われているか
- (3) 各事業が効果的・経済的に実施されているか

(監査の着眼点1 についての方針説明)

労働力不足に関する事業は、根拠となる関係法令がないものも存在するところであり、関係法令がない場合にはその実施の合理性があるかを検討することとした。

また関係法令がある事業の場合には、当該関係法令に則った適法の実施があるかどうか検討することとした。

(監査の着眼点2・3 についての方針説明)

労働力不足対策に関する事業は、単一の事業だけで直ちに労働力人口の増加という効果を生むものではない。複数の事業が連携し、様々な個別事情を持つ就労希望者や事業者のニーズに相互に適合し、適切なマッチングが実現することで初めてその効果を発揮する性質の事業であると考えられる。

そのため、本監査においては、具体的な事業内容について、労働力確保の観点から見て「事業内容に合理性がない」と評価できるか、あるいは他の事業と混同するなど「対象者にとって有効性がない」という消極的な観点からの監査を重視することとした。

また、同時に当該事業が、その対象者（就労希望者・事業者）に適切にアプロー

チされているか（周知されているか）という点を重要視した。

具体的には、以下の観点から上記の監査の着眼点2・3を検討することとした。

- a. 事業の目的と対象層：事業が具体的に何を目的とし、どの層を対象としているのか。その目的や対象者選定に合理性があるか。
- b. 周知方法の合理性、効率性、経済性： aに基づき対象とされた特定の層にアプローチし、事業内容を周知するためにどのような手段を用いているか。その内容に効率性・経済性があるか。
- c. 周知にかかる成果設定の合理性：事業の周知にかかる成果設定があるか。その設定内容にはどのような根拠があるか。
- d. 周知の成果の有効性：「事業の周知の成果」が達成されているかどうか。

第2章 監査の対象となる事業について

本年度の監査テーマを決定した後、全庁に対し、令和6年度に県が実施した事業のうち、令和6年度に設定した人材確保戦略を含む①県内就職支援、②企業等での定着支援、③潜在労働力の活用、④外国人材の受入、⑤生産性向上（DX推進）、⑥労働力の流動化（M&A型事業承継）等の労働力不足対策に関する事業全般について照会を行った。

回答のあった163事業のうち、着眼点2（各事業の効果測定や分析等が適切に行われているか）及び着眼点3（各事業が効果的・経済的に実施されているか）を判断する1つの基準として当初予算額（前年度予算の繰越により年度当初より予算執行可能であった額を含む）から決算額への予算執行率に着目し、予算執行率が90%を下回り、かつ今回の包括外部監査に基づく指摘・意見を事業に反映するために、少なくとも令和7年度まで継続している事業及び監査テーマから見て重要であると考えられた事業、知事部局24所属が担当する合計68事業（以下事業一覧表参照）を本年度の監査対象とした。

事業一覧表

番号	事業名	所管部局名	所管課名	令和6年度 決算額(円)
1	国際便就航促進費等補助金（うち空港業務体制強化支援事業）	観光スポーツ 文化部	観光誘客課	2,847,314
2	とくしまジョブステーション運営事業	生活環境部	労働雇用政策課	17,789,450
3	職場適応訓練	生活環境部	労働雇用政策課	0
4	重度心身障害者雇用奨励金	生活環境部	労働雇用政策課	780,000
5	徳島県賃上げ応援サポート事業	生活環境部	労働雇用政策課	13,048,000
6	移住促進デジタルマーケティング活用事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	15,050,630
7	広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	28,969,625
8	住んでみんなで徳島で！移住交流拡大事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	11,985,698
9	みんなでリスタート！#徳島移住促進事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	6,615,540
10	徳島わくわく移住支援事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	13,950,000
11	タクシー運転手確保支援事業	生活環境部	交通政策課	795,000
12	食鳥検査等指導事業	生活環境部	安全衛生課	7,438,953
13	「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業	こども未来部	こども未来政策課	114,261,800
14	保育士修学資金等貸付事業	こども未来部	子育て応援課	81,043,092
15	①未来の保育士定着促進事業②保育士人材バンク活用促進事業	こども未来部	子育て応援課	①2,558,000 ②0
16	①徳島県保育体制推進事業②徳島県保育補助者雇上推進事業	こども未来部	子育て応援課	①15,422,000 ②3,812,000
17	児童養護施設等体制強化事業	こども未来部	こども家庭支援課	12,870,000
18	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	こども未来部	こども家庭支援課	2,336,760
19	徳島県臨床研修等一時金支援事業	保健福祉部	医療政策課	9,000,000
20	徳島県病院見学支援事業	保健福祉部	医療政策課	220,189
21	医師就労環境改善支援事業	保健福祉部	医療政策課	920,000
22	県外出身看護学生Iターン応援事業	保健福祉部	医療政策課	0
23	看護師等修学資金貸付事業	保健福祉部	医療政策課	40,903,768
24	外国人看護師候補者研修支援事業	保健福祉部	医療政策課	1,046,000
25	病院内保育所運営費補助事業	保健福祉部	医療政策課	13,544,000
26	看護職員就業確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	10,350,000
27	看護職員勤務環境改善推進事業	保健福祉部	医療政策課	2,909,000
28	産科医等確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	18,610,000
29	新生児医療担当医確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	286,000
30	外国人介護人材マッチング支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	10,973,896
31	外国人介護人材受入施設等環境整備事業	保健福祉部	長寿いきがい課	1,798,000
32	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	21,771,000
33	徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金	保健福祉部	長寿いきがい課	49,999,000
34	介護生産性向上総合推進事業	保健福祉部	長寿いきがい課	57,658,856
35	新任福祉職員合同入職式	保健福祉部	長寿いきがい課	868,660
36	介護職員研修代替職員支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	2,862,700
37	徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業	保健福祉部	長寿いきがい課	7,821,463
38	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）	保健福祉部	長寿いきがい課	4,730,000
39	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）	保健福祉部	長寿いきがい課	1,000,000

番号	事業名	所管部局名	所管課名	令和6年度 決算額(円)
40	障がい福祉分野働き方改革推進事業	保健福祉部	障がい福祉課	14,062,600
41	M&A型事業承継促進事業	経済産業部	経済産業政策課	6,598,000
42	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	経済産業部	企業支援課	26,112,725
43	プロフェッショナル人材確保支援費	経済産業部	企業支援課	4,099,000
44	徳島バッテリーバレイ構想推進事業（うち「人材育成プログラムの実施」）	経済産業部	企業支援課	1,777,522
45	ものづくり企業DX加速化事業	経済産業部	産業創生・大学連携課	6,204,757
46	大学生等の県内定着促進事業	経済産業部	産業創生・大学連携課	2,335,621
47	養成訓練費	経済産業部	産業人材課	8,955,354
48	訓練手当	経済産業部	産業人材課	4,807,000
49	障がい者職業訓練事業	経済産業部	産業人材課	12,343,495
50	民間を活用した委託訓練事業	経済産業部	産業人材課	150,483,266
51	徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業	農林水産部	畜産振興課	2,931,415
52	フォレストリーダー育成事業	農林水産部	林業振興課	3,520,000
53	とくしま林業アカデミー運営支援事業	農林水産部	林業振興課	49,000,000
54	森林施業プランナー育成対策事業	農林水産部	林業振興課	1,323,960
55	徳島県緑の青年就業準備給付金	農林水産部	林業振興課	17,050,000
56	とくしま漁業アカデミー運営事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	20,731,463
57	人づくり革命・漁業リカレント事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	5,813,607
58	とくしま漁業アカデミー活性化支援事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	1,732,262
59	とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業	農林水産部	経営推進課	11,064,238
60	農大運営費	農林水産部	経営推進課	6,915,510
61	とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業	農林水産部	経営推進課	14,087,548
62	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	農林水産部	経営推進課	12,019,083
63	地域で「支え合う！」農村RMOモデル形成推進事業	農林水産部	農山漁村振興課	26,540,000
64	とくしまデジ活農山漁村（むら）づくり推進事業	農林水産部	農山漁村振興課	16,300,000
65	経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）	農林水産部	東部農林水産局 <徳島>	162,024,000
66	船員確保による海運業活性化事業	県土整備部	港湾政策課	400,000
67	「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度	南部総合県民局	地域創生防災部 <美波>	52,800
68	森林のポーター育成事業	南部総合県民局	農林水産部<美波>	393,550

第3章 個別の事業に対する監査の結果・意見

1 国際便就航促進費等補助金（うち空港業務体制強化支援事業）

【事業の概要】

(1) 事業目的

徳島阿波おどり空港における国際便の円滑な就航に向け、グランドハンドリング等の空港関連事業者の人材確保等を支援する。

(2) 事業内容

徳島阿波おどり空港における国際便の受入れに向けた空港業務の体制強化に資する次の経費について支援する。

- ① 人材確保に向けた情報発信・プロモーションに要する経費や新規採用者の教育訓練の推進に要する経費の2分の1以内
- ② 他空港等からの応援派遣に要する経費（人件費を除く）の10分の10以内

(3) 所管部局・課

観光スポーツ文化部・観光誘客課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・国際便就航促進費等補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和5年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	20,000,000 (11月補正)	5,000,000 (当初) 20,000,000 (R5 予算繰越)
決算額	—	—	—	0	2,847,314

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—

県（一般財源）	2,847,314
その他（ ）	—
合計	2,847,314

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額25,000,000円に対し、決算額が2,847,314円、予算執行率は約11%であった。

しかしながら、本事業の目的は、徳島阿波おどり空港における国際便の円滑な就航に向け、グランドハンドリングなどの空港関連事業者の人材確保等を支援することである。本事業の対象者は、徳島阿波おどり空港に関連する事業を営む者に限定されており、周知対象者としても「国際便就航促進費等補助金交付要綱」に定められる補助金の対象事業種別（空港ビル会社、ハンドリング会社、給油会社、保安検査会社）が選定されているため、対象者の選定に不合理な点はない。

また、周知方法についても、事業所訪問、メール、電話、関係者会議など、複数の方法により周知対象者に対し繰り返し実施されており、適切であった。さらに、予定されていた国際便を確実に受け入れることを成果指標とすることも、上記目的に照らし合理性がある。

以上のことから、本事業の周知は適切であったと結論づける。

令和6年度においては、新規採用の人材確保支援が中心となったとのことである。そのため今回の予算執行率の低さは、事業の周知不足によるものではなく、当該人員の確保が困難であったことに起因すると考えられる。現状として、人材不足により就航できなかった便はないとのことであるが、今後の国際便の増加や安定的な運航を見据え、更なる人材確保が望まれる。

(意見)

なし

2 とくしまジョブステーション運営事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

「とくしまジョブステーション」の運営により、移住部門をはじめとした庁内各部局や徳島労働局、「駅のハローワーク」等の関係機関と緊密な連携を行い、ワンストップで雇用関連サービスを提供し、U I J ターン就職希望者等に対する情報提供や、生活・就労相談、若者に対する就労支援を行う等、雇用の安定化を図る。

(2) 事業内容

県外在住のU I J ターン就職希望者と即戦力を求める県内求人企業に対し、マッチング支援として、県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」による求人・求職者情報を提供し、職業相談員（キャリアコンサルタント）による職業相談から職業紹介までのトータルサポートを行う。また、若年者の就職を支援するための情報提供及び職業相談、就職マッチングフェア、各種セミナー等を実施する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・とくしまジョブステーション設置要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成21年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	17,476,000	18,217,000	18,939,000	18,698,000	18,622,000
決算額	16,473,632	17,290,689	17,812,669	17,929,705	17,789,450

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	17,789,450
その他（ ）	—

合計	17,789,450
----	------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額18,622,000円に対し、決算額が17,789,450円、予算執行率は約96%であった。

もともと、予算執行率が高い一方で、本事業の十分な周知が図られているとはいえない現状にある。

すなわち、とくしまジョブステーション設置要綱によれば、本事業の対象となる求職者は、中高年齢者及び県外在住の就労者等で県内企業への就職を希望している者と定められている。本事業の主な取扱業務は、①求職者の職業相談及び求人者への援助、②求人求職情報の収集・提供であり、これらが事業内容の中心である。当該事業を実現するため、徳島駅クレメントプラザ内に「とくしまジョブステーション」が設置され、また「ジョブナビとくしま」が運営されている。

したがって、本事業の周知対象者は、中高年齢者及び県外在住の就労者等で県内企業への就職を希望している者であり、これらの者に対し、「とくしまジョブステーション」への来訪や、「ジョブナビとくしま」の閲覧・利用を促すことで、雇用の促進・安定化を図ることを企図している。

本事業は、ホームページ、チラシ、企業訪問等により周知が行われているが、後述のように、結果として両事業（とくしまジョブステーション、ジョブナビとくしま）の利用者が極めて少ない状況にある。その原因が周知方法に限定されるわけではないが、現状の利用実績を鑑みれば、事業の内容を再検証し、ターゲット層を明確に定めた上で、周知方法についても根本的に見直す必要がある。

(指摘1)

「とくしまジョブステーション」及び「ジョブナビとくしま」の利用者は極めて少なく、事業がその役割を十分に果たしているとはいえない。事業内容の再考と併せて、周知方法についても根本的な見直しが必要である。

(2) 「とくしまジョブステーション」について

「とくしまジョブステーション」は徳島駅クレメントプラザ5階に設置されてお

り、同所には、本事業の施設以外にも、県と国の一体型施設である「とくしま求職者総合支援センター」、国が運営する「駅のハローワーク」、県が施設を設置し運営は国が行う「ジョブカフェとくしま」が併存している。

担当課の説明によれば、「とくしまジョブステーション」は県外在住のU I Jターン就職希望者に対する職業紹介を担う。これに対し、「とくしま求職者総合支援センター」では、県が中高年齢者、外国人等、特に支援が必要な方の相談対応を行い、職業紹介を国（ハローワーク）が行う。「駅のハローワーク」は国が行う一般職業紹介施設であり、「ジョブカフェとくしま」は若者の就職支援を行う施設とされている。

ア 「とくしまジョブステーション」の周知と機能

「とくしまジョブステーション」の運営は民間事業者に委託されているところ、事業者からの令和6年度の事業実施実績報告書によると、「とくしまジョブステーション」の月平均の相談実績（来所、オンライン、電話の総数）は約8件にとどまっており、令和7年3月の相談実績はわずか1件である。しかも、この相談件数は、複数人での来所に関して来所総人数でカウントしているため、実際の相談件数（セッション数）はさらに少ないと推定される。

「とくしまジョブステーション」は、「ジョブナビとくしま」と共に、転職を伴う県へのU I Jターン者を確保するための重要な役割を担っている。当該役割の重要性に照らせば、その確保のための入り口とも言える初期の相談件数ですら月平均8件という実績は、あまりにも少数と評価せざるを得ない。

また、「とくしまジョブステーション」の運営委託費は10,799,580円であり、本事業全体の予算額の約57%、決算額の約60%を占めている。かかる予算額・決算額に占める割合に照らしても、この相談件数は極めて低い。

この状況では、「とくしまジョブステーション」の十分な周知が図られ、その機能が果たされていると認めることは困難である。

U I Jターン者を中心とした就業支援拠点として「とくしまジョブステーション」を設けるにしても、その窓口のあり方、設置場所、広報手法等、事業の根本的な見直しが必要である。

(指摘2)

「とくしまジョブステーション」は、その相談件数が極めて少ないことから、主たる役割（U I Jターン者の確保）を果たしているとは言い難い。事業の根本的な

見直しが必要である。

イ 成果指標について

上述のとおり、徳島駅クレメントプラザ5階には、県や国の各施設がそれぞれの役割を担う形で併存しており、来訪者の性質を問わずワンストップで就職相談ができるとの利点があることは事実である。

そして担当課は、このような一体性を受けて、本事業の成果指標を「とくしまジョブステーション及びジョブカフェを利用した就職者数」と定めている。

しかし、これは適切ではない。本事業はあくまで、中高年齢者及び県外在住の就労者等で県内企業への就職を希望している者に対し就職支援を行うものであり、「とくしまジョブステーション」はそのために設置されている。複数の施設が同所に存在し、来訪者の利便に適うよう設置されていることと、そのうちの一つである「とくしまジョブステーション」が、その事業目的に照らして適切に機能しているか否かは全く別問題である。

上述のように、「とくしまジョブステーション」の対象者はUIJターン希望者が中心であり、一方「ジョブカフェとくしま」の対象者は若者とされ、またそれぞれの施設の運営主体も異なる。

成果指標は、各事業の有効性を見極め、改善点を検討するために存在する。別の運営主体による、対象者を異にする事業をもって本事業の成果とするのは、本事業の実態を見誤らせ、本事業の改善点を隠しかねない。両者を統合した現状の成果指標は不適切であると言わざるを得ない。

(意見1)

「とくしまジョブステーション」は、あくまで主としてUIJターン希望者を対象とする事業である以上、その成果指標は当該目的に従ったものとするのが相当であり、別事業である「ジョブカフェとくしま」等と統合した現状の指標は見直すべきである。

ウ 各施設の連動についての周知について

一方、複数の施設が一体となって広く就職希望者に支援できるということが、本事業を含めた「徳島駅クレメントプラザ5階」全体の意義であること自体は否

定されるものではない。

しかし、広く就職を希望する者が「徳島駅クレメントプラザ5階に行けば、年齢や置かれた状況を問わず、誰でも就職相談ができる」ことを認識しているか、つまり「徳島駅クレメントプラザ5階」全体の事業が十分に対象者に周知されているかについては、これを裏付ける資料もなく不明である。

「とくしまジョブステーション」、「駅のハローワーク」、「とくしま求職者総合支援センター」、「ジョブカフェとくしま」は、それぞれのホームページ等で広報活動を行っている。しかし、少なくとも、各自が連動・連携し、「徳島駅クレメントプラザ5階に行けば、年齢や置かれた状況を問わず、誰でも就職相談ができる」との形での一体的な周知方法は採用されていない。これでは、たとえ同一場所に存在していても、利用者にとってはバラバラの施設が点在しているように受け止められかねない。

「徳島駅クレメントプラザ5階」が全体として意義を有するのであれば、かかる形で集約的な周知が図られるべきである。これにより、利用者が「徳島駅クレメントプラザ5階」の利便性を認識でき、利用者数を増加させる一助となるものとする。

また、このように一体的な周知を図るならば、施設ごとの成果指標とは別個に、「徳島駅クレメントプラザ5階」全体としての成果指標を定めることが必要である。

(意見2)

「とくしまジョブステーション」が設置されている徳島駅クレメントプラザ5階において、県、国の様々な施設が各役割を有機的に果たす構造となっているのであれば、それに応じた形での一体的かつ集約的な周知広報活動がなされるべきである。
また、これに応じて「徳島駅クレメントプラザ5階」に集約されている施設全体としての成果指標を別途定めることが必要である。

(3) 「ジョブナビとくしま」について

本事業の対象となる求職者は中高年齢者及び県外在住の就労者等で県内企業への就職を希望している者とされ、本事業では、特にUIJターン希望者の就職活動を支援するためのホームページとして「ジョブナビとくしま」を運営している。

その一方で、「ジョブナビとくしま」では、企業の採用情報に加え、U I J ターン求職者に対する情報のほか、県内社会人求職者や学生に対しても求人や就職支援情報を公開しており、この意味で「ジョブナビとくしま」は広く「徳島での就職希望者」を対象としたホームページとなっている。

ア 「ジョブナビとくしま」の独自性（移住支援金）について

県には、最大支給額を1,000,000円とする移住支援金制度があり、当該支援金の受給要件の一つとして「ジョブナビとくしま」に掲載されている「移住支援金対象法人」として県が認めた中小企業等に就職するという要件が定められている。

すなわち、企業側は最大1,000,000円の移住支援金が受給できることを求職者に強くアピールできる点、求職者側としても当該移住支援金を受給できU I J ターン等の負担が大きく軽減される点が、ハローワークや民間の求人情報サイトではなく、「ジョブナビとくしま」を通して就職活動を行う大きなメリットとなっている。

この点、当該移住支援事業が「ジョブナビとくしま」において十分に周知されているか否かに関する意見は、本章10「徳島わくわく移住支援事業」において記載のとおりであるため、ここでは移住支援金対象法人としての登録手続及び登録者数について言及する。

移住支援金対象法人は、令和7年9月24日現在194社であり、「ジョブナビとくしま」に登録されている企業数636社の約30%にとどまっている。県内の中小企業者数、「ジョブナビとくしま」の登録企業数からすると、少ないと言わざるを得ない。

担当課によれば、移住支援金対象法人となるための手続は、簡単な登録申請書を記載・提出するのみとなっているが、「簡易な手続であっても希望されない企業も多い」とする。しかし、その明確な理由は定かではない。

この点、後述のとおり、そもそも「ジョブナビとくしま」を利用した就職者数自体が少ないことから、企業側が「ジョブナビとくしま」による求人への期待に乏しいと感じ、移住支援金対象法人として登録しないと考えている可能性は指摘できる。

また、求人検索画面のチェックボックスにチェックを入れることにより、移住支援金の対象の求人をピックアップすることは可能である。しかし、このチェッ

クボックスにチェックを入れない場合には、各求人が並列に表記されてしまい、移住支援金対象求人であるかどうか利用者が利用者にとって識別しにくい状況にある。これでは、せっかく登録申請書を提出し、他の掲載企業との差別化を図ろうとした企業側の意図が十分に叶えられていない。

「ジョブナビとくしま」は、移住支援において極めて重要な役割を担っており、移住支援対象法人の数が少ないことは、移住支援金制度の適用のネックとなりかねない。今後、移住支援対象法人が少ない理由を再検証し、その増加に努めるべきである。

(意見3)

「ジョブナビとくしま」の独自性を基礎づける移住支援対象法人の登録者数が少ない理由を再検証し、その増加に努めるべきである。

イ 「ジョブナビとくしま」の独自性（他の求人情報サイトとの連携）について

事業報告書によると、令和6年度に「ジョブナビとくしま」を利用して就職が決定した方の人数は22名であった。

「とくしまジョブステーション」で述べたところと同様に、「ジョブナビとくしま」が県における就業支援の根幹となるサイトであること、その運営費用が相応の金額に上ること、また移住支援金制度の存在に照らして、「ジョブナビとくしま」の利用度はあまりに少ないと言わざるを得ない。

もとより、「ジョブナビとくしま」に掲載される求人情報は、ハローワークや民間の就職支援事業者の発する求人情報と比較すると、情報量が劣る点は否めない。また、検索サイトで「徳島 就職」で検索した場合には上位表示されるが、「徳島 求人」、「徳島 仕事」など別のワード検索を行うと上位表示されない。この点からも、情報量の劣る「ジョブナビとくしま」をわざわざ探して訪問する就職希望者は少ないものと考えられる。

「ジョブナビとくしま」を県における就業支援の根幹となるホームページと位置付けるのであれば、上記リスティングはもちろんのこと、利用者が、ハローワークや民間の就職支援事業者の発する求人情報ではなく、「ジョブナビとくしま」を利用して求人情報を求めるといふ、何らかの特色を際立たせる必要がある。

例えば、他の自治体においては、自治体が運営する就職支援サイトの名称を

「U I J 就職支援センター」といった名称にし、当該サイトにおいて、移住支援金をトップページに大きく表示するなど、U I J ターン及び移住支援金に特化したサイトの構成としている例もある。上述の移住支援金という独自性を追求するのであれば、このようなサイト構成の見直しも視野に入れる必要がある。

また一方で、U I J ターンによる徳島県下の求職の窓口は「ジョブナビとくしま」に限定されていない。介護関係の人材であれば社会福祉法人徳島県社会福祉協議会が運営する「アイネット」、看護職であれば公益社団法人徳島県看護協会、農業に係る人材であれば一般社団法人徳島県農業会議等、様々な公益団体等が窓口を設置し、マッチングを行っている。これらの団体を一次的な窓口とする場合においても、「ジョブナビとくしま」の求人と連携させ、可能な限り移住支援金の受給につながるようにすることは、県の労働力人口を確保するために必要かつ有益である。

なお、令和7年度からは、本県での外国人の就労支援に向けた「とくしま外国人就職ポータルサイト」が設置されているが、当該ポータルサイトには本事業に係る紹介ページやリンクなどが無い。より連携した周知を行うべく、「とくしま外国人就職ポータルサイト」との連携も検討されるべきである。

さらに本章37「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業」で詳述するが、県内において働きやすい企業であることを示す認証評価事業も実施している。広く「徳島での就職希望者」を対象とするホームページである以上、「ジョブナビとくしま」において利用者にこれを伝えない理由はない。

いずれにしても、「ジョブナビとくしま」の現状における利用度合を鑑みれば、「とくしまジョブステーション」と同様、その果たすべき役割やサイトの構成について、根本的な見直しが必要である。

(指摘3)

「ジョブナビとくしま」は、県の就業支援において中心的な役割を果たすホームページであるが、令和6年度に同ホームページを活用して就職された方の人数が22名にとどまるなど、同ホームページの利用度が極めて低い。今後、当ホームページの果たすべき役割やホームページの構成等、根本的な見直しが必要である。

ウ 業務改善の提案について

「ジョブナビとくしま」の運営は外部委託されている。令和5年度及び令和6年度の「とくしまジョブステーション業務仕様書」には、「ICT・デジタル技術の活用も含めた本業務の課題抽出と分析による改善の提案、国や他県等U I Jターン関連の取組について情報収集することによる、本業務の効果的な施策実施の提案」が業務内容として含まれている。

しかし、委託先からの業務実施実績報告書によれば、令和5年度においては、パンフレット、動画の作成等の実行内容が記載されているが、国や他県等のU I Jターン関連の取組や、両事業の決定的な利用者低迷に対する政策提言につながる具体的な提案は為されていない。

令和6年度報告書においても、業務改善の提案は「マッチングの向上」への努力にとどまっており、やはり本事業の利用者拡大につながる具体的な提案はない。

本事業は、県の労働力人口確保のうち、U I Jターン希望者という労働力人口の増加に直結する層を対象とする事業であり、本事業の利用者の増加は、労働力人口確保の目的にとって極めて重要である。

今後、委託先に対しては、国や他の自治体等の取組に関する情報収集及び現状の問題点について、具体的な文書での報告を求めるとともに、当該指摘された問題点について委託先と協議を重ね、P D C Aサイクルを繰り返すべきである。

(意見4)

業務仕様書に記載されている情報収集業務、提案業務について、国や他県等のU I Jターン関連の取組や、利用者低迷に対する政策提言につながる具体的な提案を文書で求めるとともに、委託先と協議を重ね、P D C Aサイクルを繰り返すべきである。

3 職場適応訓練

【事業の概要】

(1) 事業目的

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の作業について実施訓練を行い、環境に適応することを容易にし、終了後は事業所に引き続き雇用していただくことを目的とするものである。

(2) 事業内容

国の制度に基づき、県が事業主に委託し、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の能力に適した作業について実施訓練を行い、職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用していただくことを目的とするもので、訓練を行った事業主に、職場適応訓練費を支給する。訓練対象者には訓練手当を支給する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課

(4) 根拠法令等

- ・雇用保険法施行規則
- ・徳島県訓練手当支給規則
- ・徳島県職場適応訓練委託規則

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和50年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	11,252,960	11,252,690	8,449,396	8,449,396	6,643,328
決算額	2,675,000	0	0	0	0

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	実績に応じ1/2
県（一般財源）	実績に応じ1/2

その他 ()	—
合計	0

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額 6,643,328 円に対し、決算額が 0 円、予算執行率は 0%であった。

本事業は、事業所へ委託し、障がい者に対して職業訓練を実施し、訓練終了後当該事業所のもとで引き続き雇用されることを目的とするものである。事業所側には職場適応訓練費を支給し、訓練対象者には訓練手当が支給されるというもので、直接的な雇用の創出、維持に寄与する制度といえる以上、本事業の周知対象者は、障がい者雇用を検討する事業者及び就労を希望する障がい者ということとなる。

本来、従業員数が 40 名以上の事業所の場合、法定雇用率を達成しなければならない。ところが、統計上、県内で令和 6 年に法定雇用率を達成した企業の割合は、57.6%にとどまるとのことである（徳島労働局、令和 6 年 障害者雇用状況の集計結果 2 頁）。このように実際に法定雇用率を達成していない事業所が多い状況にもかかわらず、本事業の利用が 0 件であることは、障がい者雇用にとって大きな問題と言わざるを得ない。

この点、担当課から回答があった本事業の周知方法としては、ホームページやハローワーク等との連携が挙げられている。しかし、仮に、ハローワーク等で職業訓練の実施を求める障がい者がいた場合に、受け入れる事業者がいなければならない。そこで、障がい者雇用の進んでいない事業所へアプローチしていくことで、助成制度があるのであれば、試しに利用してみたいと思ってもらうことも必要であるといえる。そのためには、ホームページでの案内といった一般的な周知にとどまるのではなく、潜在的に障がい者雇用の需要のある事業所を重点的な対象として、アプローチしていくことは重要であると思われる。

加えて、障がい者の就労サポートに関係する団体や事業所等、就労支援事業所が数多くあり、また、障がい者を受け入れている福祉施設、住宅への入居をサポートする施設等も存在する。就労支援事業所でも、職場適応訓練費を併せて受け取ることができるケースもあるし、福祉施設等も障がい者の自立支援をサポートしていることから、これら関係団体に対しても本事業を周知し、当該関係団体からも本事業

を事業所に対して周知していくことは本事業の活用に向けた広報として有効であると考えられる。

法定雇用率を達成していない事業所のように、具体的な需要のあるところへ情報が届くよう、また福祉関係者や支援者などの関係者にも本事業の有効性が届くよう、実効的な広報が必要である。

(意見5)

障がい者の雇用に関し、これまで雇用をしてこなかった事業所、潜在的に障がい者雇用の需要のある事業所等に重点的にアプローチするなど、一般的な周知にとどまらない、実効的な広報が必要である。

(意見6)

制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、福祉関係者や支援者、家族らが制度を目にすることが制度の利用につながることも考えられる。障がい者や事業所のみならず、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。

(2) 本制度の利用メリットについて

本制度は、事業所へ委託し、障がい者に対して職業訓練を実施し、訓練終了後当該事業所のもとで引き続き雇用されることを目的とするものである。事業所側には職場適応訓練費を支給し、訓練対象者には訓練手当が支給されるというもので、直接的な雇用の創出、維持に寄与する制度といえる。

ところが、本事業は全く利用実績がない。担当課の分析によれば、職場適応訓練を利用する場合、法定雇用率に算定されないことに大きな要因があるようである。

このような担当課の受け止めに踏まえると、本事業は、企業にとっても、制度を利用しようとする障がい者にとっても、使い勝手の良くない制度という印象を抱かれてしまっている状況が窺える。

もともと、本事業による採用件数が法的雇用率に算定されないのは、正式に雇用される前のことである。本事業による訓練後、正式な雇用に至った場合には法定雇用率には算入される。

また本事業による職場適応訓練の制度は、あくまで訓練終了後も事業所に引き続

き雇用してもらうことを目指す制度となっており、正式な雇用をしたときに、本制度を利用していたことのデメリットは存在しない。むしろ、先に職場、特定の職種を体験することで、後々のミスマッチを防ぐことができること、求職者が手当の支給を受けながら、就職のための訓練を受けられることなど、メリットの部分も大きくある制度であるからこそ、長期間にわたって続けられてきたものである。

本事業においては、制度のメリットや意義を強調することで、制度の利用につなげていくことが重要といえる。

利用がない要因を検証することは重要であるが、その点を解消するように努めなければ、長年にわたって利用がなされない状況は改善しない。本制度の利用の意義が感じられていないことが課題とされるのであれば、周知の方法だけではなく、周知の内容を見直す必要がある。

県のホームページでは、徳島県庁コールセンター「すだちくんコール」の「よくある質問（Q&A）検索サービス」で、「職場適応訓練とはどのような制度ですか。」というページがあり、本制度の内容が説明されている。今後は、制度の内容を知らせるだけではなく、本制度を利用することでのメリットがあると感じられるように、制度の案内において工夫がなされる必要がある。

（意見7）

制度の案内を行うに当たっては、単に支給要件や支給内容を掲載するだけではなく、制度の利用者にとって、具体的にどのようなメリットや意義があるかどうかを併せて周知することによって、利用者がメリットを感じることができる、具体的に利用したいと思うことができるような検討材料を提供すべきである。

4 重度心身障害者雇用奨励金

【事業の概要】

(1) 事業目的

障がい者の雇用促進のため、重度心身障害者雇用奨励金の支給により、就職の促進を図るものである。

(2) 事業内容

重度心身障がい者の職場適応を高め、常時雇用を促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とした奨励金制度である。

特定求職者雇用開発助成金等の制度の対象となった重度心身障がい者について、その制度終了後、引き続き一年以上常用労働者として雇用する場合に、雇用した事業主に対して雇用奨励金を交付する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課

(4) 根拠法令等

- ・徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例
- ・徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例施行規則

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和48年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,000,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
決算額	1,140,000	1,320,000	1,380,000	580,000	780,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（諸収入）	780,000
合計	780,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額1,900,000円に対し、決算額が780,000円、予算執行率は約41%であった。

本事業は、特定求職者雇用開発助成金等の対象となった重度心身障がい者について、その制度終了後、引き続き1年以上常用労働者として雇用する場合に事業主に対して雇用奨励金を支給する事業である。したがって、本制度の対象者は、既に特定求職者雇用開発助成金の対象となった重度心身障がい者を雇用している企業及びこれから当該重度心身障がい者の雇用を検討している企業である。

この点、既に特定求職者雇用開発助成金の対象となった重度心身障がい者を雇用している企業については、ハローワークが当該助成金支給の際、本事業を合わせて周知しているのであり、周知方法や内容に不備は見受けられない。

一方、これから重度心身障がい者の雇用を検討している企業に対しては、令和4年度から「障がい者雇用企業関連推進事業」をスタートさせ、事業の委託先である徳島県経営者協会に所属する、企業相談コーディネーターが特定社会保険労務士と共に企業訪問を行い、障がい者雇用に関する各種政策の周知に努め、その協議会で本事業の周知を行っている。またセミナー等の機会での周知やホームページ「とくしま障がい者雇用NAV I」での紹介もされており、種々の方法で繰り返し周知が行われている。この点において、令和4年度からの当該取組による周知は評価できる。

もっとも、過去5年間で本事業を利用した企業は22社にとどまっている。障がい者雇用の促進・拡大は必要不可欠な施策であり、今後も、本事業の更なる周知及び障がい者雇用への理解を促していく必要がある。

(意見8)

令和4年度からの周知への取組は評価できるが、過去の利用企業者数に鑑みれば、更なる周知向上への取組を行っていくべきである。

(2) 成果指標について

本事業の成果指標は民間企業における障がい者の雇用率が定められている。本事業の目的が障がい者の雇用促進にある以上、法定雇用率を成果指標とすることには

一定の意義がある。

もつとも、障がい者の法定雇用率の算定基礎には、本事業の対象たる重度心身障がい者の雇用のみならず、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者も含まれるところである以上、障がい者の法定雇用率のみならず、本事業における利用企業数など、本事業による雇用率の上昇につなげるための基礎的な数値を成果指標として併せて設定すべきである。

(意見 9)

成果指標として、「重度心身障害者雇用奨励金」による雇用率の上昇につなげるための基礎的な数値を設定すべきである。

5 徳島県賃上げ応援サポート事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

厚生労働省の「業務改善助成金」を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者に、補助金を県が上乗せ交付することにより、持続的な賃上げにつなげる。

(2) 事業内容

物価高が長期化する中、持続的な賃上げにつなげるため、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者に、県が上乗せして補助金を交付し、事業者の取組を加速する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・徳島県賃上げ応援サポート事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	197,000,000
決算額	—	—	—	—	13,048,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	13,048,000
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	13,048,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額197,000,000円に対し、決算額が13,048,000円、予算執行率は約7%であった。

本事業は、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下、「国の助成金」という。）の交付が確定した企業に対し、国の助成金では助成されなかった分を上乗せして補助するものである。

したがって、予算執行率の低さは、事業の周知不足に起因するものではなく、国の助成金事業の実施状況に左右されるものである。

令和6年度は、国の助成金の申請が想定を上回り、国による交付額確定通知書の発送が遅延したため、それに伴い、本事業の申請が同年度中に完了しなかったという事情がある。

また、国の助成金の申請件数は前年度の2.6倍に増加しており、本事業の対象となりうる企業も増加している。

さらに、国の助成金の交付決定通知書と併せて本事業の案内も行われていることから、本事業の周知は有効になされていると判断する。

(意見)

なし

(2) 事業の案内チラシの有効性について

本事業は、県内の中小企業事業者（国の助成金の補助対象者）に対し、県のホームページや県SNS、国や経済団体等を通じた周知、さらにセミナー開催等によって周知が行われている。

しかしながら、県のホームページに掲載されている本事業の案内チラシは、国の助成金への上乗せ補助を行う旨が中心に記載されている。本事業の対象要件が「国の助成金の交付が確定していること」とのみ記されており、このチラシだけでは、そもそも国の助成金の受給要件が不明確である。

本事業が国の助成金に連動した制度であることは理解できるものの、県内事業者の本事業の積極的な利用を促すためには、チラシを読んだ事業者が、自身が国の助成金、ひいては本事業の対象事業者であるかについて、チラシを一読して確認でき

るような内容にする、国の助成金の要件が複雑でチラシにすべて記載することが困難な場合は、国の助成金のコールセンター番号を明記する、または要件をまとめたホームページへ誘導する二次元バーコードを掲載するなど、必要な情報に容易にたどり着ける工夫を施すことが望ましい。

(意見10)

案内チラシの記載内容について、事業者が適用対象かどうかをより容易に判断できるよう、記載を見直すべきである。

6 移住促進デジタルマーケティング活用事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

デジタルマーケティングによりとくしま暮らしの魅力や移住に関する取組について効果的な情報発信を行い、徳島県への興味・関心を深め、移住交流の促進を図る。

(2) 事業内容

県では、少子高齢化の進展や東京・大阪圏への転出超過による人口減少が深刻化しており、人材の確保と地域活力の維持が喫緊の課題となっている。そこで、デジタルマーケティングを活用し、移住等に関心のあるターゲット層に対し、それぞれの趣味、関心等に応じた効果的な情報発信を行うことで、県への移住交流の促進及び関係人口の創出・拡大につなげる。

具体的には、県への興味・関心を深めるためターゲット層に向けてウェブ広告を配信し県の移住交流ポータルサイト（「住んでみんなで徳島で！」）に誘導するほか、移住関連イベントの広告を配信して「移住相談」という具体的な行動に誘導することで、県への移住促進を図る。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課移住交流室

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	15,570,000
決算額	—	—	—	—	15,050,630

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	7,525,315

県（一般財源）	7,525,315
その他（ ）	—
合計	15,050,630

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額15,570,000円に対し、決算額が15,050,630円、予算執行率は約97%であった。

本事業は、20歳代から40歳代の東京圏・大阪圏で移住に関心を持っているが移住先・移住時期は明確に考えておらず、具体的な行動は行っていない層の者及び移住先として徳島県を候補地として意識しており移住サイトや移住相談窓口等で移住情報の収集を積極的に行っている層の者を対象とする。

そして、本事業は外部事業者へ委託され、上記各層ごとにバナー広告や相談会等の告知を使い分け、ウェブ広告やSNSの形で周知が図られているものであり、本事業の周知については有効なものと思料される。

よって、本事業の周知は適切である。

(意見)

なし

(2) 本事業の前提条件、成果について

本事業は令和6年度からスタートした事業であるが、外部事業者へ事業を委託し、デジタル広告やYouTube動画の配信、その広告結果の分析を行い、移住フェア、セミナーへの集客、「住んでみんなで徳島で！」への誘導等を行うことを目的としている。

この点、本事業の中で制作されたYouTube動画は、当該事業において中核を占めるものであるが、紹介されている人物は、那賀町の地域おこし協力隊として活動されている方、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構に勤務されている方、阿波市にUターンして農業をされている方の3名であり、これらの動画の効果を否定するものではないが、一般的な移住促進の動画の域を超えるものではない。

また、委託先の提案書によれば、委託先が行ったアンケートから、コンセプトに

反映させるべき徳島移住の価値を「徳島の土地が持つあらゆる機能面での魅力とあたたかい県民性という情緒面での魅力が同居するという点」と結論付けられているが、この内容は具体性を伴うものではない。

換言すると、県の何をPRすることによって移住を促進したいのか、との本事業の前提となる戦略が、本事業の実行結果からは判然としないのである。

本来、本事業を実施するに当たっては、県が有しているべき県のPR施策、移住施策を基にして担当課が本県のPRポイントを踏まえた仕様書を提示し、その上で当該PRポイントに応じた成果指標を作成し、当該事業を実施し、当該PRポイントが相当かどうかを含め広告結果を検証する、とのPDCAサイクルを繰り返すことが、移住施策の有効性や広告の有効性を検討する上で相当と思料される。

しかし現状では、PRポイントの設定や成果指標の設定を含めた事業全体が委託先に一任されており、事業の目的、手法、成果の評価が曖昧となっている感が否めない。担当課によれば、県の移住政策のメインターゲットは「移住を検討している東京圏、大阪圏在住の20歳代から40歳代」とのことであるが、本事業で設定された徳島移住の価値（徳島の土地が持つあらゆる機能面での魅力とあたたかい県民性という情緒面での魅力が同居するという点）が、当該メインターゲットにどのように届いているのか、成果指標として不明瞭な状態となっている。

県への過去5年間の移住者数が増加傾向にあることは評価できるが、当該事業においては、より具体的に、メインターゲットに向けた県における移住政策のポイント及びそのポイントに対応した成果指標を定め、委託先と綿密な協議を重ね、PDCAサイクルを実施すべきである。

（意見11）

「移住促進デジタルマーケティング活用事業」は、県の移住政策がベースになっておらず、委託先に一任されている感が否めない。今後は、より具体的な県における移住政策の柱及び成果指標を策定し、委託先と協議を重ねながらPDCAサイクルを実施すべきである。

7 広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト

【事業の概要】

(1) 事業目的

移住希望者へのきめ細やかな対応や積極的な移住に関する情報発信により、「とくしま回帰」の加速化と、移住者増加による「活力ある地域づくり」の更なる促進を図り、移住交流人口の拡大を図る。

(2) 事業内容

移住希望者からの相談に対応するため、徳島・東京・大阪への「移住コンシェルジュ」の配置や、県の「仕事・働き方」に精通したキャリアコンサルタントと連携した「キャリア相談会」を開催した。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課移住交流室

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	65,000,000	50,000,000	50,000,000	47,200,000	29,590,000
決算額	43,579,531	41,919,363	44,679,243	43,398,055	28,969,625

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	14,210,186
県（一般財源）	14,759,439
その他（ ）	—
合計	28,969,625

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額29,590,000円に対し、決算額が28,969,625円、予算執行率は約98%であった。

本事業は、東京交通会館内での移住情報の展示業務や移住相談業務、徳島駅クレメントプラザ5階とくしま移住交流促進センター（令和7年4月からは徳島県庁5階労働雇用政策課移住交流室内に移転）での移住希望者に対する相談業務、情報発信業務、情報収集業務移住交流イベント等参画業務、本章9「みんなでリスタート！#徳島移住促進事業」対応・事務補助業務に従事する「移住コンシェルジュ」の配置により、移住人口の拡大を図ることを目的とする。すなわち本事業は、徳島県への移住に関心のある者を対象とする事業である。

この点、事業に係る情報発信は、とくしま移住交流推進センターの業務委託を受けた一般社団法人によって実施されており、県の移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」やFacebook、インスタグラムでの投稿、ラジオ出演でのPR、チラシや印刷物の作成など、複数のメディアを用い繰り返し周知が図られている。

また東京で開催される移住イベントにおいても、一定の事前予約者数が認められ、現実の相談者数もある程度確保できているところであり、周知の効果も認められる。

よって、本事業の周知については有効なものと思料される。

(意見)

なし

(2) 委託先からの報告及びその活用について

本事業は、東京交通会館内での移住相談業務をNPO法人に、また徳島駅クレメントプラザ5階のとくしま移住交流促進センター（令和7年4月からは徳島県庁5階労働雇用政策課移住交流室内に移転）での移住相談業務を一般社団法人に委託している。

そして当該委託に当たり、前者については、業務仕様書において、「他地域における移住・定住及び二地域居住情報等の収集及び相談者ニーズの把握、これらを通した県への助言」が業務内容とされており、後者の業務仕様書においても情報収集が

業務内容とされている。つまり、本事業は、両者を通し、相談業務、積極的な情報収集から得られた移住希望者の傾向、他の都道府県の動向、イベントの比較、県の情報発信のあり方等について報告を受け、県の移住政策に活かすことが期待されている業務である。

この点、後者の令和6年度の業務月報においては、月平均2,375件、情報収集業務を実施したとされ、他の自治体の情報発信、イベント等の研究を積極的に行っていることも窺える。しかし、担当課によれば、委託先からの報告は、口頭での報告にとどまっているとされる。また、後者においては「一昨年は単身者の移住が増加傾向、昨年は漠然層の移住が増加傾向」との報告がされたにとどまり、具体的に移住政策に活かす情報収集、報告に至っていない。

今後、まずは、本章6「移住促進デジタルマーケティング活用事業」において記載のように、県の移住政策におけるアピールポイントを委託先と共有した上で、当該アピールポイントと移住希望者の実情との比較、県が発信しているSNSの浸透度合、他の自治体における移住政策の検討等の報告等を行った上で、口頭ではなく書面で委託先から受領し、県においてその結果を分析し、県の移住政策に活用すべきである。

(意見12)

東京、徳島において移住希望者からの相談を受ける業務等を事業者に委託しているが、今後の県における移住政策に活用するための十分な報告を委託先から受領できていない。今後は、県における移住政策の柱を委託先と共有し、移住希望者の実情との比較、県が発信しているSNSの浸透度合、他の自治体における移住政策の検討等の報告等を事業者から書面で受領し、その結果を分析し、県の移住政策に活用すべきである。

8 住んでみんなで徳島で！ 移住交流拡大事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

都市部からの人材還流を加速し、確実に徳島県への移住につなげるとともに、県内業界団体の人材不足の解消にも寄与するため、大阪及び東京で徳島県独自の「移住フェア」等を開催する。

(2) 事業内容

① 徳島県独自の移住フェアの開催

人材不足が深刻な県内業界団体の移住フェア等への参加希望に応えるとともに、県内市町村や多彩な業種をまとめて紹介することで、県への移住促進を図る徳島県独自の移住フェアを大阪・東京で開催する。

② とくしま回帰セミナー企画・運營業務

ふるさと回帰支援センターで実施する「とくしま回帰セミナー」に関する、内容の企画をはじめ、広報及び運営に係る業務を委託する。

③ 全国規模の移住フェアへの出展

全国の都道府県が参加する全国規模の移住フェアに出展する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課移住交流室

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	13,500,000
決算額	—	—	—	—	11,985,698

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
----	----

国庫	4,883,123
県（一般財源）	7,102,575
その他（ ）	—
合計	11,985,698

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額13,500,000円に対し、決算額が11,985,698円、予算執行率は約89%であった。

本事業は、主に、東京圏・大阪圏の20歳代から40歳代を中心とし、委託先を通じて、県への移住につなげるイベント、例えば、東京や大阪での移住フェアやセミナーを実施する事業である。

スローライフが注目される中で、都会からの移住者をターゲットとすること、とりわけ、雇用拡大との関係では、勤労者世代をターゲットとした、イベント、SNS戦略を取ることは、合理性のあるものといえる。

また、移住フェア自体は、委託先からの結果報告書によれば、毎回の来場者数も一定数あり、移住検討者に対する情報提供の役割を果たしていると評価することができ、周知の有効性も認められる。

県の移住促進に関するSNS戦略の中心は、県が移住交流ポータルサイトとして設けている「住んでみんなで徳島で！」である。県外からの移住検討者にとっては、まず、このようなSNSで情報を得ることが移住検討の第一歩となることが多いものといえる。これまでも、県が開催する移住フェアの内容は、同ホームページにおいて案内されているが、今後も、気軽に情報を得ることができるSNSで、移住フェアの情報を十分発信していくことで、移住検討者への本事業の周知を図っていくことができる。下記(2)でも述べるとおり、「住んでみんなで徳島で！」との連携した動きが重要である。

(意見)

なし

(2) 事業の有効性について

事業の経済性や有効性については、担当課より移住検討段階から実際の移住までは年単位の期間を要することもあるため、単年度での事業効果を図ることが困難であるという回答がなされている。

他方で、移住については、例えばリタイア後の人生設計といった中長期的な検討に及ぶ場合もあれば、早いうちから第2の人生を考えたいという場合もあり、常に、本事業による移住検討者が実際の移住につながったかどうかという視点を持ち、検証していくことが重要である。年に約12,000,000円（予算額13,500,000円）の費用が投じられていることからすれば、どの層をターゲットとするのか、また、その層にどのようにアプローチしていくかなどを常に見直していくことで、移住検討者の関心に対して訴求していくことのできるイベントの開催のあり方を検討することが必要である。その点において、「移住イベントのターゲットを見直し、その時々ニーズにあった情報発信を行っている」という県の取組を続けていくことは重要である。そしてまた、移住フェアの開催だけでなく、東京・大阪に設けられている移住相談窓口からのフォローアップやSNSでの情報発信といった、フェア来場者に対し、実際の移住につなげていくための取組も併せて重要である。

移住施策については、ライフスタイル、居住環境、自然など、徳島の地における住みやすさ等が総合的に考慮要素となって、実現するものである。このように、移住の選択に当たっては、種々の要素が関係するものである。幅広い観点から、徳島への移住を検討している者に対し、仕事の面が移住の妨げとならないよう、移住のイベントと切り離して考えるのではなく、就労に関する県の施策も含めての総合的な情報提供が求められる。

この点、上記「住んでみんなで徳島で！」のホームページでは、掲載情報が、「徳島について」、「移住支援について」、「住まい」、「仕事」等に分かれている。この分類は分かりやすく整理されているといえる。

他方で、「仕事」のページでは、県が移住、就業に伴って実施している本章10「徳島わくわく移住支援事業」への言及も、リンクも、存在していない。同事業の内容を確認しようとするれば、「移住支援について」のページを訪れ、さらに、そこから「支援制度」という項目をクリックして初めて、県の移住支援制度にたどり着く仕組みとなっている。

徳島で仕事をしようと思ひ、県外から移住サイトを訪れる者もいるはずである。その場合に、移住支援制度についても「仕事」のページで紹介されていれば、目に付きやすく、移住の検討材料にもなるはずである。移住を考えたときに、仕事をどのように見付けるかと、どのような移住支援がなされているかは切り離せないものといえる。この点について、より分かりやすく、サイトのレイアウトを工夫することは必要である。県外から「住んでみんなで徳島で！」を初めて訪れた者（県が展開している事業を全く把握していない者）に対し、色々なサイト、ページを巡って調べてもらひ、一から情報を集めてもらうことは期待できない場合もあり、どのようにして情報の一覧性、網羅性を確保するかは重要である。この点、「仕事」のページに移住支援制度の詳しい内容まで掲載しなくても、概要を掲載し、詳しく説明のされている県の別のページへリンクを貼るだけでも、目に付くこととなり効果的ではないかと思われるところである。

前述の「徳島わくわく移住支援事業」は、県に移住して、就職や起業をする場合が対象であり、移住による就業と深く関わる事業である。殊に、移住交流拡大事業が東京圏・大阪圏の20歳代から40歳代を対象の中心に据えたものであることからすれば、就職の点に紐付けて情報を整理することは有益であるといえる。本事業により移住フェアに来場した者を実際の移住につなげていくために、「住んでみんなで徳島で！」において、仕事や移住支援制度などの移住検討者が気になる情報については、一覧的に掲載することが重要であるといえる。

(意見13)

移住フェア等への参加者がより詳しい情報を知るために県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」を訪れた場合等に、「仕事」のページにおいて、仕事に係る情報だけでなく、関連する移住支援制度（「徳島わくわく移住支援事業」等）の内容も掲載することで、これらの情報について一覧性をもって確認できるよう、サイトの構成を見直す必要がある。

9 みんなでリスタート！#徳島移住促進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

徳島県に移住し、子育てを希望する「子育て世帯」に対して、予算の定める範囲内において、転入等に必要な費用を支援するとともに、その後2年以上在住する世帯に対しては、更なる定住を促進する応援金を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにより、「とくしま回帰」を推進する。

(2) 事業内容

子育て世帯の県への定住を促進するため、「移住支援金」（10万円）の交付を受けた方のうち、2年間定住した方に「定住応援金」（10万円）を支給する。

※移住支援金の申請受付は、令和5年度末で終了

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課移住交流室

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・みんなでリスタート！徳島移住促進支援金（子育て世帯向け）交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・令和8年度終了（予定）

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	20,000,000 (2月補正)	20,000,000 (R2予算繰越)	20,000,000	22,000,000	10,100,000
決算額	0	7,404,000	13,624,388	14,717,639	6,615,540

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	6,615,540
その他（ ）	—
合計	6,615,540

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額10,100,000円に対し、決算額が6,615,540円、予算執行率は約66%であった。

なお、本事業は、わくわく移住支援補助金の子育て世帯加算が拡充されたことに伴い、当該補助金の受付申請については令和5年度末をもって終了している。

担当課は予算執行率の低迷について、「新型コロナウイルスの影響が落ち着き、子育て世帯のライフスタイルに変化が生じたためではないか」としている。しかし、実質的な引継ぎ先である本章10「徳島わくわく移住支援事業」の予算執行率も同様に低迷していることから、要因を子育て世帯のライフスタイル変化のみに求めるのは困難である。

両事業を所管する労働雇用政策課移住交流室は、本章7「広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト」等からの報告を参考に、子育て世帯の移住ニーズを再検討し、他の移住政策にその分析結果を活用すべきである。

(意見14)

「みんなでリスタート！#徳島移住促進事業」は廃止が予定されている事業であるが、引継ぎ先事業も含め予算の執行率は低迷しており、子育て世代の移住に関するニーズが十分に分析できていない可能性がある。今後、担当課においては、他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とすべきである。

10 徳島わくわく移住支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

U I J ターンの促進により、東京一極集中を是正し、地方の社会的課題を解決する産業の創出や、地方の中小企業の人材・担い手確保につながる移住者の増加を目的として、東京23区からの移住者に対し、移住する際に要する費用を支援する。

また、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業時に地方へU I J ターンすることを促進するため、県内の企業において実施される就職活動に参加するための交通費の支援を行う。

(2) 事業内容

県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、徳島県と市町村が協働して、県内への移住者への支援として移住支援、地方就職学生支援を実施する。

全国の都道府県が参加する全国規模の移住フェアに出展する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・労働雇用政策課移住交流室

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領
- ・徳島わくわく移住支援事業費補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成31年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	26,500,000	26,500,000	26,500,000	26,500,000	20,600,000
決算額	3,106,310	3,318,480	9,999,000	14,864,160	13,950,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	6,586,000

県（一般財源）	7,364,000
その他（ ）	—
合計	13,950,000

【指摘及び意見】

(1) 移住支援事業の周知について

本事業は、予算額20,600,000円に対し、決算額が13,950,000円であり、予算執行率は約68%であった。

本事業は、関東圏からの移住者を対象とした移住支援金の支給事業であり、移住元に関する要件が限定的である。この要件が予算執行率の低迷につながっていることは否定できない。

しかし、この予算執行率の低迷は、本事業の周知方法にも大きな原因があると考えられる。

本事業の就職に関する要件として、就業先が本事業の対象法人として県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」に掲載されていることが必須である。「ジョブナビとくしま」は、本事業の周知の根本をなすホームページと言える。

ところが、「ジョブナビとくしま」の「求人検索画面」では、「移住支援金対象者求人」という項目があるものの、当該画面上には、その意味や制度に関する解説・リンクが存在しない。これでは、本事業の要件を事前に知る者でなければ、当該項目を適切に利用できない。移住元の要件を満たす対象者であっても、「ジョブナビとくしま」を通じて本事業の対象か否かを確認することは困難である。

また、「ジョブナビとくしま」は、「記事」として本事業の説明・対象企業一覧を載せたページは表示されるものの、本事業を明記したタブなどの形で本事業に特化して解説されたページは設けられていない。またサイト内検索で「移住支援金」を検索すると本事業の関連ページは表示されるものの、「支援情報・施設相談窓口」内の移住支援金関連ページはリンク切れを起こしている。さらに、内閣府の総括ポータルサイト「ふるさと求人」から「ジョブナビとくしま」へのリンクも切れている。

以上のとおり、「ジョブナビとくしま」は本事業の要件の一部をなし、周知の根本をなすホームページであるにもかかわらず、対象者にとって極めて不親切な掲載状況にある。これは、「移住支援金対象求人」を提供する企業側にとっても、求職者へ

のアピール機会を失っている現状である。

(意見15)

「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。

(2) 移住支援事業の周知検証手段について

本事業の周知は、移住フェアや相談会でのチラシ配布、県のホームページやSNS等で行われている。また、移住ホームページの補助事業周知ページの閲覧数や補助金の申請者数をもって、本事業の周知度合を検証している。

本事業自体を移住ホームページで説明することは、周知方法として適切かつ有効である。

しかし、上述のとおり、「ジョブナビとくしま」に「移住支援金対象求人」を提供した企業への就職が、本事業の支給要件の一部をなす。本事業の利用を考える対象者にとっては、まずは自身の就職先が「移住支援対象求人」にあたるかどうかを確認する必要があるのである。したがって、「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数こそが、本事業が周知されているか否かの検証手段として用いられなければならない。

(意見16)

本事業の周知検証手段として、「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を加えることが適切である。

(3) 地方就職学生支援事業の周知について

本事業は、東京都内に本部がある大学の学生が、卒業時にUIJターンなどで県内の企業に就職する際の交通費の支援を行う事業である。

東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みの関東圏からの移住者を対象とした移住支援金の支給事業であり、移住元に関する要件が限定的である。この要件が予算執行率の低迷につながっていることは否定できない。

しかし、この予算執行率の低迷は、上述の「移住支援事業」と同様、本事業の周

知方法にも大きな原因があると考える。

本事業は移住フェアや相談会でのチラシ配布、県ホームページやSNSによって周知はされているが、「ジョブナビとくしま」はUIJターン希望者に徳島県の就職先を紹介しているホームページであって、まさに本事業と同じ層を対象とする以上、「ジョブナビとくしま」の中で本事業を紹介することが、本事業の周知にとっては有益である。

ところが、「ジョブナビとくしま」には、「地方就職学生支援事業」にかかる項目は設けられておらず、本事業の意味や制度に関する解説・リンクが存在しない。

また、「ジョブナビとくしま」は、「記事」として本事業の説明・対象企業一覧を載せたページは表示されるものの、本事業を明記したタブなどの形で本事業に特化して解説されたページは設けられていない。ホームページ内検索で「地方就職学生支援事業」を検索すると本事業の関連ページは表示されるものの、「支援情報・施設相談窓口」内でも、移住支援金とひとくくりにされ、「地方就職学生支援事業」としての関連ページは存在しない。

以上のとおり、「ジョブナビとくしま」は本事業の周知のために有益なホームページであるにもかかわらず、対象者にとって極めて不親切な掲載状況にある。これは、「地方就職学生支援事業」を提供する企業側にとっても、求職者へのアピール機会を失っている現状である。

(意見17)

「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。

(4) 地方就職学生支援事業の周知検証手段について

本事業の周知は、移住フェアや相談会でのチラシ配布、県のホームページやSNS等で行われている。また、移住ホームページの補助事業周知ページの閲覧数や補助金の申請者数をもって、本事業の周知度合を検証している。

本事業自体を移住ホームページで説明することは、周知方法として適切かつ有効である。

その一方、上述のとおり、「ジョブナビとくしま」には本事業に特化したページが

存在しないが、「ジョブナビとくしま」において本事業に特化したページを作成し事業の活用を促すことは有益である。そして当該ページを作ることで、当該ページの閲覧数を本事業が周知されているか否かの検証手段として用いることができ、本事業の周知度合を検討する有効な資料を取得することもできる。この点からも「ジョブナビとくしま」において本事業に特化したページを作成することは有益と考える。

(意見18)

「ジョブナビとくしま」内に本事業に特化したページを作成し、その閲覧数を本事業の周知検証手段として加えることは有益であると考え、周知方法やその検証手段について工夫を重ねることが望ましい。

1 1 タクシー運転手確保支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

タクシー事業者が行う運転手確保に係る取組に要する経費に対して、市町村と協調して補助金を交付し、地域の実情に合わせた課題解決に取り組み、タクシー運転手不足の解消を図る。

(2) 事業内容

運転手の高齢化やコロナ禍による離職により、喫緊の課題となっているタクシーの運転手不足を解消するため、運転手の採用説明会の開催、求人等に係るPRの実施、事業所の男女別トイレや女性用更衣室・休憩室等の環境整備、第二種運転免許の取得など、地域のタクシー事業者が行う運転手確保に係る取組に対して市町村と協調して補助金を交付する。

(3) 所管部局・課

生活環境部・交通政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・タクシー運転手確保支援補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和5年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	4,000,000 (2月補正)	4,000,000 (R5 予算繰越)
決算額	—	—	—	0	795,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	795,000
その他（ ）	—

合計	795,000
----	---------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額4,000,000円に対し、決算額が795,000円、予算執行率は約20%であった。

コロナ禍での外食の減少等により、タクシー運転手の不足は、大きな問題となってきた。特に、タクシー運転手になるためには、第二種運転免許が必要であり、タクシー運転手が男性に偏っていることからすれば、そもそものなり手を増やすために、免許の取得を後押ししたり、女性用更衣室等の女性の働きやすい環境を整えたりすることは、意義も大きい。

また、担当課からは、地域のタクシー事業者は、タクシーの運行をはじめ、市町村が運営する乗合タクシーやコミュニティバスの運行など、地域住民や観光客等の移動手段として重要な役割を担っていることから公益性が高く、県として運転手確保に向けた取組を支援する必要性は高いという背景が述べられている。

かかる理由のもと、本事業は、求人広告費用や第二種運転免許の取得費用等について市町村が支援する補助金額の2分の1を県が負担する（市町村に補助する）事業である。実際に本事業にかかる上記決算額の内訳は、第二種運転免許の取得費用に対するものが395,000円、求人広告費用に対するものが58,000円、職場環境改善費用に対するものが342,000円となっている。

予算執行率が低い理由について、担当課からは、全国的な人手不足の影響で想定していた採用人数に至らなかったことやタクシー会社に少なくない負担が生じること等が考えられるとの回答が挙げられた。

確かにこれらの要因も考えられるところである。

もっともその一方、本事業の周知については、県としては特段実施していない。県は、本事業の周知対象者を県内市町村とし、県内市町村の担当者にメールや電話での案内を行う形で周知を行っているとする。この理由について担当課からは、タクシー事業者を支援する市町村に対する補助制度であるため、地域の実情に応じ市町村において事業を実施するかどうか判断され、県が統一的に広報することが必ずしも効果的とはいえないという回答がなされている。

他方で、本事業に申請した市町村の数は6市町ということであるが、特に市町村

が本事業をホームページ等で周知している様子はみられない。もちろん、市町村と共同して実施するもので、また、県も直接タクシー事業者ではなく市町村へ補助するものであるため、県単独で広報するものではない面もあるが、現に制度の利用件数が多くないことに照らすと、タクシー事業者やなり手に対して情報が行き届いていないことは一因として考えられる。

本事業は、直接的にはタクシー事業者を支援するものであるが、人手不足を解消するためには、タクシー運転手となれる第二種運転免許の取得希望者を増やさなければならぬ。そのためには、県や市町村が免許取得のための補助を行っている例があることは、タクシー事業者だけではなく、広く就労希望者に周知されても良いものであると思われる。

この点、個別の具体的な案内は、各市町村に委ねるとしても、県が第二種運転免許の取得を支援していることや支援を実施している市町村の名称、担当課、支援内容の概要等を記載することは、本事業の存在を知ってもらうために有益であるといえる。県としては、補助金を支出している以上、市町村に任せきりにするのではなく、補助金が有効に活用されるよう、補助金の利用を受ける市町村と連携して、制度の周知を図ることが必要であるといえるし、少なくとも、周知の在り方を市町村と検討すべきである。

(意見19)

「タクシー運転手確保支援事業」に関し、県は、タクシー事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、補助金が有効に活用されるために、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。

(2) 成果指標について

本事業の成果指標は、補助対象期間中に第二種運転免許を取得した運転者数とされ、本事業による補助金を活用して第二種運転免許を取得した人数を積算時の想定と比較して達成度合を検証している。

本事業は、タクシー事業者が行う運転手の確保に係る取組に要する経費に対して、補助がなされる仕組みとなっている。補助金の交付に当たっては、補助金を活用する人材を3か月以上継続して運転手として雇用することが条件となっているなど、

直接雇用に結び付く補助金交付の在り方がなされており、効率性や有効性の観点から、適切といえる。

他方で、本事業の目的としては、女性のタクシー運転手の増加も大きな目的の1つとなっており、女性のタクシー運転手の雇用が進んだかどうか、大きな検証対象の1つであると思われる。しかし、上記の執行率が低くとどまっていること、女性用更衣室の環境整備等に充てられる職場環境改善費用としての支出が342,000円となっていることからしても、本事業が女性のタクシー運転手の増加に寄与したかどうか、また、今後どのような改善が考えられるかどうかといった点について、具体的に検証する必要はあるものと思われる。

よって、単純に第二種運転免許を取得した運転者数とするのではなく、女性タクシー運転手の増加との目的を含んだ成果指標を定めることも有益であると考ええる。

(意見20)

「タクシー運転手確保支援事業」の目的に女性のタクシー運転手の増加との点も含まれる以上、単純に第二種運転免許を取得した運転者数のみを成果指標とすることが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。

(3) 事業の予算検証について

本事業は、市町村への事前の需要調査を踏まえ、県内の8市町村について1市町村当たり500,000円を補助することを想定して予算組みがなされたものである。

確かに本事業は、あくまで市町村の補助事業を一部県が負担するものであり、市町村ごとに予算額を算定していくことは不合理とはいえない。もっとも本事業が最終的には個別の事業者の支援を行う性質を有するものである以上、当該市町村のタクシー事業者の数などを考慮せず、一律に市町村ごとに補助上限を設けることが合理的なものであるかどうかは十分検討すべきと思われる。

例えば、第二種運転免許の取得について取り上げると、教習所費用は、数十万円程度に上るものと考えられる。このうち半分を事業者が負担し、残り半分を4分の1ずつ県と市町村が補助するとしても、1市町村当たりの補助額が500,000円では、補助できる件数が限られてしまう。

また、加えて、職場環境改善費用については、直接採用人数がない場合であっ

ても、将来に向けて活用できるものであり、タクシー運転手の確保のための設備投資として十分な意義を有するところであり、事業者にはより積極的な本事業の活用を促すことは必要と考えられるが、これが1市町村500,000円とする補助金上限額と整合するかどうかはまた、検証が必要である。

真に本事業が利用されることを想定すれば、かかる予算額で十分事業の目的を果たせるものとなっているかどうかは、疑問である。公共交通機関の発展が限られている徳島県において、タクシーも、住民の移動手段として必要性が大きいものである。県の喫緊の課題に関わるもので事業の意義が重要であり、特定の業種の支援となるものの上記のとおり公共性も有しているだけに、十分目的が達成されるよう、検証を進める必要がある。

次年度以降も継続していくに当たっては、上記(1)において述べたように、周知等も含めて見直す必要があるといえる。

(意見21)

「タクシー運転手確保支援事業」のように、目的に公益性があり、県としても喫緊の課題として認識している業種等に対する支援については、公費をもって支援することで、十分支援の目的が達成されるよう、次年度以降の実施内容や予算規模等を十分検証すべきである。

1 2 食鳥検査等指導事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

指定検査機関（公益社団法人徳島県獣医師会）に食鳥検査を委任し、「検査員（公務員獣医師）」の絶対数不足を補うことにより、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく「食鳥検査」を的確かつ確実に実施し、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止する事業である。

(2) 事業内容

当該事業は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、本来、都道府県が実施すべきものとして位置づけられている「食鳥検査」の全部を、指定検査機関として指定した公益社団法人徳島県獣医師会に委任するとともに、食鳥検査員に対し、最新の知見を習得できる機会として、講習会を開催する事業である。

(3) 所管部局・課

生活環境部・安全衛生課

(4) 根拠法令等

・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成7年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	5,364,000	11,139,000	5,545,000	6,896,000	8,459,000
決算額	6,036,311	5,142,671	5,325,371	6,215,136	7,438,953

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（手数料）	7,438,953
合計	7,438,953

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額8,459,000円に対し、決算額が7,438,953円、予算執行率は約88%であった。

本事業は、指定検査機関（公益社団法人徳島県獣医師会）に食鳥検査を委任し、「検査員（公務員獣医師）」の絶対数不足を補うことにより、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく「食鳥検査」を的確かつ確実に実施し、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする事業である。したがって、本制度を周知すべき対象者は、食鳥検査を行うことができ、かつ「検査員（公務員獣医師）」の絶対数不足を補うことができる機関である。

食鳥検査の実施は指定検査機関以外には認められていないため、周知対象機関は極めて限定的であり、事実上、当該指定検査機関（公益社団法人徳島県獣医師会）のみとなる。この周知方法は、制度の特性に照らして合理的かつ適切である。

以上のことから、本事業の周知は適切であったと結論づける。

(意見)

なし

(2) 事業全般について

本事業は、指定検査機関として、公益社団法人徳島県獣医師会に食鳥検査の全部を委任するものである。国からの通知により指定検査機関の検査員は、専任かつ常勤が原則とされ、本事業費は委託先の給与、旅費等に充てられている。担当課は、毎月、委託先から処理場別の食鳥検査結果を受領し、1年に1回、委託先に立ち入り検査を行い、帳簿書類その他の物件の検査とともに、事業内容や改善点について聴取しているとのことである。食鳥検査における人材確保の手段としては適切であり、特に意見、指摘等はない。

(意見)

なし

13 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

若者世代の転出超過が特に顕著である中で、大学生等の県内における就業を促進するとともに、県内産業を担う人材の確保による雇用創出を図る。

(2) 事業内容

若者の県内における就業を促進するとともに、人材を確保するため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）等の奨学金の貸与を受け、大学等の卒業後に県内事業所で36月以上就業した者に対し、奨学金の返還に要する経費の助成を行う「徳島県奨学金返還支援制度」を実施するものである。具体的には、大学生等を対象に助成候補者を募集・認定し、将来県内就業した場合の助成額を「徳島県奨学金返還支援基金」に積み立てるとともに、実際に一定期間県内就業した際に、基金を取り崩して奨学金の返還に要する経費に対する補助金として交付する。

(3) 所管部局・課

こども未来部・こども未来政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始（募集開始）・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	223,889,000	222,576,000	222,604,000	224,963,000	225,388,000
決算額	155,240,615	135,646,745	105,351,069	116,359,289	114,261,800

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	32,755,955

その他（基金・財産 収入）	（基金）80,717,400 （財産収入）788,445
合計	114,261,800

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額225,388,000円に対し、決算額が114,261,800円、予算執行率は約51%であった。

本事業は、新卒大学生や既卒の大学生が徳島県内で就業することを促進するために、借り受けている奨学金の返還に要する経費の最大2分の1程度（上限最大1,000,000円）を助成するものである。

事業の規模としては、令和6年度の予算額が225,388,000円と、2億円を超えており非常に大きい。また、上記のとおり、学生らにとって、奨学金の返済負担が大きく減る制度となっており、県での就労の促進を図るに当たって、重要な事業であるといえる。

担当課の回答によれば、本事業によるこれまでの就職実績も、1,200人を超えるとのことである。平成27年度から10年目を迎えている制度であることに照らせば、毎年100人前後の利用があることになり、予算執行率は例年50%程度にとどまっているものの、制度の利用自体は一定数あるものといえる。

しかし、令和6年度は、募集人数250人に対して申請が187人とどまった。令和7年度からは、募集人数を300人に引き上げるとともに、助成上限額の引き上げや募集対象の拡大、要件の緩和などを行っており、支給要件の見直しも図っているようである。県は、本事業による達成目標として、令和7年度からの5年間で累計1,500人の認定を目指している。令和6年度までの状況を見れば、募集人数に達するよう、より一層の周知が求められる状況にあるといえる。

担当課からは、予算執行率の低さについて、借入額の少ない者もおり、予算を立てる際に基準とした上限額と実際の助成所要額に差が生じること、助成所要額に基金の剰余分を活用していることが一因と回答されている。

しかしながら、現に申請人数が目標募集人数を下回っている以上、やはり、制度の周知が足りていない可能性は否定できない。

本事業の周知に当たっては、大学生ら本人や保護者、大学等関係者、県内企業人

事担当者を対象として、大学等でのチラシ配布、移住フェア・就職説明会等、SNSやホームページ等での案内を図っているということであり、様々な方法で繰り返し周知を図っていることは評価しうる。

他方で、本事業は、基本的に日本学生支援機構の奨学金支給と紐付けられている制度であるから、日本学生支援機構との連携が必要不可欠である。

日本学生支援機構のホームページでは、各都道府県が実施している奨学金の返還支援事業について、リンクが掲載されている。これに対し、担当課からは、奨学金を借り受ける学生の段階で返済のイメージまで持っている者が少ないため、中々リンク先を見られていないのではないかとといった分析がなされているようである。

もっともその一方、殊に県内の学生については、奨学金の返還支援の有無が、県内に残るかどうかどうかという、進路や就職の選択にも影響し得るものであるから、早い段階から、奨学金の支給者である日本学生支援機構とも連携した制度周知が求められるといえる。

また、県外の学生らについては、県のホームページまで直接アクセスする契機がないことも考えられるから、やはり、奨学金の支給者であり、学生らと直接つながりのある日本学生支援機構と連携しての制度周知が求められるといえる。

(意見22)

「「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業」(奨学金返還支援制度)について、奨学金の支給者である日本学生支援機構とも連携し、学生をはじめとする制度対象者へのより一層の周知に努めるべきである。

(2) ホームページの案内内容について

上記周知の点とも重なるが、県のホームページにおける本事業の案内内容について、いくつか言及する。

本事業が就学者や若者を対象とするものであることからすれば、スマートフォンやパソコンで気軽に情報をチェックすることのできるホームページの充実は非常に重要である。

県のホームページの構成としては、メインのページとして徳島県奨学金返還支援制度<ポータルサイト>があり、さらに、そこから全国枠と県内枠のページにアクセスでき、さらに詳しい情報を確認することができるようになっている。

優れている点として、メインページにおいて、本事業の補助金交付要綱（PDFファイル）が掲載されていること、誤解しやすい部分を中心にQ&A（PDFファイル）が掲載されていること、前年度からの変更点が最初に目立つように掲載されていること、県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」や移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で!」、「ジョブカフェとくしま」などの関連サイトへのリンクも貼られていることである。本事業は、県内への移住や県内での就労と関連したものであるから、このように、関連する県のサイトをまとめて掲載し、情報の一元化を図っていることは、行き届いた対応であるといえる。

他方で、本事業は、大きく全国枠と県内枠に分かれており、それぞれで支給要件も異なっている。特に補助の対象者について、全国枠では、日本学生支援機構の奨学金以外を借りている場合も対象となることがあるが、県内枠では、日本学生支援機構の奨学金を借りている場合しか対象とならない。補助金の支給対象者（いずれの奨学金を受けている場合に対象となるか）は、支給要件の中でも、特に重要な情報であり、これも目立つ形での案内がなされていることが望ましい。このことをホームページから確認するためには、Q&Aを開き、「日本学生支援機構奨学金以外に対象となる奨学金とはどのようなものですか?」というQ&Aの項目を見なければ、基本的に確認できない（交付要綱や募集要項を読み込むと、このことは読み取れるものの、一目で分かるようなものとはなっていない。）。この点については、より分かりやすく改善の余地があるものといえる。

また、あわせて、本事業については、「ジョブナビとくしま」の「支援情報・施設相談窓口」の欄にもリンクが掲載されている。相互に情報の連携がなされており、望ましい形である。もっとも、リンクが掲載されているだけで、返還支援制度の内容を知ることはできないから、簡単にでも説明がなされていることがより望ましいとも思われる。

また、「住んでみんなで徳島で!」では、仕事のページにおいては本事業の紹介があるものの、県の移住支援制度に関するページにおいては本事業に関しては特に触れられていない。移住支援を直接の目的にするものではないとしても、関連性は少ない事業であるから、移住支援制度の中でも紹介されることが望ましいと考えられる。

（意見23）

補助金の支給対象者のように、重要な支給要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上で目立つ形で案内するべきである。

(意見 2 4)

「ジョブナビとくしま」のように、関連する県のホームページでも、概要を紹介することが望ましい。

(3) 「Q & A」の内容について

上記(2)で触れた「Q & A」では、詳しく制度の解説がなされ、誤解の生じやすい内容も分かりやすく説明されており、利用者の利便性を考えたものとなっている。

ただし、その中では、全国枠と県内枠を区別せず、日本学生支援機構以外の奨学金も対象となり得るかのように説明されている箇所がある。上記のとおり、県内枠の場合には、日本学生支援機構の奨学金しか対象とならず、誤解を生む記載は改められるべきである。

本事業のホームページでは、目に留まりやすいよう概要をまとめたチラシが貼られたり、他方で、「Q & A」のように詳しい情報が掲載されたりと、得られる情報量も多く、工夫を凝らした構成がなされている。それだけに、掲載内容について精査し、正確な内容が伝わるように引き続き取り組んでいただく必要がある。

(意見 2 5)

ホームページにおいて、誤解のない内容が案内されるように、掲載内容を精査する必要がある。

(4) 事業の実施内容について

特に将来を担っていく若者を徳島に集めるためには、より若者の注目を集めることができるよう、他の都道府県との差別化も求められる。令和7年度には、上限額の引き上げが行われているようであるが、内閣官房が発表している奨学金返還支援に係る都道府県の取組状況を見ると、より高い上限額を設けている都道府県も複数存在しているようである。

担当課では、毎年内閣府の調査及び他県の調査の結果の取りまとめにより、把握しているということである。また、他県と比較して、特定の産業や就業分野に限っ

ていないこと、全国枠と県内枠を組み合わせることで全国から優秀な人材を集めることや、より早い段階から若者の流出を食い止める施策となっていること（県内枠では高校生らが対象となっている）が特徴的な施策となっているとのことである。

もともと、このように県としての独自性を出しながら、他方で、予算枠に多くの余りが生じていることを考慮すれば、より一層制度の拡充を検討する余地もあると思われる。もちろん予算枠を削る方向での検討もあり得るところであるが、本事業は、直接若者を支援する内容となっており、有用性も大きい。特に、若者の定住、移住を促進することは、労働力人口の増加、地域経済の活性化に寄与する影響も大きい。

県として、他県の動向も見ながら、本事業が県における労働力人口の増加に寄与するよう、引き続き事業内容を見直していくことが求められるところである。

（意見 26）

事業の実施内容はより多くの若者の就労を確保できるよう、引き続き見直しを重ねていく必要がある。

1 4 保育士修学資金等貸付事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

保育士資格の資格取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者で保育士として勤務していない者の再就職支援を図る。

(2) 事業内容

保育士の確保を図るため、徳島県社会福祉協議会が実施する保育士資格取得のための修学資金貸付等事業を行う。

① 保育士修学資金貸付

指定保育士養成施設に在学する者等に修学期間2年を限度に修学資金を貸し付ける。月額50,000円以内、入学準備金及び就職準備金各200,000円以内を加算できる。

② 保育補助者雇上費貸付

保育士の業務負担軽減のため認可保育所等の施設及び事業者が新たに保育補助者を雇い上げた場合3年を限度に雇上費を貸し付ける。年額2,953,000円以内

③ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

保育所等に新たに勤務する保育士に対して1年を限度に貸し付ける。

未就学児の保育料の半額で月額27,000円限度

④ 就職準備金貸付

保育士として新たに保育所等に週20時間以上勤務する場合、就職準備金を貸し付ける。200,000円以内

⑤ 未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ベビーシッター等を利用した料金の半額で年123,000円限度

上記5事業につき貸付対象者が各貸付ごとに定めた要件に該当した場合は返還の債務を免除する。

(3) 所管部局・課

こども未来部・子育て応援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・保育士修学資金貸付等制度実施要綱
- ・保育士修学資金貸付等制度の運営について（令和7年12月27日付こ成基第224号こども家庭庁成育局長通知）
- ・徳島県保育士修学資金等貸付事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	61,571,264	60,533,799	106,160,000	106,160,000	104,590,000
決算額	61,571,264	60,533,799	80,756,393	88,897,618	81,043,092

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	8,104,000
その他（原資）	72,939,092
合計	81,043,092

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額104,590,000円に対し、決算額が81,043,092円（うち県一般財源8,104,000円）、予算執行率は約77%であった。

本事業は、保育士の確保、離職防止、再就職支援を目的とし、保育士修学資金貸付など5種類の貸付を行うものである。その対象者は、「保育士資格取得を目指す者」、「再就職を希望する者」、「保育士を雇い入れようとする保育施設」に限定されている。

それぞれの対象者に対する周知は、以下のとおり適切に実施されている。

ア 「保育士資格取得を目指す者」

保育士養成施設と社会福祉協議会が連携して制度を紹介しているほか、徳島県保育士・保育所支援センターのホームページでも情報提供を行っており、周知は

有効である。

イ 「保育士を雇い入れようとする保育施設」

徳島県・保育士保育所支援センターのホームページに専用ページが設けられており、周知は適切に行われている。

ウ 「再就職を希望する者」

求人・求職フェアや徳島県保育士・保育所支援センターのホームページで情報提供を行っており、周知は適切である。

その一方、県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」では、「支援窓口・施設相談窓口」のタブをクリックし、その中で「医療、福祉、保育」のタブをクリックした先にある表の中の一つとしてしか徳島県保育士・保育所支援センターのホームページの紹介がされていない。加えて当該表には徳島県保育士・保育所支援センターの名称のみが掲載されるにとどまっておらず、徳島県保育士・保育所支援センターが保育士の求人情報を掲載しているホームページであることはその記載のみでは判断できない。これでは保育士資格を持つUターン・Iターン希望者が「ジョブナビとくしま」を見たとき、「ジョブナビとくしま」内に掲載される保育所求人にはたどり着くが、「ジョブナビとくしま」より専門性の高くかつ保育士の求人掲載数も多いはずの徳島県保育士・保育所支援センターのホームページにたどり着くことは困難である。

また県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」には、「ジョブナビとくしま」のほか「アイネット」、「徳島県ナースセンター」といった専門業種の求人を記載するホームページへのリンクはあるが、徳島県保育士・保育所支援センターのホームページへのリンクが存在しない。このため、「住んでみんなで徳島で！」を見たとき、徳島県保育士・保育所支援センターに掲載される保育士の求人にはたどり着くことができず、保育士資格を持つUターン・Iターン希望者や移住希望者への情報提供が不足している可能性がある。

(意見27)

「ジョブナビとくしま」や「住んでみんなで徳島で！」でも、徳島県保育士・保育所支援センター等のホームページと連携し、それぞれのホームページの閲覧者がより分かりやすく徳島県保育士・保育所支援センターの求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法を工夫することが望ましい。

15 ①未来の保育士定着促進事業／②保育士人材バンク活用促進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

保育士を安定的に確保するため、保育士が安心、快適に勤務することができる勤務環境の改善を積極的に推進する事業を支援する。

(2) 事業内容

- ① 指定保育士養成施設の学生をアルバイトとして雇用し、保育士の負担軽減及び保育施設への就職促進を図るため、指定保育士養成施設の学生を雇用する民間施設に対して、学生に支払う賃金相当額を補助する。
- ② 年度途中の保育人材不足に対応するため、徳島県保育士・保育所支援センターが行う就職あっせん事業でのマッチングにより、管内保育施設（公立及び認可外保育施設を除く。）との短期雇用契約が成立した保育士に対して、当該雇用期間の満了後に支給した一時金に対し補助する。

(3) 所管部局・課

こども未来部・子育て応援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・とくしま子育てはぐくみ応援推進交付金交付要綱（①②）
- ・とくしま子育てはぐくみ応援推進交付金交付基準（①②）
- ・徳島県未来の保育士定着促進事業実施要領（①）

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

- ① 令和3年度開始・終了時未定
- ② 令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額					
①	—	8,600,000	8,600,000	8,600,000	8,600,000
②	—	—	—	—	3,500,000
決算額					

①	—	1,842,027	2,215,000	1,495,000	2,558,000
②	—	—	—	—	0

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,558,000
その他（ ）	—
合計	2,558,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、市町村が実施する保育士関係の事業に交付金を支給するものであり、具体的には、指定保育士養成施設の学生をアルバイトとして雇用する民間施設に対して賃金相当額を補助するもの（事業①）、保育施設との短期雇用契約が成立した保育士に対し、当該雇用期間の満了後に支給した一時金に対し補助するもの（事業②）である。

本事業の実施主体は市町村であり、県はそれを財政的に補助するものであるが、事業①は、予算額8,600,000円に対し、決算額が2,558,000円、予算執行率は約30%であった。そしてこの予算執行率の低迷は令和3年度の事業開始から継続している。一方事業②は、令和6年度から新たに開始されたが、予算額3,500,000円に対し、決算額は0円、予算執行率は0%であった。

そもそも本事業の周知対象者は、事業①は民間の保育施設、事業②は保育士としての就労を希望する者である。

担当課によると、事業①は実施主体である市町村から民間の施設に対し、事業②は徳島県保育士・保育所支援センターから保育士として就労を希望する者に対し、それぞれ周知が図られており、県としては独自に広報・周知活動は行っていないとのことであった。また、予算執行率が低い要因として、事業実施主体としての市町村が行った調査に基づき予算を作成したが、当初見込んでいた人材を確保できない施設があったため執行率が低くなったとの回答であった。

もっとも、周知が十分ではない側面があることも否定できない。事業の委託先か

らは、保育施設、養成校、市町村、商業施設、ハローワーク等へチラシを配布したり、子育て支援員研修終了者に対する求職登録を依頼したり、保育フェアを始めとするイベントでの案内、市町村、民間施設向け事業説明会での案内を行ったりしているということである。

他方で、自治体側の動きを見ると、事業①は、県内市町村のうちで8市町村において実施されているところ、そのうち1市町村で概要を紹介していることは見受けられる。しかし、それ以外の市町村については、ホームページ等で特に事業①の案内を実施している様子も見受けられない。本監査の中で担当課へ確認してみなければ、一般に公開されている情報では、どの市町村が事業を実施しているかすら、把握することはできなかった。

また事業②についても、委託先である徳島県保育士・保育所支援センターのホームページにおいて本事業が案内されているようである。確かに、「徳島県 短期雇用保育士」といったワードでインターネット検索を行うと、同ホームページが掲載している本事業に関わる求人情報に辿り着く。しかし、直接本事業の名称で検索しても、当該ホームページにはたどり着くことができなかった。

事業①も事業②も、事業者にとって、特にデメリットはなく利用ができれば、保育士の人材確保にとって有益なものであり、保育現場のニーズにも合っていると考えられる。

事業の実施主体が市町村であるため、個々の市町村がそれぞれに適切と考える方法で広報をすることは合理的ではあるものの、市町村側でも特に広報を実施しておらず、事業を実施していること自体確認できない。事業を実施している市町村すら把握できない事業となってしまうことから、県のホームページにおいても、本事業を実施していること、また、事業を実施している市町村名などを掲載し、まず、本事業を知ってもらうことが必要である。

特に②については、開始初年度の事業であり、周知自体がまだ十分であることは否定できない。徳島県保育士・保育所支援センターのホームページを見る契機がなければ情報を知ることができないから、やはり県のホームページでも、情報を発信する必要性は高いものと考えられる。

(意見28)

県は、保育事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、保

育現場の保育士不足の改善につながるよう、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。

16 ①徳島県保育体制推進事業／②徳島県保育補助者雇上推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

- ① 保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を図る。
- ② 保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。

(2) 事業内容

- ① 保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。
- ② 保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者及び有資格保育補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。

(3) 所管部局・課

こども未来部・子育て応援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（①②）
- ・保育補助者雇上強化事業実施要綱（②）
- ・保育体制強化事業実施要綱（①）
- ・とくしま保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（①②）

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額					
①	27,000,000	31,320,000	35,235,000	28,350,000	27,945,000
②	29,715,000	48,061,000	44,814,000	54,320,000	60,615,000
決算額					
①	10,558,000	10,031,000	12,300,000	14,158,000	15,422,000
②	3,165,000	10,882,000	1,437,000	2,212,000	3,812,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	13,545,000
県（一般財源）	5,689,000
その他（ ）	—
合計	19,234,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、徳島県保育体制推進事業と徳島県保育補助者雇上推進事業に区分される。そして徳島県保育体制推進事業は予算額27,945,000円に対し、決算額が15,422,000円、予算執行率は約55%であった。また徳島県保育補助者雇上推進事業は予算額60,615,000円に対し、決算額が3,812,000円、予算執行率は6%であった。

そもそも徳島県保育体制推進事業とは、県内の保育所等に保育士資格を有しない保育支援者を配置し、保育設備の消毒、清掃、給食の配膳、あとかたづけ、園外活動時の見守り等、保育支援者が保育の支援を行うための費用の一部を補助するものである。また徳島県保育補助者雇上推進事業とは、県内の保育所等が、保育士資格を有していない者や保育士資格を有しているが保育士として就業していない者を保育補助者として雇用する際に、必要な費用の一部を補助するものである。担当課は、本事業の周知対象者を市町村とし、メール及び市町村向け担当者会において全市町村に対して周知が図られていると説明しており、その周知方法は相当と考えられるが、結果的には予算の執行率が低くとどまってしまっている。この点に関しては、市町村を通して保育施設に制度の趣旨が十分に伝わっているか、保育施設から制度に関しての改善要望はないか等、市町村との協議を十分に行う必要がある。

（意見29）

市町村に対して周知活動が行われているが、予算の執行率が低い点を鑑みると、市町村との協議を十分に行い、保育施設からの意見聴取等を制度の運用、見直しに活かすべきである。

(2) 求人の手法について

本事業の実施に関しては、令和6年度において、徳島県保育体制推進事業における保育支援者が配置された施設数は22施設、徳島県保育補助者雇上推進事業における保育補助者が配置された施設数は4施設とされており、保育士の不足、処遇改善が望まれている現状からすると、十分な成果を上げているとは言い難い。

この理由について、担当課は「事業実施主体である市町村に所要額調査を行い補助金の予算額を積算しているが、応募がない等、保育補助者の配置ができない施設がある」としている。つまり、保育の現場からすると、保育士の負担軽減により、離職防止等を図るため、保育補助者の配置の必要性があると考えており、当該制度の有効性は存在するが、そもそも保育補助者の応募者が少ないため、当該制度が十分に機能していないとの現状が窺える。

保育補助者の募集について、担当課は、徳島県保育士・保育所支援センターをはじめ、ハローワークや民間の人材紹介サービスを活用しており、求人情報は、いずれもハローワークと同様とのことである。しかし、両制度共に保育士資格を有していない者等を対象とするため、応募者側からすると、応募者自身が実務をこなせるかどうかという不安を抱くことは当然である。

徳島県保育士・保育所支援センターホームページにおいては、保育補助者・保育支援者インタビューや潜在保育士就職・復職・応援セミナー等の案内をしており、これらの情報に求職者がたどり着くことができれば、不安解消の一助となり得るため、求人情報と当該ウェブサイトを直接リンクすることが重要である。

保育補助者の募集を増やし、本事業の活用を促すためには、応募者の不安を解消できるよう、実際の保育補助者の仕事内容を見学できるようにする、職業体験の場を与える等の工夫が必要である。雇い入れる側にとっても、保育資格を有していない者等を保育の現場に雇い入れることに対する不安、保護者への説明等が必要であると考えられ、職業体験の場を与えることは有益であると考えられる。

今後、求人の条件において、見学、職業体験の場を与える等の工夫が必要である。

(意見30)

「徳島県保育体制推進事業」、「徳島県保育補助者雇上推進事業」については、保育士の負担軽減、離職防止等、趣旨としては有益であるが、予算の執行率、制度を適用し

ている事業者の数からすると、十分に制度が活用されているとは言い難い。その理由として、応募者が少ないことが挙げられているが、今後は、保育の資格や職務経験のない者を保育の現場に雇い入れるという特殊性を鑑み、職務体験が可能とすることにより応募者に対するハードルを低くする等、応募者が少ない要因を十分に分析した上で、応募者を増やす工夫が必要である。

17 児童養護施設等体制強化事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

児童養護施設等において、補助者等を雇用し、職員の業務負担軽減につなげるとともに、施設の職員の離職防止、人材の安定的な確保を図る。

(2) 事業内容

児童養護施設等において、資格取得を目指す補助者もしくは、夜間業務等の業務負担を軽減するための補助者を雇用し、職員の業務負担軽減につなげ、施設の職員の離職防止、人材の安定的な確保を図る取組を支援する。

(3) 所管部局・課

こども未来部・こども家庭支援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・児童養護施設等体制強化事業実施要綱
- ・徳島県児童養護施設等体制強化事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	15,332,000 (6月補正)	32,640,000	32,640,000	32,640,000	32,640,000
決算額	6,171,000	12,316,000	14,507,000	17,146,000	12,870,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	6,435,000
県（一般財源）	6,435,000
その他（ ）	—
合計	12,870,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額32,640,000円に対し、決算額が12,870,000円、予算執行率は約39%であった。

しかし、本事業は、児童養護施設等が、資格取得を目指す補助者もしくは夜間業務等の業務負担を軽減するための補助者を雇用する際に補助金を交付するものであり、対象者が限定された事業である。

そして本事業は、毎年所管施設全てに周知することとし、また研修会、会議の場、メール等により重ねて周知を実施しており、本事業の周知方法としては、適切な方法であると判断する。

以上のことから、本事業の予算執行率が低いのは、周知方法の不備ではなく、事業の性質に起因するものと思われる。

(意見)

なし

18 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得に必要な研修等に参加しやすい環境を整備し取得を促進することにより、職員の資質向上や地域の関係機関のネットワークの拡大を図る。

(2) 事業内容

児童相談所等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設された。これを受けて、県において、相談支援や関係機関を通じた的確な支援の実施など、専門的な能力を有する「こども家庭ソーシャルワーカー」を養成するため、児童相談所や児童養護施設等で勤務する職員に対して、資格取得に必要な研修受講料、旅費等の経費について補助を行う。

(3) 所管部局・課

こども未来部・こども家庭支援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・児童虐待防止対策支援事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	22,281,000 (6月補正)
決算額	—	—	—	—	2,336,760

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	1,557,000
県（一般財源）	779,760

その他 ()	—
合計	2,336,760

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額22,281,000円に対し、決算額が2,336,760円、予算執行率は約10%であった。

令和4年改正児童福祉法により、「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5時間～265.5時間の研修の受講等を経て、同資格を取得できることとなっている。

本事業は、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を取得しようとする者が研修等に参加しやすい環境を整備することを目的としている。事業内容（支援の内容）としては、主に、上記研修を受講するための旅費及び研修受講料や、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費が補助される（児童虐待防止対策支援事業実施要綱）というものである。

したがって、本事業の周知対象者は、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を目指す児童相談所職員、児童福祉施設職員であり、また当該職員の勤務先施設である。本事業の周知対象者はある程度限定されているといえる。

そして本事業は、会議や研修会、メール等の方法により全ての補助対象施設に周知が行われており、対象者への浸透は図られていると考えられる。また上記のとおり、国による制度の変革でもあるから、児童相談所や児童福祉施設の現場職員では認識されているものと思われる。

担当課では、今後も会議や研修会などのあらゆる機会を通して、周知を図りたいと回答している。本事業は、対象者が児童養護施設等での従事者に特定されるものであるから、今後も対象者に対して個別具体的なアプローチが期待される。

(意見)

なし

(2) 補助の件数制限について

国は、増加する児童虐待の相談に対応するために、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することを目的に新たな資格を設けることとしたものであり、子どもの安全確認体制強化のために、人員の増強を図っていくことは重要である。今後、上記資格の取得を目指す職員をさらに増やしていかなければならない。

令和6年度において、県は、補助対象施設に1名以上資格者が配置されるよう、事業費を積算し予算額を決定している。

また徳島県こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業補助金交付要綱の別表でも、補助の対象人数に関し、「補助対象となる受講者数は、児童養護施設及び乳児院の場合は、1施設につき1人、市町村の場合は、各市町村につき職員1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合については、この限りでない。」と定められている。

このように、本事業においては、例外はあるものの、原則として、施設ごとに1名に限り経費の補助を実施するという定めとなっている。

新たに設けられた資格であるから、まずは各施設に有資格者が広く行き渡るよう、限られる予算の中で幅広い施設からの申込みを受け付けるという形を採ることの合理性自体は窺われる。あわせて本事業の成果指標として、補助対象施設において、1名以上の資格取得者を養成するという目標を立て、各施設に有資格者が行き渡る形を図っていくことの合理性は否定できない。

他方で、令和6年度の決算額が2,000,000円程度にとどまっていることからすれば、あえてこのような制限を設けていることが、本事業の利用を促進する障壁となっていないかどうかは、十分検証する必要がある。

本事業は、施設側（交付要綱上では社会福祉法人等）に対して補助金が交付されるものである。施設側では、資格の取得を希望する職員の人数にかかわらず、補助金の交付を受けることができるのが1名分であるからという理由で、対象者（資格の取得者）を限らざるを得ず、本事業の利用をためらう要因となっていることは懸念される。2名以上の希望者がいても全員の補助がなされないし、補助が受けられる1名の職員を誰にするかといった選択が必要となり、本事業の利用に困難を来してしまうことも考えられる。

県としては、今後の推移を見ながら、資格の取得希望者自体が少ないのか、資格の取得希望者がいるにもかかわらず、希望者が本事業を利用し難い要因があるのか

等を検証する必要がある。

担当課から回答があったように、新たに制度が創設され、研修のスケジュールの公開等が年度後半となり、本事業の利用もしづらかったという事情はある。しかし、事業初年度の本事業の利用が低調にとどまったことを踏まえ、施設ごとの件数制限を設けずにどのような形でも資格取得者を増やしていく方向性は考えられないのか、検討の必要がある。

(意見 3 1)

「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」について、事業初年度に十分利用がなされなかったことを踏まえ、今後、資格の取得希望者が本事業を利用し難い要因があるのかどうか、特に、交付要綱において、支給対象者を原則 1 施設当たり 1 名と限っていることを見直すことは考えられないかどうかを、検証すべきである。

19 徳島県臨床研修等一時金支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

県民が住み慣れた地域で安心して生活することができる「持続可能な医療提供体制」を維持するため、医師確保対策の「更なる充実・強化」を行うことで、将来の県内医療を支える人材の「安定的な確保・養成」を図る。

(2) 事業内容

県内医療を支える人材を安定的に確保するため、令和7年度から県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始する者（県外出身の徳島大学医学部卒業医師に限る）に対し一時支援金を支給した。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

- ・医師法
- ・医療法

(5) 実施要綱等

- ・徳島県臨床研修等一時支援金支給要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	15,000,000
決算額	—	—	—	—	9,000,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	9,000,000
合計	9,000,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額15,000,000円に対し、決算額が9,000,000円、予算執行率は60%であった。

本事業は、県内における将来的な医師確保を目的とし、県内の基幹型臨床研修病院で臨床研修を開始する県外出身の徳島大学医学部卒業医師に対し、一時金を支給するものである。したがって、周知対象者はこの要件を満たす者に限定される。

この点、本事業は、対象要件を満たさない学生を含めたすべての医学部生を対象とし、ホームページ掲載、各種合同説明会でのチラシ配布、病院からの情報提供、徳島大学の協力を得た学生・教員への発信など、多様な手段により繰り返し周知が実施されている。この周知手法は、有効性が認められる。

よって、本事業の周知については相当である。

(意見)

なし

(2) 事業全般について

本事業は令和6年度から開始された事業であるため、事業の成果について判断することは早計であるが、令和6年度の予算執行率は芳しくないことは事実である。

もっとも、これに対し、令和7年度より支給対象者を「県外出身の徳島大学生」から「県内外を含む全ての医師（徳島大学医学部地域特別枠等を除く）」とするなど、本事業の対象者を拡充する必要な見直しが行われており、この点は評価できる。今後も臨床研修医の推移等を注視し、本事業が県の就業医確保に資することを望みたい。

(意見)

なし

20 徳島県病院見学支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

県民が住み慣れた地域で安心して生活することができる「持続可能な医療提供体制」を維持するため、医師確保対策の「更なる充実・強化」を行うことで、将来の県内医療を支える人材の「安定的な確保・養成」を図る。

(2) 事業内容

県内医療を支える人材を安定的に確保するため、徳島県臨床研修連絡協議会を通じ、県外在住の医学部生等が県内の基幹型臨床研修病院等を見学する際の費用について助成を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

- ・医師法
- ・医療法

(5) 実施要綱等

- ・徳島県病院見学支援事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	1,000,000
決算額	—	—	—	—	220,189

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	220,189
合計	220,189

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額1,000,000円に対し、決算額が220,189円、予算執行率は約22%であった。

しかしながら、本事業に関する県のホームページには、チラシや見学先病院へのリンクが掲載されており、ページを移動せずに申し込めるフォームも用意されている。さらに、詳細なQ&Aも掲載されており、県外の医学生や研修医という比較的幅広い層にとって、利用しやすい周知手段が講じられている。

また、周知効果の検証として申込者へのアンケートも実施しており、その検証手段は合理的である。

したがって、本事業の周知は適切に行われていると判断する。

本事業は、費用が過度に膨らむことなく、医師確保に一定の効果があると評価されることから、費用対効果は良好である。今後、更なる周知を積極的に行っていくことが期待される。

(意見)

なし

(2) 事業の実施要綱について

本事業は、「徳島県病院見学支援事業実施要綱」に基づいて実施されている。しかし、同実施要綱の記載と県のホームページの説明に齟齬が見られる。

具体的には、県のホームページでは、専門研修施設の見学対象者を「県外在住で、県外の医療機関に勤務する医師」としている。一方、同実施要綱第3条1項2号には、本来「県外の医療機関に勤務する医師」が対象となるべき箇所に「第2条1項1号に掲げる者」（県外の医学生）と記載されている。これは明白な誤記であり、両者の内容が一致していないことは明らかである。

(意見32)

「徳島県病院見学支援事業実施要綱」を所管する徳島県臨床研修連絡協議会に対し、第3条1項2号の修正を申し入れるべきである。

2 1 医師就労環境改善支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

県内の医療機関における、医師の確保・定着を図り、安定的な医療提供体制を構築するため、これまでより充実した「子育て支援」、「キャリア形成支援」に資する環境整備に対する支援を図る。

(2) 事業内容

子育て中の女性医師等の「離職防止」や「再就業の促進」を図るため、仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境の整備を行う医療機関に対する代替職員の確保に係る支援を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

・医療介護総合確保法

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・令和6年度徳島県女性医師等就労支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	6,000,000
決算額	—	—	—	—	920,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	920,000
合計	920,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額6,000,000円に対し、決算額が920,000円、予算執行率は約15%であった。

本事業は、子育て中の女性医師らが仕事と家庭を両立できるよう、当該女性医師らの代替職員を確保した医療機関に対し、その人件費等の補助を行う事業であり、令和6年度から新たに開始されたものである。

したがって、本事業の周知対象者は県内の医療機関であり、周知対象者はある程度限定される事業である。

そして県では、合計180施設（病院）のうち、179施設（病院）へのファクシミリによる周知を図っているほか、郵送や県のホームページ等でも案内しているのであるから、本事業の周知はくまなく繰り返さされているものと判断される。

よって、本事業はある程度適切になされているといえる。

もっとも、本事業の予算執行率は、上述のとおりわずか15%にとどまり、本事業の利用件数も2施設（病院）にとどまっている。

本事業の対象は、「中学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の育児参加のために必要となる代替職員の人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）」である（令和6年度徳島県女性医師等就労支援事業実施要領第5項）。代替職員の費用が発生した場合には利用できる制度であり、制度を利用できれば休暇を取りやすくなるケースは、決して少なくはないと思われる。

この点について、担当課からは、利用が少なかった一因として、職員数の多い医療機関では、院内で代替職員を用意しており、外部から代替職員を派遣してもらうことがないという回答がなされている。

確かに、各施設（病院）では、育児休暇に限らず、様々なケースで職員の穴埋めが生じることを想定し、院内で仕事の割り振りをできるよう、採用から検討している例は多いものと考えられる。また、本事業は、育児休業のように連続した休暇を取得した医師の代替職員の費用を対象としておらず、職員数の多い医療機関においては本事業の利用が少なくなることはありえよう。

しかし、小規模の施設（病院）を中心に、普段から余裕を持った職員配置を行うことができない例もあると考えられる。当該施設（病院）にこそ、本事業を利用しやすい事業と認識してもらうことが、本事業の活用にとって必要である。今後本事業

業を継続していく中では、例えば、医師の休暇や代替職員の確保に苦心している医療機関がどの程度あるかを調査し、そのような施設（病院）に対して、今後、より重点的・積極的に本事業の案内を実施することが考えられる。

また、本事業は新たに開始された事業であり、医師自身が本事業を把握しているかという問題も考えられる。この観点から、医師のもとに情報が行き届きやすくなるよう、各地の医師会に対してもあらためて広報を実施するなどの方法で、本事業の周知を図ることが考えられる。

まだ新しい制度であるから、周知方法について、各施設（病院）へ案内すること以上に、直ちに直視（外部監査の意見を示す）ほどの状況ではないかと思われるが、新しい制度であるからこそ周知が課題である。地域医療の発展のためには医師の確保は喫緊の課題であり、医師の働きやすい、休暇の取りやすい環境につながるよう、本事業が活用されていくことが望まれる。

（意見）

なし

(2) 利用要件の周知方法について

本事業の補助対象者については、子を養育していること及び育児参加のために代替職員の人件費が発生したことが要件となっている。県のホームページ（「医療とくしま」）では、これらの要件の充足性を検討するために、「子の養育、シフト等代替など補助対象の確認が取れるもの」が必要書類とされている。

しかし、子の養育という要件との関係で、どこまでの確認がなされるのか（どこまでの書類の提出が必要となるのか）、例えば、戸籍や住民票のように子がいることの公的書類が必要となるのか、それ以外にどのような書類の提出が求められているのかは、かかる案内からは読み取れない。この点について、担当課からは、医師から勤務先の医療機関へ提出された部分休業の申出等により補助対象であるか否かを判断し、また、該当医師及び代替医師の出勤簿等により、代替医師の勤務であるか否かを判断していると回答されている。しかし、このことは県のホームページでは公開されておらず、読み取ることができない。

本事業は、子を養育している医師であれば幅広く対象とされることからすれば、補助の利用がより図られて然るべきであると考えられる。しかし、初めて利用して

みようと考えた場合に、個別に問い合わせをしなければ、要件充足性を判断できないとなれば迂遠であるし、利用をためらう要因にもなりかねない。

このため、より利用を図るためには、要件の具体的な内容や典型的に提出が求められる書類を例示することで、医療機関の開設者や勤務する医師に対し、どのようなケースで補助を利用できるのか、どのような書類があれば補助を利用できるのか、分かりやすく案内していくことが重要である。

また、令和6年度には、2施設では利用がなされたということであり、1施設当たりの補助上限額が500,000円である中で、ほぼ上限に近い920,000円が支出されている（平均すると、1施設当たり460,000円）。このように、実際の利用例も集積されていくところであるから、令和7年度以降、更なる活用がなされるように、過去の利用例から、どのような事例で活用できたかを、積極的に周知していくことも考えられるところである。

(意見33)

要件充足性を確認するために提出しなければならない書類の内容を具体的に明らかにしたり、過去に利用できた事例を紹介したりすることで、補助の利用を検討する者にとって、「医師就労環境改善支援事業」の利用要件が分かりやすくなるような周知を心掛けるべきである。

(3) 申請期限について

県のホームページ（「医療とくしま」）では、申請書等の提出期限が令和6年10月25日に設定されている。他方で、令和6年度は、令和7年3月までが補助対象期間とされており、10月以降に休暇を取得する場合も支給対象に含まれる。これらのスケジュールは、監査対象年度の翌年度（令和7年度）も大きくは変わらないということである。

この点について、担当課からは、申請件数や金額を早めに把握することで、予算の範囲内で公平に補助を実施できるように、このような提出期限を設けているという回答があった。また、申請書の提出時点では、年度末（3月）までの予定（計画）で提出することができるが、申請時の金額からの増額は認めていないということである。

本事業は、1医療機関当たりの補助上限は500,000円と設定されている。

各医療機関が上限まで利用したと仮定した場合、6,000,000円の予算枠で利用できるのは12施設である。

令和6年度徳島県女性医師等就労支援事業実施要領の第9項では、「予算の状況によっては、基準額又は上限額に満たない額で交付決定する場合がある。」と定められている。確かに、想定以上の利用があった場合には、申請者の間で支給の調整をせざるを得ない場合はある。また、上記のとおり、申請の時点で実際に費用が発生している必要はなく、年度末までの予定で申請を行うことは制度としては認められている。

しかし、11月以降の休暇の取得予定が不透明な場合であるにもかかわらず、10月までに申請だけ行っておくということは、あまり考え難い。公共団体が支給する補助金については、予算執行の関係で、年度末よりも少し手前の時期までに補助事業や申請を完了させなければならない場合は一般的に見られる。もっとも、本事業のように、予算の調整が必要となることを前提に、補助対象期間よりも大きく手前の時期に申請を締め切ることが合理的な措置であるか、本事業の利用をためらう要因となってしまうか、検討を要すると思われる。

令和6年度においては、予算執行率が上記のとおり15%程度と低くとどまっている。これは、申請期限が早めに設定されていることと全く因果関係がないものとはいえない。担当課では、申請の締切時期について、医療機関への依頼文やホームページにより周知しているということであるが、締切時期について、医療機関への周知が徹底されているか、また、そもそも、令和6年度の利用実績を踏まえ、今後、申請の締切時期を延長することはできないか、検討されたい。

(意見34)

医療機関に対して締切時期の周知が徹底されているかどうか、また、申請の締切時期を延長することはできないかどうかについて、検討するべきである。

(4) 男性医師の利用について

本事業は、男性医師、女性医師の性別を問わず、広く子育て中の医師を対象とするものである。

他方で、本事業の実施内容を定めている実施要綱は、「徳島県女性医師等就労支援事業実施要領」という名称である。さらに、同実施要領の中で、本事業については、

「子育て中の女性医師等の『離職防止』や『再就業の促進』を図るため・・・」といった説明がなされている。

この点については、国がかかる名称を用いているため、県としても、これに倣って同じ名称を用いざるを得ない状況とのことである。しかし、現に、男性医師からの利用はないという状況となっている。もちろん、対象自体を女性医師と制限しているわけではないから、上記表現によって男性医師が利用を控える（利用しづらく感じる）状況となっているかどうか判断できないが、その一因となっている可能性は否定できない。

このため、県としては、事業内容について、利用要件の誤解を生まないような制度周知を心掛けるべきである。特に、本事業は、上記のとおり、育児休業等の連続した休暇を取得する医師の代替職員の経費を支給の対象とするものではなく、単発的な休暇であれば対象となる。例えば、配偶者が休めないとき、病気の時、子の行事に参加するときなど、フルタイムで勤務している医師であっても、1日単位で休暇を取りたいときはあり、要件を満たすことは十分考えられる。

全体的に見て人数の少ない女性医師にとって働きやすい環境を整備することは、趣旨としては首肯できるものであるが、他方で、ジェンダーフリーや共働き、男性の育児参加等が進みつつある世情である。

利用要件の誤解や性別による固定観念を印象付けかねないよう、予算執行率が低くとどまっていることに照らしても、県として、男性医師の利用も可能であることは積極的に周知しても良いのではないのかと考えられる。

（意見35）

制度の利用対象者を正しく案内し、利用要件の誤解や性別による固定観念を招かないように努めるべきである。

2 2 県外出身看護学生 I ターン応援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

県外出身の看護学生が、県内で定住し就職した場合の奨学金の返還を支援することにより、県外出身者の県内定着を促進し、看護職員の確保を図る。

(2) 事業内容

県内の看護師等学校養成所で在学中に奨学金を受給している県外出身者で、卒業後に県内のへき地公立医療機関へ就職される方を対象とした奨学金返還支援補助を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和 6 年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	—	—	—	5,760,000
決算額	—	—	—	—	0

(8) 事業費の財源（令和 6 年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	0
合計	0

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額5,760,000円に対し、決算額が0円、予算執行率は0%であった。

本事業は、県内の看護師等学校養成所在学中に奨学金の貸与を受けている県外出身者のうち、県内のへき地公立医療機関へ就職される方を対象に、奨学金返還支援補助を行うものである。したがって、本事業の周知対象者は、①県内の看護師等学校養成所在学中に奨学金を受給している、②県外出身者、③卒業後に県内のへき地公立医療機関へ就職される、という3つの要件を満たす者である。

本事業は、県内の学校養成所への公文書送付及び担当者への電話連絡等による対象学生の有無確認により周知が実施されている。対象要件の厳格性を考慮すると、この周知方法は有効性及び経済性があると認められる。

よって、本事業の周知については相当である。

(意見)

なし

(2) 事業の対象者について

本事業の目的は、県外出身の看護職員の県内定着を促進することとされており、令和6年度から対象者を10名と想定して事業が開始された。もともと上述のとおり、令和6年度の支給実績はゼロであり、予算執行率も0%であった。

上述のとおり、本事業における支援補助の支給対象者の要件は、①県内の看護師等学校養成所在学中に奨学金を受給している、②県外出身者、③卒業後に県内のへき地公立医療機関へ就職される、という3つの要件とされており、これらの要件を満たす者が少ないことが、支給実績がゼロとなった要因の一つであると考えられる。

しかし、そもそも県外出身者の県内医療機関への就職を促すことが本事業の目的である以上、あえてへき地公立医療機関に就業先を限定する必要はない。

一方、確かにへき地公立医療機関の人員不足は極めて重大な問題であるところ、へき地公立医療機関の看護体制を充実させることを本事業の趣旨とするのであれば、本事業の対象者を県外出身者に限定するべき必然性がない。

本事業は、その目的に照らした際、対象者の要件が厳格に過ぎるものと解される。

令和6年度の支給実績がゼロであることに鑑み、支給要件の再検討が必要である。

(意見36)

支給対象者の要件が厳しく、結果的に令和6年度の支給実績がゼロとなっている。支給対象者の要件を再検討する必要がある。

23 看護師等修学資金貸付事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校養成所の学生に対し修学資金を貸与することで、看護職員の県内定着を図る。

(2) 事業内容

保健師、助産師、看護師及び准看護師学校養成所の学生に対し修学資金を貸与し、看護職員の県内定着を図る。なお、貸与については、貸与決定した年次から卒業まで継続して行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

- ・徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例
- ・徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和37年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	48,993,000	45,494,000	43,509,000	43,994,000	43,327,000
決算額	42,851,000	39,023,600	42,637,600	40,697,800	40,903,768

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	40,903,768
その他（ ）	—
合計	40,903,768

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額43,327,000円に対し、決算額が40,903,768円、予算執行率は約94%であった。

本事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校養成所の学生に修学支援金を貸与し、看護職員の県内定着を図ることを目的としている。そのため、周知対象はこれら学校養成所の学生に限定される。

本事業は、県のホームページ掲載、文書送付に加え、学校養成所の担当者への電話連絡等による学生の反応確認を実施する形で周知が図られている。これらの周知方法は、対象が限定的であるという特性に照らし、有効性及び経済性があると認められ、また周知後の検証も適切に実施されている。

よって、本事業の周知方法は適切である。

(意見)

なし

(2) 保証人の責任範囲について

令和2年4月より、保証に関する民法改正があり、個人との間における不特定の債務の保証（根保証）について、保証人が責任を負う上限を定める（極度額を設ける）必要があることとされるに至った（民法465条の2）。

本事業においては、申請者より「徳島県保健師（助産師、看護師、准看護師）就学資金貸与申請書」が提出されるが、同申請書では県内在住の連帯保証人2名の署名押印が必要とされている。

また貸与金額については、条例において、在学している養成施設を卒業する日又は博士課程を修了する日までとされており、毎月の貸与金額の上限は、施行規則において、その上限が定められている。

この点、一見すると、有期性、定額性の点からは上記改正民法に照らしても問題がないようにも思われるが、申請者の都合により、留年した場合は、貸与金額が保証人の想定を上回る可能性もある。

実態として留年した場合は、施行規則第2条に基づく貸与申請書に記載する貸与希望期間以上の貸与は行わず、条例10条に基づき、返還の猶予をしているとのこ

とであるが、この点については明文化すべきである。

また、担当課によると、申請者と県との間では、毎年度、貸与決定通知を行っており、授業料の変更等がないか確認を行っているとのことであるが、保証人と県との間では、貸与決定通知を初年度のみ行っているとのことである。

さらに、上記申請書においては、申請者が県内における医療関係施設において、引き続いて5年間業務に従事しなければ、返済の免除を受けることができないという旨の記載がない。

これらの点において、保証人には、自身の保証債務の総額について十分に情報が提供されておらず、上記改正民法の趣旨（保証人に対する不意打ち的な多額の請求を避ける）を没却してしまうことにつながりかねない。また保証人自身もそもそも本事業の趣旨、運用を理解した上で、保証行為を行っているかどうか、疑問な点もある。

本事業においては、保証人に対し、保証行為における有期性、定額性の観点から契約書の形式、通知の方法等を再検討する必要がある。

（意見37）

保証行為における有期性、定額性の観点から、保証人に対して十分な情報提供が行われているか、検討する必要がある。

2 4 外国人看護師候補者研修支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

経済連携協定（E P A）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。

(2) 事業内容

E P Aに基づき入国する外国人看護師候補者が、日本において看護師とし就労するためには、入国後3年以内に看護師国家試験に合格し看護師国家資格を取得する必要がある、受入施設において日本語講師の招聘や就労支援体制の整備が負担となっているため、研修に要する経費を補助する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
- ・徳島県外国人看護師候補者就労研修支援費補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成22年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,553,000	929,000	929,000	1,507,000	1,507,000
決算額	660,000	695,000	674,000	812,000	1,046,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	1,046,000
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	1,046,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額1,507,000円に対し、決算額が1,046,000円、予算執行率は約69%であった。

しかしながら、本事業は、経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を受け入れる施設を対象とするため、対象者が限定されている。

本事業の周知は、受入れ可能な医療機関に対して電子メールで行われている。対象者が限定される事業の性質に照らせば、この周知方法は経済的かつ合理的である。

したがって、本事業の周知は適切に行われていると判断する。

今後、より一層の本事業の利用を促すため、外国人看護師候補者の受入れを検討する医療機関が増えるよう、本事業を医療機関全体に改めて周知することが望ましい。

(意見)

なし

25 病院内保育所運営費補助事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

病院内保育所へ運営補助を行い、子育て中の看護職員等の離職防止や再就業の促進を図ることにより、県内で働く看護職員等の確保につなげる。

(2) 事業内容

看護職員等の乳幼児のための保育施設を運営する病院等に助成するとともに、現存の病院内保育所を、周辺の医療・介護機関等に勤務する医療従事者が利用できるよう新規受入調整や他施設児童を受入後にかかる運営費を補助することによって、看護職員の離職防止と潜在看護職員の再就業の促進を図る。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成14年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	69,534,000	55,128,000	45,880,000	45,880,000	36,362,000
決算額	24,905,000	21,231,000	21,122,000	16,599,000	13,544,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	13,544,000
合計	13,544,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

ア 本事業は予算額36,362,000円に対し、決算額が13,544,000円、予算執行率は約37%であった。

本事業は平成14年度から継続される事業であるが、予算額は令和2年度の約69,000,000円から徐々に減少し、直近5年間で半減している。予算額が減少してもなお、予算執行率は低く、5年間とも50%を下回っている状況である。

イ 本事業のニーズについて

こども家庭庁が発表している認可外保育施設のデータによれば、令和6年3月時点で、県内には28の病院内保育所があり、病院数に対して保育所の設置が浸透しているとはいえない。他方で、看護師としての勤務に当たっては夜勤の存在等が理由で、育児との両立に悩むケースがあるため、病院内保育所の整備を図り、また、数の限られている病院内保育所について、病院を跨いでの利用を促進しようとすることは意義があるものといえる。

担当課に対して、本事業の利用について確認したところ、令和6年度に本事業を利用した施設は7箇所であり、利用が十分図られなかった理由として、県内の待機児童数の減少や病院内職員の子育て世代の減少によるものと考えられるという回答がなされている。

確かに、日本医療労働組合連合会が公表している病院内保育所のデータ（日本医労連2023年度院内保育所実態調査結果 概要）でも、全国的に見て、定員の埋まらない病院内保育所が増えているようではある。

しかしその一方で、病院内保育所における保育時間（子どもを病院内保育所へ預けている時間）について、13時間以上と回答した例が倍増している、また、病院内保育所で業務に従事する保育士の給与水準は、一般的な保育士の給与水準を下回っているというデータ、加えて、夜間の預かりが増えている、預かる子どもの低年齢化が進んでいるという報告もあるようである（同調査結果）。後者は、出産後の早期の職場復帰が進んでいる傾向にあることを示すものといえる。

このように、必ずしも、病院内保育所のニーズ自体が減っているとはいえない。病院内以外に受け入れてもらえる保育所があるとしても、送り迎えの利便性等から、病院内保育所のニーズ自体は否定されないはずである。

また、上記日本医療労働組合連合会の調査結果のまとめ内容について、次のとおり、引用する。

記

「院内保育所の役割として、24時間いのちと向き合う職員が、仕事も子育ても両立しながら、安心して働き続けられるためにある。コロナ禍では、厚生労働省が『病院内保育所における看護職員等の子どもの受入等について』を発売した。これは、新型コロナから国民のいのちを守るため、保護者である医療従事者の就労を確保するために、院内保育所に柔軟な運用を図るよう求めたものであるが、同時に医療提供体制の維持にとって、院内保育所が必要不可欠なものであることの表れでもある。今後起こりうる新興感染症や大規模災害への備えも含めて、国の責任において、院内保育所の拡充が図られるべきである。」
(25頁)

「院内保育所は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業や処遇改善事業から対象外となるなど、院内保育士の処遇は差別され、ケア労働者の賃上げからも、いまだ取り残されている。医療介護従事者の就労を確保し、医療・介護従事者が安心して働き続けられるためには、院内保育所は必要不可欠な施設であることはコロナ禍で証明されている。この国の医療提供体制を下支えし、奮闘している院内保育所の職員もまた医療従事者の一員であり、いのちと向き合う保育士として、その役割にふさわしい処遇改善は当然の要求である。」(27頁)

かかる全国的な傾向等は、県内でも変わらないといえ、医療現場を守っていく1つの施策として、病院内保育所の支援は重要といえる。病院内保育所の定員が減少している中であっても、病院内保育所で従事する保育士を取り巻く環境が良くなっているわけでは決してないと考えられる。

本事業は、病院内保育所の運営に必要な給与費を補助するというものである。勤め先には病院内保育所が設置されていないという場合であっても、かかる補助事業が存在することで、他の施設の病院内保育所の利用が促進されることがある。また、そのようにして病院内保育所の利用が各病院で高まれば、病院内保育所の設置ニーズ、必要性が高く認識され、設置自体も今よりも進んでいく可能性がある。

る。

厚生労働省が発表している認可外保育施設のデータによれば、平成22年3月の時点で、県内では29の病院内保育所が設置されている。その後、1か所減少している。

病院内保育所の設置については、病院側の事情も大きく関わるから、本事業だけの問題ではない。ただし、病院内保育所のニーズは存在するはずであり、病院内保育所の利用や設置の促進につながっている成果が十分見られない面がある。

ウ 事業の周知について

周知の点に関し、担当課の回答としては、県内の病院・診療所を一律対象として郵送やメールで本事業を知らせているとのことである。また、周知の度合（周知の効果）については、病院内保育所の設置状況調査を実施し、調査項目の中に補助制度の希望調査を行っているとのことである。

本事業の周知対象者がある程度限定されていることに照らせば、当該周知方法には合理性、有効性はあるといえ、本事業の周知は適切である。また本事業は長く続いており、病院内保育所の開設者への浸透も一定程度なされているものと考えられる。

しかしながら、予算立ての際に想定されている利用件数を大幅に下回っている状況が継続していること、上記のとおり本事業のニーズは存在することからすれば、改めてより広く本事業の周知を図ることが必要である。

周知方法を確認すると、県のホームページには情報が掲載されていない。その一方で、他の都道府県では、詳しい事業内容をホームページで公表している例も多い。病院関係者という、事業の対象者が限られるものであっても、他の都道府県のように、県のホームページで広く案内をする必要性は否定されないものである。県では、「医療とくしま」という医療政策課の所管するホームページが別に開設されている。医療関係の事業や補助金の情報を同ホームページに集約し、情報の網羅性や検索性を高めることは必要不可欠である。

(意見38)

県のホームページに掲載するなどして、あらためて広く「病院内保育所運営費補助事業」の周知を図っていくことが望ましい。

(2) 成果指標について

県では、本事業の成果指標を県内看護職員従事者数の維持と定め、看護職員業務従事者届において、従事者の推移を確認しているとのことである。

しかし、本事業の趣旨が子育てと仕事の両立を促進する点にあることからすれば、看護職員全体の人数を問題とするのではなく、より細かく、子育て世代に絞った従事者数の推移を確認したり、子育て世代がどれほど本事業を利用しているかを確認したりすることは有益であると考えられる。前記のとおり、本事業の利用状況が必ずしも芳しくないことからすれば、本事業が子育てと仕事の両立に真に寄与しているかどうかは、十分な検証を要するところである。殊に、(1)で述べたように、令和6年度に本事業の利用があった施設は7施設にとどまり、全く利用していない施設が数多く存在する。長きにわたって続いている事業であるからこそ、数年単位で、病院現場のニーズに合致した事業となっているかどうかを検証することは重要であるといえる。

担当課の回答によれば、各施設への通知の際に県への連絡先を記載し、意見を受け付けているということである。しかし、県として意見を受け付けるという受け身の姿勢では、現場のニーズをすくい上げることには必ずしもつながらない。より踏み込んで、県が、子育て世代（子育て経験者）の看護職員に対し、具体的な調査を行う、例えば、病院内保育所の利用の有無、利用していない場合には預かってくれる人がいるのか、そもそも、病院内保育所がないのか、それ以外の障壁となっている要因があるのか、といった点を具体的に確認し、今後の検証に役立てていくことは重要である。その上で、利用の促進が進まない要因について、担当課からの回答にあるように、待機児童や病院内職員の子育て世代が減少していることが理由なのか、それ以外に制度が利用しづらい要因があるのか、それは要件や手続の問題であるのか、補助内容が十分ではないのかといった具体的な課題を把握し、本事業の見直しを検討していくべきである。

(意見39)

看護職員従事者の維持といった抽象的な指標を「病院内保育所運営費補助事業」の成果を図る指標と設定することは相当ではなく、事業の対象となる子育て世代に焦点を当て、本事業の利用が十分なされていない要因を把握し、今後の事業の見直しを検討するべきである。

(3) 実施要領について

本事業の補助対象は、「社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人等」と定められている（令和6年度徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領第2項）。

対象の医療機関は、このように実施要領において限定的に列挙されているが、他方で、最後に「等」とあるため、どこまでを含むものかが曖昧となっている。担当課の回答によれば、「等」とは、独立行政法人を想定しているということであるが、実施要領からこれを読み取ることはできない。

本事業の対象となる医療機関からは、公立、公的医療機関が除外されている。このことは、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱に記載されているが、直接の根拠規定となる本事業の実施要領において、明記されていないはずである。

公的医療機関とは、医療法31条において、「都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会」が開設する医療機関と定義されている。これと上記実施要領を見比べると、確かに、対象の医療機関が重なっていないようにも見えるが、実施要領の最後に「等」と記載されていることで、上記のとおり、どこまでを含むものかが曖昧となっている。事業の実施内容の中でも、対象者は、特に明確に定めるべきであり、対象者が限定されている以上、実施要領の記載から例外が認められるような記載は避けるべきである。担当課の回答にあるように、「等」に含まれるものが独立行政法人のみと特定されているのであれば、名称を直接入れるべきであるし、あるいは、公的医療機関を対象から除外することを明記する方法も考えられる。

（指摘4）

徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領第2項の補助対象の規定について、事業の対象者が明確に特定される（例えば、「等」という表現を避ける）よう、記載内容を修正すべきである。

26 看護職員就業確保支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

次世代を担う若者への看護への魅力に関する普及啓発や看護職の生涯活躍支援等の実施により、看護職就業人口の増加を図る。

(2) 事業内容

小学生等、職業に関心を持ち始める次世代に対する啓発から、セカンドキャリアとしての退職後の活躍促進まで、幅広い周知・確保対策を行う次世代確保・アクティブナース活躍支援事業や、市町村・医療機関・住民等と連携し、地域の魅力体験を実施する。また、県外で働く看護職のUターン・Iターンに着目し、移住施策と連携した人材確保の取組を進めることにより、夜勤をはじめとする人材確保困難な領域・分野においても確実な人材確保定着につながるよう支援する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・多機関による看護職確保推進事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	5,000,000	4,500,000	7,000,000	11,000,000	11,500,000
決算額	4,500,000	4,500,000	7,000,000	11,000,000	10,350,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	10,350,000

合計	10,350,000
----	------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額11,500,000円に対し、決算額が10,350,000円、予算執行率は90%であった。

本事業は、看護職の魅力度を向上させるため講座や説明会等を行う事業（次世代確保・アクティブナース活動支援事業）と看護職員のUIターンを支援する事業に区分される。その上で前者は今後の看護職を目指す者の増加と看護学生の県内定着を目的とする「看護の魅力アップ事業」と、潜在看護職等の再就業に向けた体制強化及び医療施設の指導を行う「アクティブナース活躍支援事業」に分けられる。

ア 次世代確保・アクティブナース事業

「看護の魅力アップ事業」においては、小中高の児童・生徒を対象に出前授業や就労体験を行うとともに、就職マッチングフェアを開催している。いずれの点においても想定に近い多くの参加者がみられており、周知は有効になされていた。

一方、「アクティブナース活躍支援事業」においては、離職した看護職に対する周知を図るべく、医療機関に対し登録申請書を交付する、元会員への文書送付、協会ニュースや老健とくしまへの事業掲載など多くの方法で繰り返し周知されており、新規登録者数の増加も認められるところである。また医療施設に対しても医師会や老人福祉施設協議会との協議や施設訪問時における事業説明など、同様に繰り返し周知が行われている。

したがって、次世代確保・アクティブナース事業に関する周知は適切である。

イ 看護職員UIターン支援事業

本事業は、県外で働く看護職のUターン・Iターンを周知対象者とし、これらの者に対し移住施策部門と連携した情報発信やマッチング支援を行う事業である。

この点、本事業はリーフレットやチラシ、ホームページによる紹介、医療機関等での紹介動画の案内、協会ニュースでの事業説明など、複数の手段による繰り返しの説明がなされてはいる。もともと、委託契約における事業費は、当初4,000,000円とされ動画を看護協会のホームページに掲載したが、視聴数が伸びなかったため、SNS等を活用した周知方法に改めた等の理由により最終的

な委託費は2,850,000円に減額されるなどしており、本事業の対象者たる県外在住の看護職でUターン・Iターン希望者に対して周知されているとは言い難い。

この点、本事業は令和5年度からの事業であるため、その周知方法は手探りの段階とは思われるが、すでに県ではUターン・Iターン希望者の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」、移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」などが存在するところである。本事業でもeナースセンターでのマッチングが実施されているが、本事業の周知対象者を同一とする以上、これら既存ホームページの掲載による周知も検討されるべきである。

本事業は、人材不足の看護業界にとって必要不可欠な事業である以上、より徹底した周知が行われるべきである。

(意見40)

「看護職員UIターン支援事業」においては、「ジョブナビとくしま」や「住んでみんで徳島で！」の活用など、より徹底した事業周知の方法が検討されるべきである。

(2) 成果指標について

本事業の成果指標には、県内看護職員従事者数の維持が定められている。

もともと、県内看護職員従事者数の維持は、あくまで本事業のみならず看護職員確保のための各事業の結果として達成される目標であり、本事業自体の成果指標としては相当なものとは言えない。

また本事業の中でも「次世代確保・アクティブナース事業」と「看護職員UIターン支援事業」に分かれており、県内看護職員従事者数の維持のため、それぞれの事業がどれだけの実効性を持っているか個別に検討されるべきである。

したがって、本事業の成果指標は、本事業の事業ごとに、「当該事業を利用して県内医療機関等に就職した看護職員数」など具体的に定めることが相当である。

(意見41)

成果指標は事業の種類ごとに有効性を精査しうるよう、検討されるべきである。

27 看護職員勤務環境改善推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

(勤務環境改善)

看護管理者が組織マネジメント能力を発揮し、自院の実態調査や看護の質管理のため、今後新たに勤務環境改善に取り組む施設に対して、看護管理者の補助者の雇用、勤務環境改善に必要な経費等の補助を行う。

(就労環境改善)

短時間正規職員制度をはじめとする多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進し、医療機関において看護職員の就労環境の改善を図る。

(2) 事業内容

(勤務環境改善)

今後、新たに勤務環境改善に取り組む施設の取組を促進するため、看護管理者の補助者の雇用、勤務環境改善に必要な経費等の補助を行う。

(就労環境改善)

短時間正規職員制度をはじめとする多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

- ・看護師等の人材確保の促進に関する法律

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・徳島県勤務環境改善のための看護管理推進事業実施要領
- ・徳島県看護職員就労環境改善支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成26年度開始・終了時未定（勤務環境改善）、令和6年度終了（就労環境改善）

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	15,000,000	10,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000

決算額	2,000,000	2,874,000	651,000	4,000,000	2,909,000
-----	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	2,909,000
合計	2,909,000

【指摘及び意見】

(1) 監査対象について

本事業は、「徳島県地域医療介護総合確保基金事業（看護職員勤務環境改善推進事業（看護職員就労環境改善支援事業））費補助金」と、「徳島県地域医療介護総合確保基金事業（看護職員勤務環境改善推進事業（勤務環境改善のための看護管理推進事業））費補助金」の二つの補助金から構成されている。

このうち、「徳島県地域医療介護総合確保基金事業（看護職員勤務環境改善推進事業（看護職員就労環境改善支援事業））費補助金」は令和6年度をもって事業が終了するため、今回の監査対象からは除外する。

したがって、以下では「徳島県地域医療介護総合確保基金事業（看護職員勤務環境改善推進事業（勤務環境改善のための看護管理推進事業））費補助金」（以下「勤務環境改善推進事業」という。）について検討する。

(2) 事業の周知について

勤務環境改善推進事業は、予算額9,000,000円に対し、決算額が2,909,000円、予算執行率は約32%であった。

本事業は勤務環境改善により看護師の離職防止や新規就労看護師の確保を目的とするものであり、その事業目的には十分な正当性がある。

そして本事業は、県内の医療機関に郵送する方法で周知が行われており、周知方法の合理性、有効性はあると考える。

もっとも一方で、本事業の審査主体である徳島県地域医療総合対策協議会においては、本事業に直接言及しているわけではないものの、看護師の高齢化や、看護師の確保を求める意見も出されているところである（令和6年度第2回徳島県地域医

療総合対策協議会（令和7年3月11日開催）。

また本事業は、事業開始後、毎年2～4医療機関から申請がなされているとのことであり、事業にかかる需要は相当程度あるものと考えられる。

よって、本事業については、看護師の確保を求めるニーズがある一方、本事業の予算執行率が低いことに照らし、今一度本事業を医療機関に周知し、利用を促すことが相当と考える。

（意見42）

「看護職員勤務環境改善推進事業」を改めて対象者に周知し、利用を促すことが相当である。

(3) 事業の内容について

勤務環境改善推進事業は、看護管理者が勤務環境改善に取り組む際の管理事務を補助する者（以下、「補助者」）の人件費を補助する事業である。

しかし、本事業が導入時の1年間のみ補助に限定され、一度利用した医療機関は再度利用できないという点は課題である。

医療従事者の勤務環境改善は、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策、キャリアアップ支援など多岐にわたる項目を含み、PDCAサイクルを確立して継続的に取り組むことが重要とされている（「平成26年3月（平成30年3月改訂）医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」参照）。さらに、令和6年4月からの「医師の働き方改革」に伴う業務の変化（特定研修を受けた看護師の活用など）も考慮する必要がある。

このような継続的な改善の必要性に鑑みると、本事業が1回限りの補助に限定されることは、必ずしも使いやすい制度とはいえない。予算執行率を向上させ、事業の有効性を高めるためには、補助内容を、継続的な補助者の活用を念頭に置いた制度（例：補助者の雇い上げ費用に限定せず、職務環境の改善にかかる各種検討項目に応じた補助とする）とすることも検討されるべきである。

（意見43）

「看護職員勤務環境改善推進事業」の「導入時における1回限り」との内容について再検討することが相当である。

28 産科医等確保支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

分べんを取り扱う産科医・産婦人科医の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する必要がある。

(2) 事業内容

地域でお産を支えている産科医、助産師の処遇を改善し、その確保を図るため、分べん手当を支給する県内の医療機関に対して補助を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・令和6年度徳島県産科医等確保支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	28,517,000	28,517,000	28,517,000	28,517,000	28,517,000
決算額	20,803,000	22,088,000	20,464,000	19,092,000	18,610,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	18,610,000
合計	18,610,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額28,517,000円に対し、決算額が18,610,000円、予算執行率は約65%であった。

本事業は、分べんを取り扱う産科医、産婦人科医の確保を図ることを目的に、県内で分べんを取り扱う医療機関に補助を行うことを内容とする。

したがって本事業の周知対象者は、県内で分べんを取り扱う医療機関であり、その周知対象者は限定されている。

そして、県内で分べんを取り扱う医療機関は全部で12箇所であり、令和6年度、前年の令和5年度ともに、かかる12箇所全ての医療機関において、本事業の利用が図られている。

またかかる12箇所の医療機関全てに対し、メールで本事業の周知を行っており、その周知方法も経済性・効率性がある。

よって、上記の利用状況に照らしても、周知の点についての問題は特段認められない。

予算執行率は、約65%であるが、上記のとおり、周知の問題によるものともいえず、引き続き、分べんを取り扱う医療機関へくまなく周知を続けていくことが必要であると考えられる。

(意見)

なし

(2) 事業の有効性について

本事業の周知については上記のとおりであるとしても、実際の産科医の確保に寄与しているかどうかは、別途検討を要する。

すなわち、担当課からの回答によれば、分べん1,000件当たりの産婦人科医師数が平成28年度の14.7人から令和5年度の21.8人まで増加したということである。他方で、データによれば、平成16年に県内の分べん施設数は30箇所、平成28年は18箇所、令和5年は12箇所と減少が続いている（出典：徳島県第8次保健医療計画「周産期医療体制の整備」）。本事業は、平成28年度に開始されているが、その後も分べん施設数の減少は歯止めが掛かっていない状況である。

殊に、分べんに関して公的医療機関が果たす役割は大きい。担当課からの回答でも、公的医療機関がリスクの高い分べんや産科救急を受け入れているという指摘や県の中でも地域医療の拠点となる公的医療機関を優先して支援することで効率的に事業を実施しているとある。

他方で、県南医療の中心の1つといえる県立海部病院（牟岐町）では、令和7年7月から分べんの取扱いを休止する状況となっている。

徳島県は、厚生労働省が発表するデータによれば、出生数に対して医師の母数自体は全国的に見ても少なくはないようである。

しかし、「令和2年を医療圏別で見ると、東部医療圏61人、南部医療圏10人、西部医療圏6人であり、全医師数の79%が東部に集中しています。」とあるように（出典：徳島県「周産期医療体制の整備」）、県内においては徳島市が含まれる東部医療圏に産科医が集中している。医療機関で見ても、県立海部病院の休止後は、鳴門市（徳島県鳴門病院）、小松島市（徳島赤十字病院）、阿南市（阿南医療センター）、吉野川市（吉野川医療センター）、石井町（遠藤産婦人科）、つるぎ町（つるぎ町立半田病院）に各1箇所となり、医療機関も徳島市に固まっている傾向がみられる。また、徳島市以外では、民間の医療機関は1箇所のみであり、公的医療機関に頼っている状況にある。

施設や産科医の数もさることながら、安心して出産をするためには、公的医療機関を中心に、各地域において分べん施設を残していくことが必要である。

本事業は、平成28年度以来、同一の補助内容で継続されている。残る12箇所の医療機関に対して補助を続け、維持を図ることも重要であるが、県内では、本事業がありながらも、分べんを取り扱う医療機関の減少が続いているとの状況を踏まえ、公的医療機関を中心に更なる手厚い支援が必要ではないか等について、更なる検討を要する状況である。

財政的な支援としては、本事業において、東部医療圏以外の医療機関への補助率を上げることや、東部医療圏以外への別途の支援策を設けることが考えられる。

（意見44）

県内で産科医の確保を図る、特に、県内でも産科医が少ない南部医療圏と西部医療圏で産科医の確保を図るため、「産科医等確保支援事業」が有効な施策となっているかどうか、検討する必要がある。

29 新生児医療担当医確保支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

N I C Uにおいて新生児を担当する医師の確保を図るため、その処遇改善に取り組む医療機関を支援する必要がある。

(2) 事業内容

N I C Uにおいて新生児を担当する医師に対しN I C Uに入院する新生児に応じて手当を支給している医療機関に補助を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・医療政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱
- ・令和6年度徳島県新生児医療担当医確保支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,218,000	1,218,000	1,218,000	1,218,000	1,218,000
決算額	290,000	293,000	380,000	373,000	286,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	286,000
合計	286,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額1,218,000円に対し、決算額が286,000円、予算執行率は約23%であった。

本事業は、NICUにおいて新生児を担当する医師の確保を図るため、その処遇改善に取り組む医療機関に支援を行うことを目的とする。したがって本事業の周知対象者はNICUを有する医療機関である。

そして本事業は、NICUを有する医療機関に直接メールにて周知が行われており、周知対象者が相当限定されていることに鑑みれば、その周知方法に合理性、経済性は認められる。

また令和5年度には成果指標としての新生児医療担当手当の支給回数を超えた回数を支給できており、周知に有効性があると認められる。

よって、本事業の周知は適切である。

本事業の予算執行率の低さは、NICUに入院する新生児が必ずしも多くなかったことによるものと推測される。

(意見)

なし

30 外国人介護人材マッチング支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

外国人介護人材を獲得、円滑に介護施設に就労・定着できるようにするため、外国人材の採用支援や外国人材の学習・受入れ環境整備など、総合的な外国人介護人材確保対策を推進する。

(2) 事業内容

外国人介護人材採用のノウハウを有しない介護施設等における特定技能1号外国人採用に当たって、必要な準備や定着支援について県内介護施設等に対して情報提供を行うことで不安や疑問の解消を行う。併せて、県内介護施設等の職員又は入所者等とのコミュニケーション能力等を向上させるために、介護職種の「技能実習生」及び介護分野の「特定技能外国人」、外国人介護人材受入施設等職員を対象に、集合研修を実施することで、県内介護施設等における外国人介護人材の確保・円滑な就労・定着を図る。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱
- ・外国人介護人材研修支援事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和5年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	10,000,000 (6月補正)	13,000,000
決算額	—	—	—	8,043,446	10,973,896

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
----	----

国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	10,973,896
合計	10,973,896

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額13,000,000円に対し、決算額が10,973,896円、予算執行率は約84%であった。

本事業に関する県のホームページでは、セミナーのチラシを掲載するだけでなく、外部サイトを通じて直接参加を申し込める仕組みが導入されている。これにより、比較的幅広い層を対象とする介護事業所にとって、利用しやすい周知手段が講じられている。

また、全介護施設へのチラシの郵送、複数回の電話による集客、県によるメールでの周知、市町村・みよし広域連合・関係団体（銀行等）への周知依頼、県が登壇する人材確保関連セミナーでの紹介など、多岐にわたる手段で繰り返し周知が行われている。実際セミナーに参加した事業所数は必ずしも想定数に及ばないところであるものの、そもそも外国人材の採用そのものを検討していない施設が多くある以上、この点をもって周知の不足ととらえることは相当でない。

また一方、就労を希望する外国人に向けての周知もFacebookや動画広告を利用する等の方法で行われており、一定の動画再生数、フォロワー数も認められた。

これらのことから、本事業の周知手段は適切であると判断する。

なお、令和7年度からは、本県での外国人の就労支援に向けた「とくしま外国人就職ポータルサイト」が設置されているが、当該ポータルサイトには本事業に係る紹介ページやリンクなどが無い。より連携した周知を行うべく、「とくしま外国人就職ポータルサイト」との連携も検討されるべきである。

(意見)

なし

(2) 成果指標について

本事業の成果指標は、「外国人介護人材の受入れ促進による将来の介護人材の確保」と定められている。

しかし、本事業の対象者は「外国人介護人材の受入れを検討している介護事業所」である。令和6年度に実施された「受入準備セミナー」、「定着支援セミナー」及び「マッチング支援企業個別相談会」も、これらの事業所を対象としていた。

したがって、本事業の成果指標は、事業の目的と活動内容により合致した「外国人介護人材の受入れを行った介護事業所数の増加」とすべきである。また、目標数値についても「目標介護事業者数〇社」のように、より具体的に定めることが相当である。

本事業によるセミナー等がきっかけで、外国人材の採用に至ったとの報告が複数寄せられており、事業の有効性は認められる。この有効性をさらに高めるためにも、成果指標と目標数値を明確に設定することで、今後の事業展開をより効果的に計画する契機となると考える。

(意見45)

成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。

3 1 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

外国人介護人材の受入環境整備を後押しすることにより、介護施設等の外国人受入れに対する不安解消を図り、介護現場の人材確保につなげる。

(2) 事業内容

日本語学習の支援等の外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、教材の購入代金等の外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、ホームシック対策等の外国人介護職員の生活支援に必要な取組を行う、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設等に対して支援することにより、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援が円滑に行われ、介護業務に従事する外国人介護人材が就労・定着できるようにする。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱
- ・外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱
- ・外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	3,000,000	6,299,000	6,000,000	3,000,000 (6月補正)	3,000,000
決算額	20,000	388,000	702,000	1,204,000	1,798,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—

県（一般財源）	—
その他（基金）	1,798,000
合計	1,798,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額3,000,000円に対し、決算額が1,798,000円、予算執行率は約60%であった。

本事業は県内に所在する外国人介護人材を受け入れる(予定を含む)介護施設等及び県内に所在する介護福祉士養成施設との幅広い企業を対象とする事業であり、これに対し県のホームページへの掲載、県が登壇する人材確保関係のセミナーでの紹介にとどまっているところである。

ところで、本事業の対象者と同じ介護事業所等を対象とする別の事業として、本章30「外国人介護人材マッチング支援事業」が令和5年度から実施されている。そしてそれまでは伸び悩んでいた本事業の事業者数が同じく令和5年度ころから増加していることからすると、本事業の補助事業者数の増加は、「外国人介護人材マッチング支援事業」での活動によって後押しされているものと推測される。

もともと、「外国人介護人材マッチング支援事業」のチラシには、本事業による補助金制度は表記されていない。もちろん、「外国人介護人材マッチング支援事業」の実施に当たっては本事業の説明が行われているところと推測されるが、本事業の対象となる経費は、外国人介護人材を受け入れる(予定を含む)介護施設等にとってはメリットの大きいものである以上、より積極的に提示していくことが望ましい。また「外国人介護人材マッチング支援事業」は、その周知方法においても本事業のそれよりも幅広い手法を採用していることからしても、「外国人介護人材マッチング支援事業」の周知に際して、本事業も積極的に周知を行うことが相当である。

(意見46)

周知方法について、「外国人介護人材マッチング支援事業」と一体として積極的な周知を行うことが相当である。

(2) 事業の成果指標について

本事業については、成果指標が「外国人介護人材の受入環境整備を後押しする」と定められている。

もともと、本事業の対象者は上述のとおりであり、そうであれば本事業の成果指標は、あくまで事業の対象者の定めに倣い「外国人介護人材の受入れのため本事業を利用した介護事業所数の増加」とするべきであり、また目標数値も「目標介護事業者数〇社」などの定めとすることが相当である。

(意見 4 7)

成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。

3 2 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

外国人介護福祉士候補者の就労・研修が円滑に行われることにより、介護福祉士の資格を取得しやすくなる。これにより、将来的に、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の人数を増加させ、介護施設等への外国人材の確保・定着を推進する。

(2) 事業内容

インドネシア、ミャンマー、ベトナムから経済連携協定（E P A）等に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指す外国人介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習に要する、日本語講師の派遣費用、模擬試験受講代金、テキスト代等の経費、学習環境の整備に係る経費、受入介護施設等の外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費への支援を行う。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱
- ・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱
- ・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成22年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	44,850,000	38,250,000	43,980,000	31,640,000	25,010,000
決算額	23,764,000	25,049,000	21,969,000	17,827,000	21,771,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
----	----

国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	21,771,000
合計	21,771,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額25,010,000円に対し、決算額が21,771,000円、予算執行率は約87%であった。

しかし、令和6年度のみを見ると、ある程度は活用がなされている事業となっているが、令和2年度から令和5年度までの予算執行率は50%前後にとどまっております（令和2年度：約53%、令和3年度：約65%、令和4年度：約50%、令和5年度：約56%）、外国人労働者を対象とする事業で、各都道府県で取組が進められている分野であると考えられるが、県では、当初の想定ほどには活用が図られていない現状が窺われる。

本事業は、EPA等に基づき入国した外国人介護福祉士候補者に対し、講師や学習環境整備費を補助するというものであり、本事業の周知対象者はEPA介護福祉士候補者受入施設であり、本来的にはその周知対象者は限定されている。

そして当該EPA介護福祉士候補者受入施設に対するメール送信や県が登壇する人材確保関係セミナーでの紹介等を行っており、本事業の周知対象者が限定されていることに照らせば、その手法には経済性・有効性はある。

よって、本来的な周知対象者に対する事業の周知方法は適切である。

（意見）

なし

(2) 事業の周知者の拡大について

ア 県ホームページについて

県のホームページでは、「徳島県外国人介護人材関係事業について」と題して、県の外国人介護人材関係の事業が1つのページにまとめて掲載されている。同ペ

ページに掲載されているのは、徳島県外国人留学生への奨学金補助事業、徳島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業、徳島県外国人介護人材マッチング支援事業、徳島県外国人介護人材研修事業である。

このように介護分野に関しては、外国人労働者向けの事業がある程度網羅的に掲載され、情報が1つのページに集約されているため、検索性も良好である。

また、併せて同ページには関連情報の項目が設けられ、県の外国人雇用の支援機関の情報や外国人介護人材に関する調査結果を掲載するなどして、関連する情報もまとめて紹介している。このような手法は、働き先を探している外国人労働者や受け入れる施設にとって分かりやすいものであり、ウェブサイト利用者の利便性に沿ったものといえ優れているものといえる。

他方で、本事業については、同ページにおいて、掲載がされていない。

この点、担当課からは、本事業はEPA介護福祉士候補者受入施設のみを対象としていることから、対象外となる施設には補助金の募集案内を行っておらず、県のホームページへの掲載も行っていないという回答がある。

しかし、外国人介護人材を受け入れる施設のみならず、下記のとおり、外国人労働者の支援機関等への周知にもなる以上、県のウェブサイトに情報を集約し、広報を実施することは、対象範囲が限られているかどうかにかかわらず、有益なものであると考えられる。

また、EPA介護福祉士候補者受入施設は27施設であり、県内の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の施設数112施設に対し、4分の1程度である。県のホームページに掲載することで、既にEPA介護福祉士候補者を受け入れている施設だけでなく、今後受入れを検討する施設への広報となることも考えられる。

このため、本事業についても、上記「徳島県外国人介護人材関係事業について」のホームページに情報を掲載し、周知を図っていくのが望ましいと考えられる。

(意見48)

「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」を県のホームページ（「徳島県外国人介護人材関係事業について」）に掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましい。

イ 関係機関への周知の拡大について

ホームページ以外での周知については、県では、厚生労働省から提供されるEPA介護福祉士候補者の受入施設一覧が提供され、これに基づき実施しているということである。また、本事業の補助金は、EPA介護福祉士候補者受入施設のみを対象とするものであるが、県では、県が主催する外国人介護人材に係るセミナー等において、県内全ての介護保険事業所に対し、本事業の存在を周知しているということである。

外国人介護人材を雇用する制度については、本事業が対象としているEPAのほか、介護の在留資格（いわゆる介護ビザ）、技能実習、特定技能の各制度がある。

日本における在留外国人数は増加しており、令和6年度も過去最高を更新している（出入国在留管理庁の発表）。これに伴い、介護ビザ、技能実習、特定技能による国内在留者も増加しており、これらの制度により介護分野での外国人労働者の受入れも増加しているところである（介護分野における外国人の受入実績等、令和4年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会資料）。特に、特定技能の制度の活用が多くなっているためか、令和2年には1,000人に満たなかった人数が、令和5年には17,000人を超えている（同資料）。

県内での在留外国人数は、都道府県の中で43番目であり（出入国在留管理庁の発表）、県人口が44番目であることからすれば、在留外国人数も人口相応のものとはいえる。もっとも、日本全体の在留外国人の増加に伴い、徳島県でも在留外国人が増加しているところであり（出入国在留管理庁の発表）、この傾向が続いていくことは考えられる。

そして、これらの国内滞在者は、仕事を探すなどの目的で日本を訪れて滞在しており、介護現場が人材を必要としていることとも合致するものである。外国人介護人材の受入れについては、各都道府県が取り組んでいる分野であり、徳島県としても積極的な取組が求められる。

例えば、技能実習生や特定技能外国人については、県内でも複数の支援機関（技能実習生監理団体や特定技能登録支援機関）が存在する。これらの支援機関は、現地の技能実習生の送り出し機関とも連携しており、国外にいる外国人求職者と日本で受け入れる事業者との間で、橋渡しとなる役割も担っている。求職者と事業者の双方とつながりを持っている存在であり、各機関のホームページを確認していると、介護人材の紹介に特に力を入れている県内の機関も見られる。

このような機関は、事業者が新規に技能実習生や特定技能外国人を受け入れるための相談にも、日頃から応じているようである。

本事業は、平成22年度から始まり、既に外国人介護人材を受け入れている事業者には馴染みのある制度になってきていると考えられる。上記のような支援機関も、既に補助金に関する制度にも精通している可能性はあるが、このように、外国人労働者の支援に関する機関とも連携して、既に外国人介護人材を受け入れている施設だけではなく、新たな受入施設が増えるように努めていくことも必要ではないかと考えられる。

(意見49)

外国人労働者の人材派遣に関わる県内の支援機関とも連携して、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」の更なる周知を図っていくことが望ましい。

3 3 徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金

【事業の概要】

(1) 事業目的

生産性向上による働きやすい職場環境の実現に取り組む介護事業者が、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、職場環境の改善や介護従事者の負担軽減、さらには利用者への質の高いサービスの提供を図ることを支援するため。

(2) 事業内容

介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、職場環境の改善や介護従事者の負担軽減、さらには利用者への質の高いサービスの提供を図るため、生産性向上による働きやすい職場環境の実現に取り組む介護事業者が、介護テクノロジーを導入する際の経費を補助する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱
- ・介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	160,000,000
決算額	—	—	—	—	49,999,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	39,999,000
県（一般財源）	10,000,000
その他（ ）	—
合計	49,999,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額160,000,000円に対し、決算額が49,999,000円、予算執行率は約31%であった。

この点、本事業については国の基金への内示が遅れて本年度内での事業実施が困難となり、次年度へ一部繰り越すことになったことから予算執行率が低迷したとの事情があり、この点については首肯できる点もある。

一方、本事業は、生産性向上による働きやすい職場環境の実現に取り組む介護事業者が、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、職場環境の改善や介護従事者の負担軽減、さらには利用者への質の高いサービスの提供を図るべく、介護事業者が介護テクノロジーを導入するための経費を補助する事業である。したがって、本事業の周知対象者は、介護保険法に基づくサービスを提供するすべてのサービス事業所である。

介護人材の負担軽減、人材確保の点から、本事業の意義は非常に大きいものであるところ、本事業の目的を達成するためには、数多く存在する介護事業者に当該制度を漏れなく周知し、介護事業者に平等に補助金を獲得する機会を与えることが重要となる。ここにおいて、本事業は、市町村にメールで管内事業所へ周知を依頼するとともに、県のホームページで周知されているが、これをもって不足なしとするかが問題となる。

まず、市町村を通しての周知依頼については、県が自ら、事業者への周知時期や周知度合を確認することは難しいため、補助的な周知手段とならざるを得ず、県としては、県のホームページを主体として、周知を徹底するという手法に依拠することになること自体はやむを得ない。

一方、令和4年度以降、補助金の申請においては、事前の要望調査に応じていることが要件とされ、その旨も県のホームページにて公表されている。また、本事業においてどのような介護ロボットやICTテクノロジーが補助の対象となるかについて、介護ロボット分野においては、公益財団法人テクノエイド協会が提供する福祉用具情報システムを、介護ソフトについては厚生労働省が情報提供する介護ソフトの機能調査結果をインターネット上で確認することができるとされる。

この意味で、介護事業者にとって、県のホームページを適時に閲覧することは、当該補助金獲得の機会を得る上で必須と解釈せざるを得ない。そして担当課におい

ても「県のホームページには、介護保険についてのお知らせというページがあり、介護サービスを提供する事業所は、そのページにて常時県からのお知らせを確認しています」と述べており、介護事業者が県のホームページを適時に閲覧することを前提として認識している。

しかし、介護事業者が常に人手不足であることは周知の事実であり、事務系の仕事のみで専属できるスタッフがいない事業所も存在しており、全ての介護事業者に、県のホームページを常に閲覧することを期待するということには無理がある。また、県のホームページにおける「介護保険についてのお知らせ」も、補助金に特化した箇所はなく、毎日のように数多く出される新着情報を追いつけることを介護事業者に期待することは酷である。

県としては、現状では、ホームページ上の情報開示への依存度が高いと言わざるをえないが、介護事業者の実情に寄り添ったものとは言い難い。今後、ライン等のSNSを利用し、ホームページに情報をアップした旨を介護事業者に伝える手法や介護事業者の業界団体と連携し、団体を通じて情報を周知してもらう手法など、補完的な手段を組み合わせることで、当該補助金のみに限らず、介護事業に関する情報の周知度合を更に上げることを期待したい。

(意見50)

「徳島県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金」の周知について、現状のホームページでの開示を中心とした手法に依拠するだけでなく、SNSを活用するなど、補完的な手段を組み合わせることを検討すべきである。

3 4 介護生産性向上総合推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に取り扱うワンストップ窓口を設けることにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進する。

(2) 事業内容

令和6年4月改正の介護保険法において、介護現場の生産性向上の推進が都道府県の努力義務となったことから、国の「介護生産性向上推進総合事業実施要領」に基づき、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である「介護生産性向上総合相談センター」の設置及び介護現場に精通した関係機関との協議やセンターの運営をはじめとする県の取組方針を策定・見直すための「介護現場革新会議」の開催を行うものである。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

・介護保険法

(5) 実施要綱等

・介護生産性向上推進総合事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	170,000,000
決算額	—	—	—	—	57,658,856

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	39,999,000
県（一般財源）	10,000,000
その他（基金）	7,659,856

合計	57,658,856
----	------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額170,000,000円に対し、決算額が57,658,856円、予算執行率は約34%であった。

しかしながら、本事業は、周知対象である介護事業所に対し、チラシ配布やホームページ作成によって「とくしま介護現場DXサポートセンター」の周知を図っており、この手段は合理的かつ経済的であり、適切に実施されている。

また、本事業の目的である介護現場の生産性向上は、介護人材の確保に非常に有益である。その成果指標を、テクノロジー導入率、相談対応件数、研修回数、受講者数と定めていることも妥当である。

したがって、本事業の周知及び成果指標の設定は適切であると判断する。

本事業の予算執行率が低迷した要因は、令和6年4月の介護保険法改正に伴う新規事業であることや、「とくしま介護現場DXサポートセンター」が新設されたばかりである点に起因すると推察される。今後、県内事業者が本事業の利用を積極的に検討できるよう、介護テクノロジー関連補助金の活用事例をチラシに掲載するなど、引き続き周知を徹底していくことが望ましい。

(意見)

なし

35 新任福祉職員合同入職式

【事業の概要】

(1) 事業目的

福祉職員の早期離職防止、仕事に対する意識及びモチベーションの向上を図るとともに、職員としての資質向上を図る。新たな人材の確保を促進する。

(2) 事業内容

県内の福祉現場に新たに入職した職員が一堂に会する「合同入職式」を開催する。事業所の垣根を越えた同期の仲間との交流を図り、仕事に対する意識及びモチベーションを高めることで、離職の防止を図るとともに、研修会等を同時開催し、福祉の現場で働く職員としての資質向上を図る。加えて、若手職員の中から「福祉・介護の仕事魅力発信アンバサダー」を任命し、福祉職の魅力を定期的にSNSで発信いただくことにより、離職防止及び新たな人材の確保を促進する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
決算額	0	1,060,290	1,059,684	814,440	868,660

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	868,660
合計	868,660

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額3,000,000円に対し、決算額が868,660円、予算執行率は約29%であった。

本事業は、福祉職員の早期離職防止、仕事に対する意識及びモチベーションの向上を図るとともに職員としての資質向上を図るべく、県内の福祉現場に新たに入職した職員が一堂に会する「合同入職式」を開催し、事業所の垣根を超えた交流を図ることをその内容とする。

したがって本事業の周知対象者は、県内の福祉・介護施設に新たに入職した職員及び対象職員が在籍している事業所である。

そして本事業は、メールやチラシ、電話等での連絡により一律に県内の福祉・介護事業所に対して案内が行われている。

一方で、ラジオ、新聞、県のホームページ、アンバサダーによるSNS発信など、新たに入職した職員に向けての周知も多様な方法で繰り返し行われている。

そしてその結果、令和6年度は、合計32施設から81名の参加があった。なお、令和5年度の参加人数は、42名であり（募集定員は令和6年度と同じ80名）、コロナ禍の影響で参加人数は低調にとどまっていたようであるが、令和6年度は、コロナ禍の影響が薄れ、80名の定員に達している。

このように、多様な方法で繰り返し周知され、また定員を充足していることからすれば、介護施設を通じての新規入職者周知も果たされていると評価することができる。

よって、本事業の周知については適切になされていると判断する。

(意見)

なし

(2) 事業規模の定め方について

本事業は、新たに福祉・介護事業所に入職した職員が対象となるところ、担当課では、新規の入職者の人数を把握していないということである。上記のとおり、コロナ禍のような偶発的な事情で、他の要因で参加人数が少なくなることもあるが、令和6年度は、コロナ禍の影響が薄れ、80名の定員に達していることからすれば、

今後も、多くの参加が見込める可能性は高い。

本事業は、新たに入職した職員が一同に集まって事業所の垣根を越えて同期との交流を図るなどして、介護、福祉職からの離職を防止することに主眼がある。1年目の職員が1人でも多く参加することで意義が達成されるものである。会場の規模、準備の関係で定員を設けること自体はやむを得ないとしても、新規入職者全員が参加できるだけの定員や会場の確保が必要となり得る。

直近の入職者の人数（本事業の参加対象人数）をすぐに把握することまでは難しいとしても、それ以前（前年度まで）の人数を把握することによって、これを参考に実施規模（定員）を決めることができる。このため、県としては、新規入職者が広く参加できるだけの定員設定となっているかどうか、入職者の人数把握に努めていただきたい。

（意見51）

事業の実施に当たっては、事業の対象人数の具体的な把握に努め、事業の規模等に過不足がないかどうか、検証すべきである。

(3) 予算規模について

本事業については、令和2年度以降、毎年3,000,000円の予算が確保されている。令和2年度は、コロナ禍による中止を始め、コロナ禍の影響があったとはいえ、毎年、1,000,000円に達しないような予算執行状況である。

監査対象の前年度（令和5年度）を見ると、県から定員を80名として、業者への見積依頼が行われ、委託料814,440円での業務委託が行われ、入職式の開催後、同金額が支払われた。この委託料のうち大部分は、会場で準備に当たるスタッフの人件費、会場費であり、これらは、定員を80名として見積もられており、実際の参加人数で、委託料が変動したわけではない。

このことからすると、監査対象の令和6年度も、設定された定員（80名）が前年度と変わらなかったのであるから、同じ800,000円程度での入職式の開催が見込まれた。実際に、令和6年度は、委託を受けることとなる業者から868,660円で見積りが提出され、同金額が執行された。見積りを取得するに当たって、県の予定価格自体、999,000円と設定されている。

それにもかかわらず、県では、3,000,000円の予算枠を設け続けている。

担当課からの回答によれば、予算の内訳として、式典受託事業者への委託料として1,880,000円、アンバサダー委託先への委託料として1,120,000円を見込んで、予算枠を設けているとのことである。アンバサダーの分は、委託がされておらず、この点を措くとしても、入職式の開催に当たって、令和5年度の執行額814,440円から倍以上の1,880,000円の予算を確保する必要があるのかは疑問を呈さざるを得ない。

以前から実施されている事業については、実績額、実際の予算執行額を踏まえて、予算額を設定していく必要があり、必要以上の予算枠を設けることは、不相当な支出につながる可能性があるから、控えるべきである。

(意見52)

「新任福祉職員合同入職式事業」をはじめとして、以前から継続されている事業については、過年度の実績額、実際の予算執行額を踏まえて、次年度以降の予算枠を設けていくべきである。

(4) 入職式の内容について

本事業を通じて、新入職員同士が横のつながりを持てる機会があることは重要である。個々の職場内には新入職員が1人ということもあると考えられるため、横のつながりができて入職式の後も相談し合える関係を築くことができれば、より一層、有益な事業になるといえる。他方で、本事業（入職式）では、入職の歓迎式典や福祉に関する研修を中心にプログラムが生まれ、全体の時間は約2時間となっている。式典の後半では、30分間の交流会が設けられている。これは、研修の時間を利用して、参加者をいくつかのグループに分け、特定のテーマに対するグループワークを実施するというものである。

しかし、これでは、新入職員同士が懇談して親睦を深めたり連絡先を交換したりするような機会が十分あるとは言い難く、上記の横のつながりという目的を十分に達成することができるイベントになっているといえるかどうか、疑問がある。

この点、公費から参加者の飲食費を直接的に負担することが難しいとしても、式典後に任意参加の懇親会を設定する、研修中に参加者同士の懇談の時間を設定するなど、何らかの形で出席者同士が交流することができる時間を設ける必要があるのではないかと思われる。

(意見53)

「新任福祉職員合同入職式事業」において、懇親会の時間を設けるなどして、新入職員同士が横のつながりを深められるように、配慮すべきである。

36 介護職員研修代替職員支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

介護職員の研修受講を促進することで、複雑化、高度化する介護のニーズに対応できる人材を養成し、介護サービス利用者の満足度向上や介護職員等の確保につなげる。

(2) 事業内容

県内の介護施設・事業所等が自ら雇用する介護職員に、介護サービスの質の向上を図るための対象研修を受講させる場合に、介護施設・事業所等に就労できない期間について県が代替職員を派遣する。

このことにより現任介護職員の研修受講を促進し、充実した職場環境の確保や個々のスキルアップを図り、介護サービス利用者の満足度向上や介護職員等の確保につなげる。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	16,925,000	16,925,000	16,925,000	16,925,000	11,840,000
決算額	4,585,672	3,889,740	2,996,991	5,407,345	2,862,700

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	2,862,700

合計	2,862,700
----	-----------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額11,840,000円に対し、決算額が2,862,700円、予算執行率は約24%であった。

本事業は介護職員の研修受講を促進することで、複雑化、高度化する介護ニーズに対応できる人材を養成し、介護サービス利用者の満足度向上や介護職員等の確保につなげるべく、介護施設や事業所が、研修により就労できない期間、県が代替職員を派遣するとの事業である。したがって、本事業の周知対象者は県内の介護事業所すべてとなる。

この点、本事業は、委託先が介護事業者に対して、ダイレクトメール、ファクシミリ、電話、事業説明会の開催、ホームページでの情報発信による周知を行っているとのことであり、令和6年度には1,435件の電話による周知を行ったとのことである。

多様な手段にて繰り返し周知が図られており、周知は適切である。

(意見)

なし

(2) 事業の改善及び成果指標について

一方、本事業の予算執行率は、事業が開始された令和2年から継続して低迷しており、令和6年度の実績は、派遣者数は6名、派遣対象となった事業者数は4事業者にとどまっている。

本事業の周知は適切になされていると考えられるが、それでも利用実績が乏しい状況が継続している以上、本事業が介護事業者にとって利用しづらく、ニーズと合致していないことが想定される。

委託先からは、令和7年度において、派遣対象となる研修を拡大したところ、介護事業所からの申請数が増加したとの報告もあるとのことであり、本事業が介護事業者のニーズに一致するよう、本事業の改善が進められなければならない。

また、本事業は成果指標が定められていない。本事業の利用実績の低迷に鑑みれば、本事業には明確に成果指標を定めた上で、本事業の改善が奏功しているかどうか、明確に検証できるようにすることが必要である。それでもなお利用が少ない状況が継続するのであれば、廃止も含めて検討せざるを得ないものとする。

(意見 5 4)

介護事業者の意見を詳細に分析し、制度の変更を検討することが必要である。

(意見 5 5)

成果指標を定め、当該変更が有効であるかどうかを検証できるようにする必要がある。

37 徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

介護事業者における就労環境等の整備を促進し、介護職員の離職防止や定着促進、新規人材参入を図り、介護現場への理解促進及び介護業界全体のイメージ向上につなげる。

(2) 事業内容

職員の人材育成や定着、就労環境等の改善、利用者満足度の向上につながる介護事業者の取組について、県が基準に基づく評価を行うことで取組の「見える化」を図り、一定の水準を満たした介護事業者に対し「徳島県介護人材育成事業者認証事業者」として認証を付与する制度である。これまでに8法人80事業者が認定を取得している。

取得を目指す事業者に対して、取得に向けた個別支援を行うとともに、介護事業者を対象としたセミナーを実施し、認証制度の周知及び認証事業者の増加を図る。

また、認証を受けた事業者については、ホームページ等により広く情報発信し、介護職場への理解促進とイメージアップによる新たな人材参入を促進する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要綱
- ・徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和4年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,200,000	9,900,000	9,855,000	9,855,000	9,855,000
決算額	0	0	6,930,817	6,636,652	7,821,463

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	7,821,463
合計	7,821,463

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額9,855,000円に対し、決算額が7,821,463円、予算執行率は約79%であった。

本事業は、「職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業所に対し認証を付与し『見える化』を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、職員の育成、定着及び新たな人材の参入を促進する」ことを目的としている（徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要綱第1条）。

この目的からすれば、本事業は直接的には介護事業者を対象とするものの、介護職員や求職者が働きやすい事業所を判断するための差別化・情報提供としての側面が強い。

この点、県内の介護事業所に対しては、案内チラシの送付、事業専用ホームページや県ホームページによる情報発信、セミナーでの紹介など、多岐にわたる手段で繰り返し周知が行われており、介護事業者への周知方法としては一定の合理性が認められる。

しかし、事業専用ホームページ（<https://tokushima-kaigocenter.com/>）は、徳島県のホームページの関連ページからリンクが張られているものの、「徳島」、「介護」、「求人」及び「働きやすさ」といった、介護職への就職希望者が利用するであろう検索ワードを用いても、検索サイトの上位に表示されない。これでは、介護職員や求職者が本事業のホームページにたどり着くことができず、「見える化」の効果に乏しいと言わざるを得ない。

また、県の就職支援サイト「アイネット」や「ジョブナビとくしま」でも、この

専用ホームページは紹介されておらず、認証を受けた事業所であることも明記されていない。

したがって、本事業は、介護職員や求職者に対する「見える化」が十分に実現されているとは言えない。

さらに、「見える化」の効果が乏しいことは、事業所にとっても本事業の有効性が低いと捉えられかねない。本事業がその目的に照らしてより効果的に機能するためには、各事業所が利用メリットを認識し、積極的に活用したくなるような周知方法を検討することが望ましい。

以上のことから、本事業は、介護職員及び求職者に対する「見える化」の視点に乏しいと結論づける。

(意見56)

事業専用ホームページの改定や「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業」の検索サイト・就職支援サイトへの明記など、本事業を介護職員及び求職者に対して「見える化」できる形での周知方法に改善する必要がある。

(2) 成果指標について

本事業の成果指標は「認証事業者数の累計 令和6年度24事業者」と定められており、令和6年度は33事業者が認証され、累計80事業者となったことから、成果指標は達成している。

しかしながら、令和6年度の認証数は、県内大手社会福祉法人が運営する複数の事業所が個別に認証を受けたことによるものである。当該法人とは別の運営母体による認証は、1法人からの申請があったものの不認証となり、他の事例はなかった。

本事業の目的は、「介護事業所における就労環境等の整備を促進し、介護職員の離職防止や定着促進、新規人材参入を図り、介護現場への理解促進及び介護業界全体のイメージ向上につなげる」ことである。この目的に照らせば、成果指標は介護業界全体からの観点で定めることが相当である。

したがって、成果指標として、認証された事業所数に加えて、各事業所の運営母体数（法人数）の増加も盛り込むことが、本事業の目的達成のために必要かつ適切であると考えられる。

(意見 5 7)

成果指標の定め方を再度検討する必要がある。

38 徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）

【事業の概要】

(1) 事業目的

介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、県内の介護人材の育成、確保、定着を支援すること。

(2) 事業内容

今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して、返済免除付きの修学資金貸付金を貸与し、若者の介護分野への参入促進や地域の介護人材の育成を図る。

当該貸付事業の実施主体は社会福祉法人徳島県社会福祉協議会であり、貸付事務費と貸付事業費から償還金を差し引いた額を補助する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・徳島県福祉系高校修学資金貸付事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	12,450,000	16,880,000	9,760,000	8,400,000
決算額	—	1,682,000	4,700,000	4,350,000	4,730,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	4,730,000
合計	4,730,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額8,400,000円に対し、決算額が4,730,000円、予算執行率は約56%であった。

本事業は、福祉系高校に通う学生に対し返済免除付きの就学資金貸付金を貸与し、若者の介護分野への参入促進や地域の介護人材の育成を図るものである。

したがって、本事業の周知対象者は県内の福祉系高校の在学者、入学予定者、保護者等である。

そして県内の福祉系高校は1校のみが対象となり、対象校に対しては、委託先の社会福祉法人徳島県社会福祉協議会が直接出向き、教員への説明等を行っているとのことであり、福祉系高校への周知は適切になされていると判断される。

他方で、本事業は、福祉系高校に在学する期間に貸与が受けられるというものであり、その内容は、修学準備金のように入学時に貸し付けが行われるものも含まれる。また、本事業は、介護人材を確保していくことを目的としており、このような福祉系高校への貸付制度があることは、中学生らにも周知されることで、進路選択の一助となることも考えられる。

担当課からの回答でも、今後、県内の高校進学を希望する中学生、保護者、中学生教員に対しても周知を図っていく旨が述べられている。そのように、介護人材の裾野を広げるためには、直接の対象者だけではなく、このような制度があることで、進路選択の幅を広げることができるのではないかという視点からも、周知を図っていくことは必要であると考えられる。

(意見58)

「徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）」の周知を行うに当たっては、制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、進学予定者やその家族らが制度を目にすることが進路の決定につながることも考えられるから、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。

39 徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）

【事業の概要】

(1) 事業目的

介護人材の慢性的な不足状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方が介護職に従事することを促進することを目的とする。

(2) 事業内容

他業種で働いていた方で、介護職員初任者研修以上の研修を修了し、居宅サービス等を提供する事業所等で介護職員等として就労する意思のある者に、返済免除付きの就職支援金を貸与し、介護職への参入を促進する。

当該貸付事業の実施主体は社会福祉法人徳島県社会福祉協議会であり、貸付事務費と貸付事業費から償還金を差し引いた額を補助する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・長寿いきがい課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・徳島県介護分野就職支援金貸付事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	6,000,000 (6月補正)	6,910,000	4,800,000	3,800,000
決算額	—	312,000	1,614,000	800,000	1,000,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	1,000,000
合計	1,000,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額3,800,000円に対し、決算額が1,000,000円、予算執行率は約26%であった。

本事業は、介護人材の慢性的な不足状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保するとの観点から、介護事業以外の職種において働いていた方で、介護職員初任者研修以上の研修を終了し、介護職員等として就労する意思のある方に、返済免除付の就職支援金を貸与する事業である。したがって、本事業の周知対象者は他分野で就職中であり、今後、介護分野での就職を希望している者である。

本事業は、福祉人材センターアイネットの求職登録者へのダイレクトメールの他、ホームページへの掲載、アイネットが開催する就職マッチングフェアでのチラシ配布等を行っており、令和7年度からハローワークへの周知依頼も行うとのことである。この点において複数の手段により繰り返し周知が行われており、周知には一定の合理性、経済性は認められるが、実際には令和6年度における利用者数は1名、利用事業者数は1社であり、当事業が有効に活用されているとは言えない状況にある。

他分野で就職中であるが、転職を検討している者にとっては、本事業の存在が、介護事業職への就職を促す契機となりうるものである。その意味で、転職活動中において知っておくべき情報といえる。とすれば、本事業については上記のような転職希望者に対する周知方法のみならず、介護事業者へのPRも積極的に行うべきであり、介護事業者の求人案内への掲載、面接時の制度紹介等、より当制度の活用を促す手法を検討すべきである。

また、本事業は返済免除要件として2年間介護職種に従事することが求められているが、これは必ずしも同一の事業所における継続した勤務である必要はないとのことである。このことは就職希望者にとって有益な情報であるため、チラシに明記するなど積極的な情報提供を行うことが望ましい。

(意見59)

求職者へのPRにとどまらず、介護事業者への制度の紹介も積極的に行うとともにチラシの書き方も工夫し、当制度の利用を促進すべきである。

40 障がい福祉分野働き方改革推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

障がい福祉現場における職員の業務負担の軽減を行うことで、障がい福祉分野の人材確保につなげ、利用者にとってもより充実した障がい福祉サービスの提供を推進する。

(2) 事業内容

障がい福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICT技術の導入支援を行う。障がい福祉現場における職員の業務負担軽減・業務の効率化を行うことで、障がい福祉分野の人材確保につなげ、利用者にとってもより充実した障がい福祉サービスの提供を推進する。

(3) 所管部局・課

保健福祉部・障がい福祉課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱
- ・障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱
- ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱
- ・地域障がい児支援体制充実のためのICT化推進事業費補助金交付要綱
- ・地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	24,000,000 (6月補正)	15,000,000	3,000,000 (R3 予算繰越) 17,500,000 (2月補正)	14,752,000 (R4 予算繰越) 19,100,000 (2月補正)	15,181,000 (R5 予算繰越) 19,500,000 (2月補正)
決算額	16,198,000	8,974,000	5,748,000	11,686,000	14,062,600

※令和7年度へ19,500,000円繰越

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	9,858,000
県（一般財源）	4,204,600
その他（ ）	—
合計	14,062,600

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、前年度からの繰越予算額15,181,000円に対し、決算額が14,062,600円、予算執行率は約93%であった。

この点、本事業の周知は、要綱が示されてから国への申請期限までの期間が短いことから、ホームページ等ではなく対象事業者すべてに対するメールでの周知方法が採用されたものであり、その周知方法の合理性、効率性はある。

そして当該周知は本事業の内容となる「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」及び「地域障がい児支援体制充実のためのICT化推進事業」の事業ごとに各1回ずつ行われており、繰り返しの周知も見られる。

その上で、予算段階で想定されていた申請事業者数はおおむね想定どおりであったが、想定した補助基準額（上限）よりも実際に申請された交付申請額が少なかったことから予算執行率の低下につながったものであり、周知方法の有効性も認められる。

よって、本事業の周知方法は適切であったと判断する。

(意見)

なし

4 1 M & A型事業承継促進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

事業承継に関する中小企業・小規模事業者への意識啓発を行うことで、M&Aをはじめとする事業承継を推進し、県内経済の持続的発展を図るものである。

(2) 事業内容

生産性の向上や販路拡大、経営基盤の強化など県内企業の成長戦略としてのM&Aを促進するため、経済団体や金融機関等からなる「徳島県M&A型事業承継促進コンソーシアム」を構築するとともに、「M&A促進奨励金」を創設し、案件の「掘り起こし」から「マッチング」までトータルで支援するものである。

(3) 所管部局・課

経済産業部・経済産業政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県事業承継支援費補助金交付要綱
- ・徳島県事業承継支援費補助金募集要項
- ・徳島県M&A促進奨励金交付要綱
- ・徳島県M&A促進奨励金募集要項

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	30,000,000
決算額	—	—	—	—	6,598,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	2,999,000
県（一般財源）	3,599,000
その他（ ）	—

合計	6,598,000
----	-----------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額30,000,000円に対し、決算額が6,598,000円、予算執行率は約22%であった。

本事業は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、主に事業承継型のM&Aのサポートを行い、譲渡を希望する事業者の掘り起こし、マッチングの支援を行うことを内容とする。したがって本事業の主たる周知対象者は、事業の譲渡を希望する者及び事業の譲受けを希望する者である。

この点、本事業は県のホームページのほか、徳島県事業承継ポータルサイトでの案内、商工団体や税理士会の定期配布物にチラシの同封、徳島県事業承継ネットワーク会議での周知などによって行われており、チラシも複数回増刷されている点に鑑みても、多くの方法で繰り返し周知が図られているといえる。

よって、本事業の周知方法は適切である。

(意見)

なし

(2) 事業の利用拡大のための方策について

本事業において、令和6年度における事業譲渡の相談件数は141件であり、令和2年度の42件と比較すると大きく増加している。また令和6年度の事業承継成約件数は過去最多の32件となり、県内における後継者不在、休廃業の増加に対し、一定の役割を果たしている点は評価できる。

しかし、上述のとおり、予算の執行率は低い状況にとどまっている。

この点について担当課は、M&A促進奨励金について低廉にとどまった理由として、M&Aプラットフォームへの登録に抵抗感を示す事業者が多い、具体的には、事業譲渡の検討を従業員や金融機関等に知られることによる風評被害を危惧するケースが多いためとする。また、事業承継支援経費補助金については小規模な案件が多かったことや承継完了まで時間を要したことなどが挙げられている。

この点、事業譲渡を検討している事業者（特に第三者への事業譲渡が想定されるM&A促進奨励金事業を利用する事業者）にとっては、取引先や従業員、金融機関からの風評被害・信用不安が生じないとの安心感が必要である。

例えば、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターのホームページのうち、譲渡希望事業所紹介、事業承継事例において具体的な企業名が開示されている。担当課によると、この具体的な企業名の掲載は、早期の事業譲渡を希望する場合などにおいて希望を聴取した上で公開しているとのことである。もっとも、当該経過はホームページを一読しただけでは判明し難い。ホームページを閲覧する事業譲渡検討者に対して誤解を招かぬよう、公開を望まない場合は、当然に企業名を公表しない旨を明確に掲載することを検討すべきである。

また、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターのホームページのうち、事業承継・相談の流れを説明する箇所において、より具体的にどの段階で、どの情報を候補先に伝えるかをわかりやすくフロー図で解説することにより、潜在的な利用者の不安を取り除くことも検討すべきである。

さらに、料金についても、M&Aは、高額な手数料が必要であるとのイメージを持たれていることも想定され、センターに対して費用が発生することはない旨を明示すること、可能であれば、金融機関等との協力の上、金融機関等に対する費用の支払いのモデルケースを開示することを検討することも望みたい。

（意見60）

利用実績が向上している点は評価できるが、更なる利用実績向上のために、具体的な守秘義務、つまり希望者のみがホームページにおいて条件を開示することや、どの時点において、どのような情報が、誰に開示されるかについて周知させること等により、利用者の不安を取り除く必要がある。また、M&Aにおいては、高額な費用が必要であるとのイメージも浸透しているため、費用について、モデルケースを開示することも望みたい。

4 2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

正規雇用では、県内企業等における高度な専門性を持つ人材の確保、副業・兼業では、近年の働き方や事業展開の多様性や柔軟性に即した即戦力人材の短期有効活用である。

(2) 事業内容

地域金融機関や地元経済団体と連携し、求人ニーズのある県内中堅・中小企業と徳島県を就業拠点とする専門性の高い人材のマッチングである。

事業活動のポイントは、企業経営者との対話による人材ニーズの具現化を起点に、人材紹介事業者18社と連携したプロ人材情報から、タイムリーにマッチングを図ることである。営業人員は4名体制を維持し、令和6年度の成約件数は145件となり、6年連続の増加基調にある等、人材マッチング事業として県内で認知度の高い事業である。

(3) 所管部局・課

経済産業部・企業支援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・令和7年度における新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金【プロフェッショナル人材事業型】）の取扱いについて

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	34,720,000	35,292,000	34,720,000	39,720,000	34,860,000
決算額	31,914,373	30,476,715	33,486,490	33,382,723	26,112,725

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	13,056,362

県（一般財源）	13,056,363
その他（ ）	—
合計	26,112,725

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額34,860,000円に対し、決算額が26,112,725円、予算執行率は約75%であった。

本事業は、地域金融機関や地元経済団体と連携し、求人ニーズのある県内中堅・中小企業と徳島県を就業拠点とする専門性の高い人材のマッチングのための組織である、プロフェッショナル人材戦略拠点の運営を内容とするものであり、公益財団法人とくしま産業振興機構へ業務が委託されている。

したがって、本事業の周知対象者は、プロ人材の求人をしたい県内の中小企業及びプロ人材として就職したい就職希望者である。

この点、県内の中小企業に対しては、委託先によるホームページでの広報のほか、県としてもプロ人材活用説明会や、県内企業相談窓口への周知（チラシ配布や説明会への参加、情報交換）等により周知が図られている。

また、就職希望者に対しても、ホームページやセミナー等によるマス広告のほか、18社に上る民間人材派遣会社による紹介等により実施されているところである。

そして令和6年度の成約件数も145件に上り、6年連続の増加基調にあるものであり、その周知も有効になされているといえる。

よって、本事業の周知は適切になされている。

なお、後述の本章43「プロフェッショナル人材確保支援費補助金事業」においても述べるとおり、金融機関や経済団体を経由しての成約が少ない状況となっている。委託先の公益財団法人とくしま産業振興機構を通じ、日常的に企業の支援に関わっており、人材の不足情報につながりを持っている金融機関や経済団体、税理士、社会保険労務士等の士業に対しても本事業の周知を図ることで、マッチング制度の更なる活用を推し進めることができる。このため、県としても、委託先に対して、これらの周知も積極的に進めるように働き掛けていくべきである（後述の「プロフェッショナル人材確保支援費補助金事業」を参照）。

(意見)

なし

(2) 事業担当者の欠員について

本事業では、令和2年度から令和5年度までの決算額はいずれも30,000,000円を超えているのに対し、令和6年度のみ上述の決算額にとどまっている。

担当課の回答によれば、決算額が低くとどまった要因として、令和6年度は、委託先において本事業を担当するサブマネージャー1名が欠員となり、人件費が減少したこと、また、欠員の影響で、プロ人材とのマッチングを希望する企業への営業力が低下していることが挙げられている。

本事業は、地方創生の一環として、東京をはじめ大都市に集積するプロフェッショナルな人材に対して地方企業への転職を促し、その人材を活用することにより、地方企業の成長や雇用の創出、地域の活性化を図ることを目的としている。そして、企業にとっては、プロ人材とマッチングした際の人材紹介手数料を、県に一部補助してもらえる仕組みとなっている。

プロフェッショナル戦略拠点人材事業における取り次ぎ案件の大半は、プロフェッショナル人材戦略拠点の担当者の営業活動によるものであり、上記サブマネージャーの欠員による営業力の低下により、マッチングを求める企業の求人件数は、前年度と比べて、25%ほど減少してしまっているということである。

もっとも、プロ人材の成約件数自体は、目標値(70件)の倍以上である145件を達成し、この件数は、令和5年度と比べても、20件多いものとなっている。営業力の減少によって、直ちに本事業の利用が減少しているわけではないが、本事業は、サブマネージャーが企業への営業を実施し、不足する人材がないかどうかといった現場のニーズをすくい上げていくことが重要といえる。

担当者の欠員が続けば、企業側への営業やフォローが十分行われず、企業とプロ人材とのマッチングも進まなくなる懸念がある。本事業は、外部への委託によってなされており、県が直接欠員の補充を実施できるわけではないが、欠員によって委託先が機能不全に陥らないように、契約時に条件を設けるなどの対応を検討する必要がある。殊に、本事業は、通年での委託業務であり、単発のイベントを委託するなどのものではないし、専任で担当する職員が複数名必要となる性質のものである

から、欠員が生じた場合の影響はより大きくなり得る。

例えば、事業を委託する際には、委託仕様書において、委託先との間で本事業のために常駐が求められる担当者（専任担当者）の人数を定めたり、欠員が生じた場合には、速やかに人員の補充を求めたりしていく必要がある。

（意見 6 1）

「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を始めとして、県が事業を外部へ委託する場合、特に、長期間にわたって事業を委託したり、当該事業を担当する専任の担当者が求められたりする場合には、委託仕様書において、委託先における専任担当者の人数を定めておいたり、欠員が生じた場合に委託先に対して速やかに人員の補充を求めたりすることで、委託先の人手不足によって委託業務が十分遂行されない事態に陥らないように注意する必要がある。

4 3 プロフェッショナル人材確保支援費

【事業の概要】

(1) 事業目的

主な事業は補助金の交付であり、その目的は、企業と人材のマッチング機会を広げ、プロフェッショナル人材の確保と都市圏等から徳島県への人材の還流を図ることである。

(2) 事業内容

主な事業は補助金の交付である。補助金の支給補助は、県内に本店又は主たる事務所を有する中堅・中小企業者等を対象に、雇用開始日から2か月を限度として、プロフェッショナル人材の受入りに係る企業等が負担する人材紹介手数料等である。

「人材紹介手数料」とは、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録されている有料民間人材紹介事業者等を利用して、プロフェッショナル人材と雇用契約を締結した場合に企業が支払う人材紹介手数料である。

(補助率・補助限度額)

- ① 補助対象経費の1/2以内（千円未満の端数切り捨て）
- ② 補助限度額80万円（1企業当たりプロフェッショナル人材1人まで）

(3) 所管部局・課

経済産業部・企業支援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	9,000,000	9,000,000	15,000,000	11,000,000	10,000,000
決算額	4,800,000	7,977,000	8,915,000	9,923,000	4,099,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
----	----

国庫	2,049,500
県（一般財源）	2,049,500
その他（ ）	—
合計	4,099,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額10,000,000円に対し、決算額が4,099,000円、予算執行率は約41%であった。

本事業は、県内に本店または主たる事務所を有する中堅・中小企業者等を対象に、雇用開始日から2か月を限度として、プロフェッショナル人材の受入れに係る企業等が負担する人材紹介手数料について、補助金を交付しそれを支援することを主たる内容とする。したがって本事業の主たる周知対象者は、プロフェッショナル人材の受入れを望む県内企業である。

この点、令和6年度において、実際に人材会社に取り次いだ案件は148件であり、一定の実績を残している。また予算執行率が低い理由についても、補助金の対象外となる県内企業から県内企業への転職及びプロ人材を複数人採用した企業が多かった、更には、企業側が提示する年収と求職者が希望する年収のギャップ、休日希望日数のギャップ、成功報酬の高額感が要因であるなど適切に分析されており、本事業の周知は一定程度実現できていると判断される。

もともと、令和6年度の取次案件148件のうち、当該プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動によるものが135件であるのに対し、金融機関や経済団体を通じた案件は8件、直接の問い合わせが5件とされており、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動以外により本事業の取次件数が少ない状況にある。

本事業の周知対象者に対し、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動以外の方法により周知を向上させることにより、更なる紹介件数の向上を目指す余地も存在すると思料する。

例えば、プロフェッショナル人材戦略拠点から金融機関や経済団体に対して、顧客や関係取引先に対して本事業の周知を図る、また積極的なプロフェッショナル人材の受入れを望む企業の紹介を依頼することなどが考えられる。

また、個別企業への周知の観点からみた際、前述の本章2「とくしまジョブステーション運営事業」でも、県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」への掲載依頼等の目的で各個別企業を訪問している。この個別企業への訪問時に本事業の説明も併せて行ってもらうことで、個別アプローチの対象企業数を増加させることなども考えられる。

プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動によらず、当該制度を周知対象者により広く周知できるよう、工夫することが望まれる。

(意見62)

取次案件数からすると一定の成果を残しているが、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動に依拠しない、金融機関や経済団体からの案件や直接の問い合わせ等については、更なる実績向上の余地があると思料するため、周知方法について工夫を検討することが必要である。

4 4 徳島バッテリーバレイ構想推進事業（うち「人材育成プログラムの実施」）

【事業の概要】

(1) 事業目的

県内への蓄電池関連産業の集積に向け、学生等への蓄電池教育の実施により中長期的な蓄電池人材育成を推進し、関連産業の人材確保に貢献することである。

(2) 事業内容

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムが提供するバッテリー教育プログラムを県内高等教育機関や高校で実施する他、県独自の取組として、県内蓄電池関連企業の工場見学等も行うものである。

(3) 所管部局・課

経済産業部・企業支援課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	3,800,000
決算額	—	—	—	—	1,777,522

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	788,101
県（一般財源）	989,421
その他（ ）	—
合計	1,777,522

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額3,800,000円に対し、決算額が1,777,522円、予算執行率は約47%であった。

本事業は、徳島バッテリーバレイ構想推進事業の一環として位置づけられ、県内高等教育機関や高校でのバッテリー教育プログラムの実施、県内蓄電池関連企業の工場見学などを内容とするものである。対象者は、県内の高等教育機関、小中高校である。

周知方法については、高等教育機関の委員が参加する推進会議での情報共有、高校への事業説明、市町村担当者会議の開催などを通じて、対象者へ適切に実施されている。これらの方法は、経済的かつ効率的であると判断される。

また、事業初年度に県立高校6校、高等教育機関2校で実績があることから、周知方法の有効性も認められる。

さらに、徳島県バッテリーバレイ構想推進会議においても、本事業に関する検証や検討が継続的に行われている。

以上のことから、本事業の周知は適切であったと結論づける。

(意見)

なし

45 ものづくり企業DX加速化事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

DXの推進による企業価値の創造や効率化・省力化を図り、県内ものづくり企業のDXを促進し、県内企業の競争力の向上を支援するものである。

(2) 事業内容

県内ものづくり企業の競争力の強化や更なる成長を促進するため、「DXワンストップ支援窓口」として設置している「とくしまDX推進センター」を核として、専任コーディネーターによる現場でのデジタル化の提案やシステム選定の助言などの伴走支援、階層やDXの理解の程度に応じたきめ細かな研修プログラムの開催、ものづくり企業の先駆的なDX取組事例の紹介などを実施し、円滑なデジタル技術導入を推進することにより、生産性の向上やビジネスモデルの変革を図るものである。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業創生・大学連携課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和4年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	9,500,000	7,000,000	7,000,000
決算額	—	—	5,948,393	5,197,870	6,204,757

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	3,102,378
県（一般財源）	3,102,379
その他（ ）	—
合計	6,204,757

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額7,000,000円に対し、決算額が6,204,757円、予算執行率は約89%であった。

県では、ものづくり企業の競争力の強化や更なる成長を促進するため、DXワンストップ支援窓口として、とくしまDX推進センターを設置している。同センターを核として企業のDX導入を推進するために、公益財団法人とくしま産業振興機構に対し、同センターの運営等を委託しており、本事業の費用は、同公益財団法人に対する委託費に充てられている。

したがって、本事業の周知対象者は、DXの推進を考える県内中小企業である。

そしてとくしまDX推進センターは、上記公益財団法人がホームページ等を通じて周知を実施しているとともに、県内企業に対してメール送付、マスコミへの資料提供等によって周知が図られている。そして111社延べ264件の支援・相談実績が挙げられている。

よって、本事業の周知は適切になされていると判断する。

企業が作業効率を上げる上で、DX化は重要な取組となってきた。DX化にどのように取り組むべきか悩んでいる企業にとって、とくしまDX推進センターの役割は大きく、今後も県や委託先において、周知や営業に積極的に取り組まれることが期待される。

(意見)

なし

(2) 委託費について

本事業においては、委託先から、契約前に見積書が提出され、その中では、DX専任コーディネーターの配置に係る費用（同コーディネーターの人件費）として5,040,000円が見積もられている。

そして、事業の実施後に委託先から提出された委託業務完了報告書及び事業費精算書では、委託業務に係る経費の明細書が添付され、「DX専任コーディネーターの配置謝金」として同じ5,040,000円が計上されている。また、その計算式として、「35,000円×1人×144日」という記載があり、DX専任コーディ

ネーターが日額35,000円の謝金で144日間業務に従事したことが窺われる。しかし、委託業務完了報告書には、DX専任コーディネーターが相談対応を実施した件数などは記載されているものの、どのような勤務形態であったか（週に何日、何時間勤務したか等）は記載されていない。県では、とくしまDX推進センターを運営し、DX「専任」コーディネーターを配置することとして、業務を委託している。他方で、DX専任コーディネーターの謝金の計算（業務の従事日数）は、144日でなされており、DX専任コーディネーターが専任性を守って業務を行っていたかどうかは不透明である。

また、委託業務完了報告書の記載は、どのような経歴、技能を有する者がDX専任コーディネーターとして選ばれていたかや、具体的にどのような業務を行っていたかも明らかではなく、上記謝金の日額35,000円が適正なものといえるかどうかを検証することができない。最初に委託先から提出された見積書の金額と委託業務完了報告書の金額が同じであることからすれば、DX専任コーディネーターの謝金は、見積り段階から具体的に決まっていたものといえる。事業は令和4年度から継続して実施されているため、もちろん、過去の実績額に倣って翌年度の金額を出すということはあると思われる。しかし、委託先からは、県に対し、見積りの段階や委託業務完了報告の段階において、謝金の算定に関する詳細が説明されていない。また、県から、委託先に対し、このことに関する説明を求めた形跡もない。このため、DX専任コーディネーターに対する謝金が、適正なものであるかどうかを検証することができない。

委託先が負担する人件費や謝金は、それ以外の経費と異なり、客観的に発生した実額での精算ではなく、委託先が主観的に決めて支払った金額での精算となってしまう性質のものである。このため、委託を実施した県としては、そもそも委託先が決めた人件費や謝金の金額が適正なものであるかどうか、委託先へ算定根拠を確認し、適正な委託費の執行が図られるように努めるべきである。

（意見63）

「ものづくり企業DX加速化事業」について、委託先が支払っているDX専任コーディネーターの費用について、DX専任コーディネーターがどのような経歴や技能の人物であるのか、どのような勤務形態であったのか（専任という委託の要件が守られているのか）、その費用が適正なものであるかどうかについて、委託先へ確認

し、適正な委託費の利用が図られるように努めるべきである。

(3) 随意契約について

本事業の予算額は7,000,000円であり、これは、委託の予定価格をもとに決定されている。そして、公益財団法人とくしま産業振興機構への委託は、随意契約によってなされている。

本来、地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則である。地方自治法施行令第167条の2第1項に基づいて、例外的に、競争入札によらず随意契約によることができる場合であっても、競争性を確保するために、2者以上から見積書を徴取する必要がある。ただし、真にやむを得ない理由がある場合には、任意の1者から見積書を徴取しその者と契約を締結することもやむを得ないといえる。しかし、公金の支出を伴う地方公共団体の契約業務において、透明性や競争性が確保されなければならないから、その可否は慎重な判断が求められる。なお、1者随意契約によることの妥当性が問題となるケースが見受けられることは、県の令和5年度の包括外部監査（監査テーマ「新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について」）などで、繰り返し指摘されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項に基づき、県では、随意契約ガイドライン（平成18年3月14日制定、平成27年12月16日最終改正）が策定されている。本事業は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するいわゆる2号随意契約として、県の手続が行われている。2号随意契約については、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、競争入札によらず、随意契約によることが認められている。

本事業を実施する公益財団法人とくしま産業振興機構は、令和4年度の本事業開始から本事業を担ってきた実績があり、また、公益性もある。県内中小企業の経営支援等を行う専門性のある団体であり、県が選定した理由として、専門のアドバイザーやコーディネーター等が多数在籍していることも理由として挙げられている。他方で、本事業に関しては、企業に対する総合的なDX化の知見も必要となる。

本事業の中核は、とくしまDX推進センターの運営やDX専任コーディネーターによる支援、DX推進セミナーの開催である。DX専任コーディネーターについては、上記のとおり、外部から任用しており、令和6年度には計13回実施されたD

X推進セミナーの際には、毎回外部から講師を招聘している。基本的に、DX専任コーディネーター1名に任せきるような仕組みに見える。そうであれば、上記公益財団法人に限らず、IT系の企業らを対象として、広く競争入札やプロポーザル方式による公募を実施する方向性もあるといえる。

徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）には、中小企業の支援を目的とする団体らが集まっており、同所にとくしまDX推進センターを置くことは利便性も認められるし、上記のとおり、経営支援等の専門性があり、同所に所在する上記公益財団法人が本事業を実施することの優位性があることももちろん否定できない。担当課も、このような点を踏まえて、2号随意契約を行っているようである。ただし、そのことだけで、2号随意契約が認められるに至るものではない。2号随意契約の要件は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」といえることであるところ、上記のとおり、外部から任用するDX専任コーディネーターの役割が最も重要であることからすれば、上記公益財団法人でなければセンターの運営に対応できないとはいききれないためである。

しかも、上記公益財団法人については、上記のとおり、DX専任コーディネーターの経歴や活動内容の詳細を報告しておらず、とくしまDX推進センターの運営実態が分からない。過去の実績をもとに2号随意契約が認められるものではないが、少なくとも、過去の活動内容を見ても、県が上記公益財団法人でなければセンターの運営に対応できないと判断できるだけの報告もなされていない。このため、果たして、上記公益財団法人でなければ、センターの運営ができず、事業の性質又は目的が競争に適しないと判断できるだけの資料が県の側に備わっているかという点、そのようにはいえない。

上記で述べたとおり、原則として地方公共団体の契約は、競争入札のように競争性を確保してなされるべきである。本事業をはじめとする県の各契約において、真に必要なことやむを得ない事情が存在するために1号随意契約が用いられているといえるかどうかは、上記のとおり、過去の外部監査の際にも指摘されているところである。県として、これまでの事業を検証しつつ、今後の契約に当たって、注意を払う必要がある。

(意見64)

「ものづくり企業DX加速化事業」では、「その性質又は目的が競争入札に適しない

いもの」として、1者随意契約を行っているが、真にその要件を満たすかどうか、十分に検討されているとは言い難い。県の実施する事業において、このような事例がみられることは、過去の外部監査の際にも指摘されているところであり、今後の契約に当たっては、改めて注意を払う必要がある。

4 6 大学生等の県内定着促進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

県内高等教育機関卒業生の県内定着率減少傾向が続く中、県内外の学生に向けた効果的なインターンシップ事業等を通じて県内就業者数の増加を図るものである。

(2) 事業内容

本事業は、県内就業者数の増加を図るとともに、企業の人材確保を後押しするため、外部委託により「U I J インターンシップ」と「成長支援型インターンシップ」を実施するものである。

「U I J インターンシップ」は、県内高校から県外に進学した学生や徳島でのキャリアに関心を持つ県外学生が、県内受入企業で就業体験する3～5日のインターンシッププログラムを実施するものである。

「成長支援型インターンシップ」は、徳島県へのU I J インターン思考を持った県外大学生や県内大学生・県内企業若手社会人が、県内企業が監督する課題への探求など共に学び合う合宿型のインターンシッププログラムを実施するものである。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業創生・大学連携課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和4年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	5,000,000	3,000,000	4,000,000
決算額	—	—	1,369,148	2,265,443	2,335,621

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	1,167,810

県（一般財源）	1,167,811
その他（ ）	—
合計	2,335,621

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額4,000,000円に対し、決算額が2,335,621円、予算執行率は約58%であった。

本事業は、県内外の学生に向けた効果的なインターンシップ事業を通じて県内就業者の増加を図ることを目的とする。そして本事業は県内高校から県外に進学した学生や徳島でのキャリアに関心を持つ県外学生が県内受入企業で就業体験する3～5日のインターンシッププログラム（「UIJインターンシップ」）と県内へのUIJターン思考を持った県外大学生や県内大学生・県内若手社会人が、県内企業が監督する課題への探求など共に学び合う合宿型のインターンシッププログラム（「成長支援型インターンシップ」）に区分される。

したがって、本事業の主たる周知対象者は、徳島へのUIJターンを視野に入れた県内外の大学生となる。

この点、県内外の大学生に対する周知は、県のホームページ、公式SNS及び委託先から全国の大学への周知という複数手段により行われており、一定の周知努力は認められる。

もともと、委託先との契約時点では県外学生25名程度、県内学生10名程度の参加が想定されていたが、実績はUIJインターンシップ参加の県外大学生13名、成長支援型インターンシップ参加の県外学生4名、県内学生144名にとどまり、特に県外学生の参加が想定を大きく下回った。

県外学生の参加者数が想定を下回るのは本事業年度に限ったものではない。この状況は、県外の大学生層に対する周知が十分に行き届いていない可能性を示唆する。本事業と同様にUIJターン者を周知対象とする県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」において本事業の掲載はあったものの、結果として想定を下回る参加者数であった事実を鑑みれば、今後はより積極的かつ効果的な周知方法の採用が検討されるべきである。

(意見 6 5)

県外大学生に向けた「大学生等の県内定着促進事業」の周知をより徹底すべきである。

(2) 成果指標について

担当課によると、本事業の最終的な成果指標は「県内外学生の県内就業者数の増加」と設定しており、令和 6 年度においては、当指標の増加率は 1.4% であり、効果的に事業が実施できたと分析しているとのことである。

上記の本事業の目的（県内就業者の増加）からすれば、この最終成果指標の設定及びその増減の分析を否定するものではない。しかし、インターンシップを通じた県外大学生の U I J ターン確保を主要な事業内容とする以上、事業の過程と実効性を測る、より詳細な中間指標の設定が不可欠であると考ええる。

具体的には、本事業によるインターンシップ制度が有効に機能しているかを直接的に示す数値として、希望者のインターンシップへの応募者数、希望者数、参加企業の推移、インターンシップに参加した学生の当該企業への就職率・就職者数といった指標を成果指標（中間指標）として設定する必要がある。そしてこれらの中間成果指標を分析した上で、その結果が「県内外学生の県内就業者数」の増減にどのように寄与しているかを論理的に分析する必要がある。

また、本事業による U I J ターン希望者の確保が適切に図られているかを厳密に分析するため、上記の中間指標を「県内大学生」と「県外大学生」に区分して集計するとともに、それぞれの区分に対し合理的な想定人数（目標値）を定めることが必要かつ有益である。

(意見 6 6)

「大学生等の県内定着促進事業」の成果指標に、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数といった事業の過程と実効性を示す中間指標を加えるべきである。さらに、これらの指標を県内大学生と県外大学生に区分して集計し、目標人数を定めることで、本事業によるインターンシップ制度が最終指標である「県内外学生の県内就業者数」の増減にどのようにつながっているか、特に U I J ターンを希望する県外大学生にどれだけ

届いているかについて、具体的かつ厳密に分析する体制を構築すべきである。

(3) 受入企業の拡大について

本事業の受入先企業は、自治体・関係団体のほか、金融機関、出版・メディア・広告、流通・小売、土木・建築、IT・情報処理、製造、その他多岐にわたる業界から提供されており、インターンシップを希望する大学生に対して一定の選択の幅が示されている点は評価できる。

一方、「ジョブナビとくしま」には、本事業による受入先企業以外にも多数の企業がインターンシップを実施していることが掲載されている。また、その中には参加した大学生に対し、宿泊費や交通費などの費用負担について明記している企業とそうでない企業が存在する。

上述のとおり、本事業と本章2「とくしまジョブステーション運営事業」による「ジョブナビとくしま」は、周知対象者がおおむね重複しているため、相互の連携をより密接に行うべきである。本事業は「ジョブナビとくしま」に掲載する形で広報されたとのことであるが、それにとどまらず、「ジョブナビとくしま」掲載企業が本事業の枠組みを活用したインターンシップを実施しやすくなるよう、施策を講じる必要がある。具体的には、本事業による旅費・日当の支給対象を「ジョブナビとくしま」掲載企業全体に拡大するなど、受入企業の更なる拡大に向けた方策を検討することが望ましい。

(意見67)

インターンシップを希望する学生がより幅広い企業の中から選択できるようにすること、また学生の受入れを希望する企業がより広範に学生を募集できるようにすることを目指し、事業間の連携を強化すべきである。具体的には、「大学生等の県内定着促進事業」による旅費・日当が支給されるインターンシップを、「ジョブナビとくしま」掲載企業まで拡大するなど、既存の企業情報ネットワークを活用した受入企業の拡大に関する具体的な方法を検討することが望ましい。

4 7 養成訓練費

【事業の概要】

(1) 事業目的

主として中学校、高等学校の新規学卒者に対し、基礎的な職業訓練を実施し、技能労働者の育成に努め、職業の安定と産業界の発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

県立テクノスクールにおいて、業界が求める技能労働者を育成するため、主として中高等学校の新規学卒者に対して、基礎的な職業訓練を実施する。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業人材課

(4) 根拠法令等

・職業能力開発促進法

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

不明・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	9,836,000	9,836,000	9,822,000	9,787,000	10,852,000
決算額	8,925,188	8,863,363	8,703,670	8,152,316	8,955,354

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	8,955,354
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	8,955,354

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額10,852,000円に対し、決算額が8,955,354円、予算執行率は約83%であった。

本事業は、県立テクノスクールにおける職業訓練を目的としており、対象者は県内の中高生や若年者である。

周知方法については、各高等学校や中学校への個別訪問、SNSを通じた発信、体験入校や個別進路相談会、施設見学会の開催、タウン情報誌への広告掲載、UIJターン合同就職説明会への参加、県・市町村の移住促進部門との連携など、多岐にわたる手段が講じられている。これらの方法により、対象者へ繰り返し情報が伝わるよう工夫されている。

したがって、本事業の周知方法は適切であると判断する。

(意見)

なし

4 8 訓練手当

【事業の概要】

(1) 事業目的

職業訓練受講者が訓練に専念し、技能等を習得することによりその有する能力に適合した職業に就けるようにすることを目的とする。

(2) 事業内容

職業訓練受講者が訓練に専念し、技能等を習得することによりその有する能力に適合した職業に就けるようにするため、職業訓練を受講した者に支給する。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業人材課

(4) 根拠法令等

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- ・徳島県訓練手当支給規則

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

不明・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,851,000	7,851,000	7,851,000	7,851,000	6,948,000
決算額	3,234,921	2,654,062	3,837,187	5,285,842	4,807,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	2,403,500
県（一般財源）	2,403,500
その他（ ）	—
合計	4,807,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額6,948,000円に対し、決算額が4,807,000円、予算執行率は約69%であった。

本事業は、ハローワークが求職者に対して実施している職業訓練（求職者が再就職に向かって必要な知識やスキルを習得するための制度）に関し、求職者に対する訓練手当を支給するというものである。

求職者が対象となる事業であるため、県では、ハローワークにおいて、訓練手当の概要や手続の流れについて、冊子を配布し、周知を行っているということであり、本事業の周知方法としては適切であると考ええる。

(意見)

なし

(2) 「行政手続きの手引き」について

訓練手当の支給については、県のホームページ上、訓練手当請求申請書などのひな形が公開され入手可能となっている。

もっとも、このページにたどり着くためには、県のホームページトップ画面から、「オンライン行政サービス」の項目の中の「行政手続きの手引き」を選択し、同ページへアクセスし、その中から訓練手当に関するページを探し出さなければならない。

また「行政手続きの手引き」の「申請処分情報一覧」の中には、訓練手当のように、県に対して行う申請手続の情報が羅列されている。検索窓から「訓練手当」のワードで検索を行い、「訓練手当の支給」のページにたどり着くことはできるが、検索機能を用いずに、探している申請手続のページにたどり着くことは難しい構成となっている。

訓練手当について調べることが目的であれば、検索窓を利用することで、情報にたどり付けるし、そもそも、訓練手当の利用者はハローワークを通じて訓練手当の手続を実施する。このため、本事業に限って見れば、県のホームページでの情報収集を行う必要性は必ずしも高くないと思われる。

しかし、「行政手続きの手引き」は行政サービス提供のためのホームページである

以上、利用者にとってわかりやすい、利用しやすい構成で作成されることが望ましい。「行政手続きの手引き」は、本事業をはじめとして、情報が列記されているだけで、目的の情報にたどり着くことは、上記のとおり容易ではない。トップページに収まりきらない掲載情報については、ページをひたすら遡るか、検索窓を用いることになる。詳細検索の機能は設けられているものの、選択するテーマやカテゴリーが見つらく、利用者にとってわかりやすい、利用しやすい構成とはいえない。

県においては、特定の分野ごとに掲載情報を整理して目立つようにするなどして、単に情報を更新した順番に掲載するだけでなく、利用者が求める情報にたどり着きやすくなるよう、レイアウト面の改善が求められる。

(意見68)

訓練手当の手続を含め、県のホームページ内、「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続については、分野ごとに掲載情報を整理するなどして、利用者が求める情報にたどり着きやすくなるよう、レイアウト面の改善を検討すべきである。

49 障がい者職業訓練事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

障がい者の特性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた職業訓練を実施し、障がい者の就職促進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

障がい者の身近なところで職業訓練を受講できるよう、企業、社会福祉法人、NPO法人等の地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図る。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業人材課

(4) 根拠法令等

・職業能力開発促進法

(5) 実施要綱等

・障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

不明・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	16,360,000	16,462,000	16,462,000	16,462,000	14,020,000
決算額	11,919,811	10,874,756	10,482,222	12,874,132	12,343,495

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	12,343,495
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	12,343,495

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額14,020,000円に対し、決算額が12,343,495円、予算執行率は約88%であった。

本事業は、障がい者の方に、企業、社会福祉法人、NPO法人等の委託先を活用した職業訓練を受講してもらい、就職及び雇用の継続に必要な知識、技能の習得を図るものである。また県のホームページには「障がい者雇用をお考えの企業の皆さまは是非、委託訓練の活用についてご検討ください。」として企業向けの本事業の活用を呼び掛ける記載がある。

したがって、本事業の主たる周知対象者は、就職を希望する障がい者及び障がい者の雇用を検討する企業である。

この点、本事業は県のホームページのほか、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等へのリーフレットの配布、障がい者職業訓練コーディネーターによる訪問などにより周知が図られている。

そして、本事業による職業訓練の参加者数は、令和4年度のみ少ないものの、直近5年間同水準で推移しているといえる以上、職業訓練を希望している障がい者に対する周知は一定程度実現できていると考える。

ところが、本事業による職業訓練の参加企業数は、令和4年度以降減少しており、令和6年度の参加企業数は4社にとどまっている。担当課によれば、人手不足や法定雇用率の引き上げにより、訓練を実施せずに即、雇用したい企業ニーズが高まっているためとのことである。

しかし、令和6年度下半期より、障がい者職業訓練コーディネーターが障がい者就労支援施設や事業者等を積極的に訪問し、潜在的な訓練希望者や委託先の開拓を実施した成果が出てきており、令和7年度第1四半期は4名、第2四半期は3名が訓練を希望したとのことであり、周知度合が上がってきていることが窺える。今後は、本章4「重度心身障害者雇用奨励金」に記載の企業相談コーディネーター等と連携し、更なる周知度向上に努めるとともに、現在は訓練生の就職率とされている成果指標について、参加企業数、参加者数も加えることを望みたい。

(意見69)

「障がい者職業訓練事業」について、参加企業数、参加者数は限定されている。

令和6年度より、障がい者職業訓練コーディネーターが障がい者就労支援施設や事業者等を積極的に訪問することにより利用者は増加傾向にあるが、今後は、企業相談コーディネーターとの連携等により、更なる制度の周知に努めるとともに、現在は訓練生の就職率とされている成果指標について、参加企業数、参加者数も加えることを望みたい。

50 民間を活用した委託訓練事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

再就職のために職業能力の開発を必要とする求職者に対し、多様な職業訓練の受講機会を確保することを目的とする。

(2) 事業内容

再就職のために職業能力の開発を必要とする求職者に対し、多様な職業訓練の受講機会を確保するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、大学・大学院、事業主、職業訓練法人、NPO法人等の幅広い教育訓練資源を活用し、効果的な職業訓練を実施する。

(3) 所管部局・課

経済産業部・産業人材課

(4) 根拠法令等

・職業能力開発促進法

(5) 実施要綱等

・委託訓練実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

不明・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	339,562,000	339,610,000	339,510,000	332,586,000	295,548,000
決算額	203,803,324	213,442,900	229,106,925	181,637,719	150,483,266

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	150,483,266
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	150,483,266

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額295,548,000円に対し、決算額が150,483,266円、予算執行率は約51%であった。

本事業は、職業能力の開発を必要とする求職者に対し、多様な職業訓練の受講機会を確保することを目的とする。具体的には、委託先に委託料を支払い、求職者への職業訓練を実施してもらうものであり、求職者及び委託先が主な対象者である。

まず、求職者への周知については、県のホームページや公式SNS、チラシ、イベントなどを活用し、多様な手段で繰り返し情報提供が行われている。この周知方法は有効であると判断する。本事業の予算執行率が低くとどまっているのは、求職者の応募人数が少なく、募集定員を充足しないことが主な要因と考えられる。

一方、委託先が採算の確保を理由に撤退することが課題となっている。そのため、第一に採算が確保できる委託料を設定しつつ、より多くの事業者を確保するため、委託先となりうる事業者に対し、本事業を改めて周知することが必要かつ相当であると考えられる。

(意見70)

求職者に向けたもののみならず、委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を検討することが必要である。

5 1 徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

将来、県獣医師職員として従事しようとする獣医学生や高校3年生へ修学資金を給付するとともに、リクルート活動やインターンシップ研修を通じて、業務内容等の理解を深め、県獣医師職員の確保に資する。

(2) 事業内容

① 修学資金給付（事業実施主体：公益社団法人徳島県畜産協会）

国の獣医療提供体制整備推進総合対策事業を活用し、獣医学生（全学年）を対象に、月100,000円を給付する。給付期間は受給した年度の4月から獣医師免許取得までとし、最長6年間である。

② 地域枠入試制度（事業実施主体：（公益社団法人中央畜産会）

国の獣医療提供体制整備推進総合対策事業を活用し、高校生等を対象に、獣医大学への入学金を給付する。

③ 獣医大学への就活説明会への参加

獣医大学が主催する就職説明会へ参加し、公務員獣医師ならびに県獣医師職員の説明を行い、職員確保につなげる。

④ 獣医学生へのインターンシップ

獣医学生を対象とした獣医師養成インターンシップ研修を実施し、業務内容や社会的役割について理解を深めてもらうとともに、将来の進路選択の1つとして考慮する機会とする。

(3) 所管部局・課

農林水産部・畜産振興課

(4) 根拠法令等

・家畜伝染病予防法

(5) 実施要綱等

- ・獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則
- ・徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領
- ・公益社団法人徳島県畜産協会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則

・徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業（地域枠入試制度）実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成23年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,851,000	1,851,000	1,851,000	4,201,000	4,801,000
決算額	1,208,501	911,020	1,050,999	1,601,006	2,931,415

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,931,415
その他（ ）	—
合計	2,931,415

【指摘及び意見】

本事業は、事業主体が獣医学生に対し、月100,000円（年額1,200,000円）を上限として給付を行い、その半額を県が修学資金として補助するというものである。1名当たりの上限額が年間600,000円であり、支給対象者は合計4名とのことである。受給者は、県の職員として一定の期間業務に従事した場合、修学資金の返還を要しない。

獣医師の中でも、県に就職し、家畜保健衛生所などで勤務する者を確保する必要がある。その観点から、国でも、都道府県において従事する獣医師養成確保修学資金給付事業を実施している。本事業は、かかる国の施策を受けて実施されている事業であり、それゆえに、返還免除の対象が県の職員として就職した場合に限られている。このように対象が限定されている点については、県の職員となる獣医師を確保するために必要なものであり、合理性のあるものといえる。

本事業には、徳島県獣医師職員養成・修学資金給付事業（便宜上、以下「事業①」という。）と徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業（地域枠入試制度）（以下「事業②」という。）の2つが含まれている。両者は、本事業に包括され、同一の事業として実施されているところ、事業実施主体や給付対象者等が異なっている。最

も大きな違いについては、給付対象者の点において、事業①は獣医学生（１～６年生）を対象とし、事業②は県内の高校３年生及び既卒生（高校を卒業した者）を対象としている点が異なっている。両者の給付内容はほぼ同一であり（１点だけ相違があり、事業②は入学準備金も補助となっているが、事業①は獣医学生を対象とするものであり入学準備金を補助することが想定されないため補助の対象から外れている）、給付対象者が完全に異なっているため、制度として重複するものではない。

他方で、本事業（事業①と事業②のことを指す。）は県の畜産振興課が所管するものであるが、これと別に、県では、安全衛生課が所管する徳島県獣医師修学資金貸与事業（以下「事業③」という。）が実施されている。事業③は、給付対象者を獣医学生（１～６年生）としており、事業①と一致している。これに対し、返還免除の対象者については、事業①は、徳島県獣医師職員のうち、農林水産部獣医師となることを対象としているが（徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領上では、このことについて、「獣医師免許取得後、県の機関において、家畜防疫員等として家畜衛生に関する予防又は指導等の業務に従事しようとする者」と規定されている。）、事業③は、このように制限がなく、県の獣医師職員が全て対象となっている。このような点において、事業①よりも事業③の方が要件として広がっている。両者の違いは、典型的には、事業①については、家畜防疫衛生センター（家畜保健衛生所）に勤務する場合などが対象となり、事業③については、食肉衛生検査所に勤務する場合なども対象となる。

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額４，８０１，０００円に対し、決算額が２，９３１，４１５円、予算執行率は約６１％であった。

令和２年度からの事業費の推移を見ると、決算額は、令和６年度が最も高くなっているものの、予算執行率は高いとはいえない状況が続いている。平成２３年度から続いている事業ということを考えると、十分制度が利用されているものとはいえない実情はある。

他方で、本事業は、学生（獣医学生や高校生）を対象とするものであるところ、県では、高校生や高校教諭を対象とした事前説明会やオンライン個別相談を実施したり、獣医大学に対しては、キャリアセンター等への資料提供や就職説明会への参加を行ったりしているとのことである。

獣医学部への進学を目指す県内高校生に加え、県外にある獣医学部の数も限られているため、このように個別に獣医大学への案内活動を続け、学生らの目に留まる機会を引き続き確保していくことは重要であるといえる。

また、県では、県のホームページ、公式SNS（XやInstagram等）、チラシ、大型ショッピングモール等での周知を行っているようである。このように広く周知を実施していることは窺える。県では、今後もSNS等の活用を図っていく予定とされており、これも若年層に対しての有用な発信ツールになるものといえる。

このため、これまでと同様に、実際に学校現場へ赴くなどしての説明会や相談会の開催とSNSでの発信とを並行しつつ、地道に案内活動を続けていくことが必要であるといえる。

(意見)

なし

(2) 事業①と事業③の相違点について

県のホームページでは、「令和7年度徳島県獣医師修学資金の貸与学生募集について」という名称でホームページに掲載がされ（監査の実施時点では令和7年度のものが掲載されている。）、事業①と事業③が掲載されている。また、事業②については、別のページにおいて、「令和7年度徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業（地域枠入試制度）の給付学生募集について」という名称で案内が掲載されている。事業①と③は、上記(1)で述べたとおり、県の所管課は異なるものの、給付対象者が同一であり、同じホームページで案内することは、分かりやすく合理的であるし、他方で、事業②は給付対象者をこれらの事業とは異にするから、これらの案内ページを分けることも合理的である。

しかし、ホームページ内の「(3) 各事業の重複申込み」という項目では、「安全衛生課または畜産協会に対して、重複した申込みが可能です。特に、『農林水産省・獣医師養成確保修学資金給付事業』[*事業①を指す]を利用する制度については、貸与人数に限りがあるため、できる限り重複申請をしてください。」としか説明がなく、事業①と事業③の相違点については触れられていない。

同ホームページでは、「令和7年度獣医師修学資金制度のしおり」というPDFファイルが掲載されている。その中には、次のような記載があり、事業①と事業③の

相違点が説明されている。しかし、同ファイルを開かなければ、両事業の違いを把握することはできない。

記

Q 9：両修学資金貸与事業の違いを教えてください。

A：国の補助事業である公益社団法人徳島県畜産協会に申請する徳島県の徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業については、産業動物に係わる県機関（農林水産部所管）での勤務が修学資金の返還の免除要件となっており、そのため、原則、県へ新規採用となり業務従事期間を満了するまでは、家畜保健衛生所など農林水産部所管の県機関への勤務が必要となります。

事業同士の相違点については、基本的な注意事項であるから、分かりやすく掲載されることが望ましい。ホームページでは、事業①と事業③の違いが読み取り難い状況となっており、改善を検討されたい。

（意見 7 1）

「徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業」に関し、類似する「徳島県獣医師修学資金貸与事業」があることから、県のホームページにおいて、これらの相違点が分かりやすい形で、事業の案内がなされるべきである。

(3) 実施要領について

事業①の根拠となる徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領は、国の獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程を受けて作成されている。この点、国の実施規程は、平成 23 年の制定後、何度も改正がなされている。これに伴って、県の実施要領も、何度か改正が行われているが、第 4 「事業の内容」の第 1 項（2）において、「実施規程第 4 の 9 の規定により策定された・・・」とあるのは、条項数が齟齬しており、「実施規程第 4 の 11 の規定により策定された・・・」の誤記であると考えられる。

実施要領等は、事業の実施や支出の根拠となるものであり、万一、かかる規程の誤記や不備によって、根拠を欠くこととなれば、支給対象者との間でのトラブルにつながるおそれもある。

このため、県で策定した各規程に関し、その前提となる法律や国の規程等が存在

する場合には、その改正を正しく把握して、県の規程も併せて改正していく必要がある。

(指摘5)

徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領第4「事業の内容」の第1項(2)において、条項数が齟齬している点を修正する必要がある、このほかにも県が策定した各規程に関し、その前提となる法律や国の規程等が存在する場合には、その改正を正しく把握して、県の規程も併せて改正していく必要がある。

5 2 フォレストリーダー育成事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

今後さらに素材生産量を増大させるため、適正な技術と知識を有し、安全性にも配慮した、効率的な木材生産を行うことができる班長「フォレストリーダー」を育成する。

(2) 事業内容

県内の林業作業経験年数が5年以上の林業従事者を対象に、自身の林業技術に関するスキルアップはもとより、若手林業従事者に技術指導等を行うことができるフォレストリーダーを養成する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・林業振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
- ・林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
決算額	3,828,000	3,718,000	3,850,000	4,180,000	3,520,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	1,400,000
県（一般財源）	720,000
その他（基金）	1,400,000
合計	3,520,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額4,500,000円に対し、決算額が3,520,000円、予算執行率は約78%であった。

本事業は、県内の林業作業経験年数が5年以上の林業従事者を対象に研修を行い、自身の林業技術に関するスキルアップはもとより、若手林業従事者に技術指導を行うことができるフォレストリーダーを養成することを目的としている。そして、国が実施する「緑の雇用事業」を活用し、フォレストリーダーが新規就業者に研修等を実施する場合、受講対象者の人数と配置されるフォレストリーダー等の指導員の人数に応じて指導費の助成が行われることとなり、これをもって生産性や労働安全性の向上につながるとされる。

したがって、本事業の周知対象者は、県内の作業経験年数5年以上の林業従事者である。

この点、本事業の周知方法については、担当課によれば、委託先から県内の林業事業体に対してメールや郵送で直接周知しているとのことであるが、委託契約書、委託業務仕様書には、事業の周知方法についての記載はない。

令和2年における林業従事者が全体で761名いるとのことであり、本事業の周知対象者は必ずしも多くはないことや、森林組合等の林業事業体への周知によりある程度の周知を実現できる可能性があることなども理解しうるところであるが、事業の対象者に対して周知が十分にされているかどうか、現状における周知方法の実態を把握した上で、もし不足があるのであれば、委託先との間で、効率的・効果的な周知方法について協議をする必要がある。

(意見72)

「フォレストリーダー育成事業」が周知対象者に十分に周知されているかどうか、委託先と検討を重ねる必要がある。

(2) 本事業の研修内容について

本事業では過去5年間において、46名のフォレストリーダーが育成されている。また緑の雇用事業を活用し、フォレストリーダーにより実施された研修を受講した方は、過去5年間において60名とされる。

本事業や、緑の雇用事業は、林業における新規就業者や経験を有する事業者に対するスキルアップを費用助成の下で行い、林業従事者の生産性の向上や労働安全性の向上につなげ、ひいては林業における担い手の確保に寄与する役割が期待される。

もともと、県においては、令和2年10月1日における林業従事者数は761名、令和2年度から令和6年度の林業における新規就業者数は208名である。その一方で、同期間における新規就業者のうち、同期間において既に約3割に当たる60名が離職してしまっているとの実態がある。

本事業の成果指標は、令和2年度から令和6年度の累計で150人の新規林業就業者を確保することとされており、形式的には当該目標自体は達成している。もともと、新規林業従事者のうち60名が林業から離職してしまっている以上、林業の担い手の確保という、本事業の最終目標からすれば、いまだ不足があると言わざるを得ない。

上記の本事業に期待される点に照らせば、新規就業者の離職の理由を調査し、林業従事者の所得の向上等について、研修においてカバーできる部分はないかを検討する等、本事業の中でも、林業従事者の維持について対策できる項目がないかを検討する必要がある。

(意見73)

「フォレストリーダー育成事業」については、過去5年間において46名のフォレストリーダーが育成されるなど、一定の成果を上げているが、一方で新規就業者の就業後における離職率は高い。今後、離職者に歯止めをかける研修内容について、委託先と検討を重ねる必要がある。

53 とくしま林業アカデミー運営支援事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

林業現場の即戦力となる人材を早期に養成するため、林業に必要な知識・技術・資格を1年間の研修で習得し、県内の林業事業体に就職させる「とくしま林業アカデミー」の運営を支援することで、新規林業就業者の確保に資することを目的とする。

(2) 事業内容

林業現場の即戦力となる人材を早期に養成するため、林業に必要な知識・技術・資格を1年間の研修で習得し、県内の林業事業体に就職させる「とくしま林業アカデミー」の運営を支援する。

卒業生の定着を促進するため、アフターフォロー体制も併せて支援する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・林業振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県林業関係事業補助金交付要綱
- ・とくしま林業アカデミー運営支援事業実施基準

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	45,000,000	45,000,000	56,000,000	62,000,000	62,000,000
決算額	40,000,000	45,000,000	56,000,000	51,500,000	49,000,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	49,000,000
その他（ ）	—

合計	49,000,000
----	------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額62,000,000円に対し、決算額が49,000,000円、予算執行率は約79%であった。

本事業は、即戦力となる林業人材の早期育成と確保を目的としている。具体的には、「とくしま林業アカデミー」の運営を支援し、1年間の研修で就職者を確保することを目指している。対象者は、学生、就職活動者、林業への就業希望者などである。

本事業の予算は研修生が定員（30名）に達した場合を想定して組まれているが、研修生の実数に応じて減額執行されていることから、定員に満たない状況がうかがえる。

しかし、本事業の周知は、ホームページ、SNS、ポスター、チラシ、ラジオCM、オープンキャンパス、ハローワークでのセミナーなど、多岐にわたる手段で繰り返し発信されており、周知方法の有効性、経済性、効率性は認められる。

一方で、県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」には本事業の紹介があるものの、就職支援サイト「ジョブナビとくしま」には、恒常的な掲載がない。「ジョブナビとくしま」は県内企業への就職希望者やUIJターン希望者を対象としているため、「住んでみんなで徳島で！」と同様に、本事業を恒常的に掲載することは、特に県外在住者への周知に有効であると考えられる。

(意見74)

「ジョブナビとくしま」に「とくしま林業アカデミー運営支援事業」の情報を恒常的に掲載することで、より広範な層への周知を図ることを検討されたい。

5 4 森林施業プランナー育成対策事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

今後さらに素材生産量を増大させるため、森林整備や路網整備を企画・提案できる「森林施業プランナー」を育成する。

(2) 事業内容

森林施業プランナーを育成するため、2年間かけて、プランナー認定試験に向けた対策として、研修方針や研修内容を整理した企画書を作製し、講師及び研修生の確保を行うとともに、1年目（一次試験対策）は5日間、2年目（二次試験対策）は3日間の、研修を企画して開催する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・林業振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
- ・林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成30年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
決算額	1,113,200	1,980,000	1,155,000	1,689,600	1,323,960

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	500,000
県（一般財源）	323,960
その他（基金）	500,000
合計	1,323,960

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額2,000,000円に対し、決算額が1,323,960円、予算執行率は約66%であった。

本事業は、森林施業プランナー（民間資格）の育成を図るため、業務を委託している公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターを通じて、プランナー認定試験に向けた対策を行うというものである。

公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、県内の林業事業体に対し、漏れなくメールや郵送で周知を実施しているということである。上記プランナーの資格は、受講資格の制限はないものの、実際には、林業に関わっている労働者らが取得を目指すことが多いといえるから、かかる周知方法自体は適切といえる。

公表されている令和6年度の森林施業プランナーの認定者は、全国で105名である。林業従事者の規模は都道府県によって異なるから、単純に比較することはできないものの、単純に平均すると1都道府県当たり2名程度であり、これに対し、県の認定数は8名に上っているから、人数から見ても徳島では十分成果の得られている事業であるといえる。

他方で、委託先の公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターのホームページでは、本事業やプランナー資格の概要についての案内はない。そのほか、県のホームページなどでも触れられていないから、どのような事業が実施されているかどうかは、一般には把握することはできない。事業の周知については、委託先に任せるとしても、県が林業従事者を育成、確保するために注力して実施されている事業の情報が、一般に公開されていないことは、問題である。「徳島すぎ」をはじめとして、徳島では古くから林業が盛んであり、裾野を広げていく活動は重要である。県の地場産業である林業が守られるよう、県や委託先のホームページにおいて、周知の強化が必要である。

（意見75）

「森林施業プランナー育成対策事業」に関し、県は、「森林施業プランナー育成対策事業」や森林施業プランナー資格の概要が一般に認知されるよう、委託先とも連携して、ホームページでの周知を強化すべきである。

5 5 徳島県緑の青年就業準備給付金

【事業の概要】

(1) 事業目的

給付金を活用した青年が林業分野へ就業し、習得した知識等を活用し就業先で活躍することにより、林業経営体等の経営が活性化され、もって林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

林業就業希望者の裾野拡大を図るとともに、林業事業体等の経営活性化を図る観点から、林業事業体への就業に向け、国の要領に基づき県が適切と認めた研修機関において、必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対して、安心して研修に専念できるよう給付金を支給する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・林業振興課

(4) 根拠法令等

・徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則

(5) 実施要綱等

・緑の青年就業準備給付金事業実施要領
・徳島県緑の青年就業準備給付金給付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	30,000,000	38,750,000	46,500,000	46,500,000	46,500,000
決算額	16,750,000	29,450,000	31,645,000	21,700,000	17,050,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	17,050,000
県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	17,050,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額46,500,000円に対し、決算額が17,050,000円、予算執行率は約37%であった。

本事業は、林業アカデミー入学希望者に対し、1人当たり年間最大1,550,000円を給付することにより、研修期間中の生活費を助成し、研修期間中において研修に集中できる環境を整えることを目的とする事業である。

したがって、本事業の周知対象者は、林業への就業希望者、林業アカデミー入学希望者である。

本事業の周知方法については、林業アカデミーの研修生募集時に周知され、ホームページやSNS、ポスターやチラシの配布、新聞、雑誌への広告掲載、ラジオCM、オープンキャンパスでの開催説明、ハローワークでのセミナー、個別訪問など、複数の手段において多数回にわたり周知がなされており、周知方法は適切である。

予算執行率の低さについては、これは林業アカデミーにおける研修生が定員（30人）どおり集まった場合を想定した予算と実際の執行額との差異によるものであるとのことであり、当該予算を有効的に活用するためには、林業アカデミーへの入学者数を増加させるしかない。

本章53「とくしま林業アカデミー運営支援事業」で述べたところと同様に、本事業も県の就職支援サイト「ジョブナビとくしま」への恒常的な掲載などにより、UIJターン希望者層や林業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、林業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、林業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。

(意見76)

「徳島県緑の青年就業準備給付金」を「ジョブナビとくしま」へ恒常的に掲載することなどにより、UIJターン希望者層や林業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、林業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、林業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。

56 とくしま漁業アカデミー運営事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）

【事業の概要】

(1) 事業目的

漁業就業者の減少や高齢化など、漁業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「浜を支える意欲ある担い手づくり」に向け、「とくしま漁業アカデミー」を核に様々な施策を展開することで、県内漁業の未来を支える漁業就業者の育成・確保を図るものである。

(2) 事業内容

県内の漁業就業者数は減少傾向にあり、令和5年には5年前から2割減少して1,636名となっており、就業者の半数が65歳以上となっている。

漁業就業者が減少する中、水産業の将来を担う沿岸漁業者の育成が不可欠であり、平成29年度に、公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金を中心に、徳島大学、県漁連、県等が協同・連携により運営する「とくしま漁業アカデミー」を設立し、就労準備段階以降の各自のレベルやニーズにあわせた「担い手育成」に取り組んでいる。

本事業は、即戦力となる新規漁業就業者を養成するための長期講座、次代の浜のリーダーの養成等のための短期講座の運営主体である「公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金」に支援を行うものである。

(3) 所管部局・課

農林水産部・水産振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・とくしま漁業アカデミー関係事業実施要領
- ・徳島県水産関係事業費補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	24,400,000	24,400,000	26,000,000	25,000,000	24,100,000

決算額	10,281,900	17,410,674	13,076,472	18,445,971	20,731,463
-----	------------	------------	------------	------------	------------

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	6,413,800
県（一般財源）	14,317,663
その他（ ）	—
合計	20,731,463

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額24,100,000円に対し、決算額が20,731,463円、予算執行率は約86%であった。

本事業は、「浜を支える意欲ある担い手づくり」のため、「とくしま漁業アカデミー」を運営し、漁業従事者の育成・確保を目的とするものである。対象者は、県内で漁業就業を目指す「とくしま漁業アカデミー」入学時点で50歳未満の者である。

周知方法としては、SNS、テレビCM、主要観光施設でのポスター掲示、量販店でのチラシ設置、就職フェア、メール、書面通知、協議等が実施されており、その有効性、経済性、効率性は認められる。

一方で、対象者である「県内で漁業就業を目指す者」にはUIターン希望者も含むと解される。そうであれば、ラジオCM、ハローワークでのセミナーなど、不特定多数が容易に確認できる周知方法を採用することが相当である。

また、県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」には本事業の紹介があるものの、就職支援サイト「ジョブナビとくしま」には、本事業に関する恒常的な掲載がない。「ジョブナビとくしま」は県内企業への就職希望者やUIJターン希望者を対象としているため、「住んでみんなで徳島で！」と同様に、本事業を恒常的に掲載することは、特に県外在住者への周知に有効であると考えられる。

(意見77)

より広範な層への周知を図ることを検討されたい。

57 人づくり革命・漁業リカレント事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）

【事業の概要】

(1) 事業目的

新規就業者の定着促進を図るため、経営が不安定な「とくしま漁業アカデミー」卒業生や就業間もない青年漁業者の経営安定化を支援する漁協に対する助成を行うことで、水産業の成長産業化へ向けた担い手対策を加速させるものである。

(2) 事業内容

① 浜の担い手育成支援事業

「とくしま漁業アカデミー卒業生」や「就業間もない青年漁業者」の定着促進を図るため、最長3年間の「経営計画」を策定し、計画に基づく漁具の購入等の漁業に要する経費を助成する漁業協同組合に対して支援を行うものである。

② 漁業経営高度化支援事業

漁業就業段階に応じて、協業化や法人化、事業承継、流通強化等について、漁業者への専門家派遣や現地実習等の研修活動について支援するものである。

(3) 所管部局・課

農林水産部・水産振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県水産関係事業費補助金交付要綱
- ・とくしま漁業アカデミー関係事業実施要領
- ・浜の担い手育成支援事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	29,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	15,250,000
決算額	8,372,000	10,365,111	9,807,637	6,452,538	5,813,607

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	2,628,124
県（一般財源）	3,185,483
その他（ ）	—
合計	5,813,607

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知（浜の担い手育成支援事業）について

本事業は、予算額15,250,000円に対し、決算額が5,813,607円、予算執行率は約38%であった。

本事業は、「浜の担い手育成支援事業」と「漁業経営高度化支援事業」から構成されており、予算額（決算額）の大部分は前者の事業に充てられている。

本事業は、「とくしま漁業アカデミー」の卒業生や新規就業者を主な対象者として念頭に置くものである。

このうち、浜の担い手育成支援事業は、経営が不安定な就業初期の新規従業者の漁業への定着を支援するため、新規従業者の漁船・エンジン、漁業用資材の購入・修繕、賃貸住宅の家賃、研修経費等を補助することとなっている。そして、県からは、新規就業者へ直接ではなく、県内の漁業協同組合へ助成を行うという形で実施されている。

県では、徳島県漁業協同組合連合会、沿海漁業協同組合に対し、説明会を開催したり、書面通知をしたり、メールをしたりして、案内しているようである。本事業は、徳島県漁業協同組合連合会の会員である全ての漁業協同組合を対象としている。しかし、担当課の回答によれば、県内には沿海漁業協同組合として30の団体があるところ、これらの組合に対して網羅的に案内はなされているものと思われるが、令和6年度に本事業の利用があったのは6団体にとどまっている。上記のとおり、県から漁業協同組合への助成を行うという形態であるため、このような周知方法が採られている。各漁業協同組合への周知ができ、組合を通じて、各組合員への周知も図られているとはいえる。

担当課の分析では、昨年度について、自営を目指す者が想定を下回ったため、予

算執行率が低くとどまったということである。他方で、過去5年間を見ると、毎年執行額は低くとどまっている状態が続いている。予算執行率は、新規独立者の数に左右されるとはいえ、そもそも、新規独立者を支援して長く漁業に従事する者を増やすことが本事業の目的なのであるから、より自営を目指す者に分かりやすく、安心して、独立をできる（独立を志すことのできる）ような情報の提供が必要である。

この点、県のホームページでは、徳島県庁コールセンター「すだちくんコール」において、「よくある質問（Q&A）検索サービス」という形で、浜の担い手育成支援事業の案内はなされている。しかし、同ホームページにおいて、検索窓に特定の用語を入力して検索をしなければ、この情報にたどり付けない。また、案内がなされているといっても、「漁業協同組合が経営の不安定な就業直後の漁業者に対し、漁業に係る資材購入費や住宅費等について助成した場合、その経費の一部を支援」と記載され、概要が簡単に述べられているだけである。このような形では、漁業関係者らがホームページを見て、手軽に情報を知ることができない。

例えば、浜の担い手育成支援事業実施要領では、補助の対象者は3年以上漁業を営んでいないことや漁業を営む日数が1年を通じて90日を超えると見込まれること、満50歳未満であること、前年の漁業所得が3,500,000円未満であることといった細かな支給要件があったり、補助率に関して、1名当たり750,000円まで（所得によって例外あり）といった上限の制限も設けられていたりする。要件を満たせば、漁業を本格的に始めるに当たり、最大750,000円の補助が期待できるから、漁業従事者を育成、確保するに当たって、有意義な事業である。

事業を知ってもらうとともに、実際に活用してもらうためには、細かい要件等を把握することが重要である。若年層を主な対象とする事業であることに照らしても、特にホームページでの案内は必要不可欠といえる。

（意見78）

「人づくり革命・漁業リカレント事業（浜の担い手育成支援事業）」についても、県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。

(2) 事業の周知（漁業経営高度化支援事業）について

本事業のもう1つの事業である漁業経営高度化支援事業については、協業化や法

人化、事業承継等の多角的な経営スタイルを目指す漁業者へ専門家による研修を実施するものである。このほかに、県としては、漁業関係の研修事業として、公益財団法人へ委託して、本章56「とくしま漁業アカデミー運営事業」や本章58「とくしま漁業アカデミー活性化支援事業」を実施している。漁業経営高度化支援事業は、アカデミーを修了した研修生らを特に対象として念頭に置き、さらに、発展的な研修を実施するものといえる。

しかし、本事業については、「とくしま漁業アカデミー」を運営する公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金のホームページにおいて、特段の周知はなされていない。「とくしま漁業アカデミー」と漁業経営高度化支援事業は別のものではあるが、そのほかの県のホームページ等でも一切情報の案内がなく、漁業経営高度化支援事業が存在すること自体、インターネット上では確認することのできない状況である。

「とくしま漁業アカデミー」ホームページでは、「水産業の未来を担う！徳島で漁師になる！」と銘打ち、移住検討者や新規漁業従事者への玄関口のような役割を果たしている。県が実施している研修については、併せて、同ホームページでも紹介してもらうことが周知になると思われる。

県のホームページでは、令和6年度、実施した研修会に94名の参加があったとのことである。一定の参加者数を確保できていることは認められるが、他方で、県が実施している事業（研修会）の内容を、ホームページ上で確認することが全くできない状況は問題である。「とくしま漁業アカデミー」や県のホームページにおいて、漁業経営高度化支援事業（実施している研修会）の内容を周知する必要がある。

（意見79）

「人づくり革命・漁業リカレント事業（漁業経営高度化支援事業）」についても、「とくしま漁業アカデミー」や県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。

58 とくしま漁業アカデミー活性化支援事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）

【事業の概要】

(1) 事業目的

国事業の支援対象外である3親等以内の親族のもとで漁業就業する者が、未経験からでも円滑に漁業に就業できるよう、とくしま漁業アカデミーにおける研修期間中の資金交付を行い、新規漁業就業者の確保・育成を推進するものである。

(2) 事業内容

県では、浜を支える意欲のある担い手を育成・確保するため、誰もが徳島の漁業を学ぶことができる「とくしま漁業アカデミー」を開講している。漁業学校等で学ぶ若者に対し研修期間中の生活給付金が国から交付される「次世代人材投資事業（準備型）」は、3親等以内の親族のもとで漁業に従事予定の漁家子弟が対象外である。

本事業では、漁業の担い手の確保対策を強化するため、漁家子弟を対象に、とくしま漁業アカデミーを通じて研修期間中の生活を支える給付金を交付する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・水産振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・とくしま漁業人材育成支援事業実施要領
- ・とくしま漁業アカデミー関係事業実施要領
- ・徳島県水産関係事業費補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	12,000,000	12,000,000	6,000,000	6,000,000
決算額	—	9,890,892	5,995,633	3,172,445	1,732,262

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	262
その他（基金）	1,732,000
合計	1,732,262

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額6,000,000円に対し、決算額が1,732,262円、予算執行率は約29%であった。

本事業は、とくしま漁業アカデミー等で学ぶ若者に対し、研修期間中の生活給付金を支給するものである。国においても、次世代人材投資事業（準備型）による給付金制度が存在するが、3親等内の親族のもとで漁業に従事予定の漁家子弟が対象外とされており、本事業は、国の事業の対象外となる漁家子弟向けに県が独自に創設した給付金制度である。

この意味において、本事業の周知対象者は漁家子弟であるが、国の次世代人材投資事業（準備型）による給付金と一体となり、漁業の担い手の確保を目的とする等の性質に照らし、本事業の周知対象者としては、漁家子弟のみならず、UIターン希望者も含むと解される。

この点、本章56「とくしま漁業アカデミー運営事業」で述べたところと重複するが、周知方法としては、SNS、テレビCM、主要観光施設でのポスター掲示、量販店でのチラシ設置、就職フェア、メール、書面通知、協議等が実施されており、その有効性、経済性、効率性は認められる。

一方で、UIターン希望者も対象とするのであれば、ラジオCM、ハローワークでのセミナーなど、不特定多数が容易に確認できる周知方法を採用することが相当である。

また、県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」にはとくしま漁業アカデミーの紹介があり、そのリンク先の中で本事業の説明がある。一方で就職支援サイト「ジョブナビとくしま」には、本事業に関する恒常的な掲載がない。「ジョ

「とくしま」は県内企業への就職希望者やU I J ターン希望者を対象としているため、「住んでみんなで徳島で！」と同様に、本事業を恒常的に掲載する、実際にとくしま漁業アカデミーを卒業して就職したU I J ターン者の成功事例を、写真やインタビュー形式で紹介する専用ページを設けるなどし、U I J ターン希望者層や漁業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、漁業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、とくしま漁業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。

(意見80)

とくしま漁業アカデミーの生徒募集要項に制度を記載する、「ジョブナビとくしま」への恒常的に掲載するなどにより、U I J ターン希望者層や漁業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、漁業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、とくしま漁業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。

59 とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

新規就農希望者及び技術向上を目指す就業者を対象に、実践的かつ時代のニーズに沿った最新の農業技術を学べる研修を実施することにより、農林水産業の次代を担う人材を育成・確保すること。

(2) 事業内容

農林水産業のプロフェッショナル人材の育成拠点として「とくしま農林水産チャレンジセンター」を開設し、新規就業希望者のみならず、技術力向上を目指す就業者を対象に、時代のニーズに応じた研修、充実したカリキュラムによる高度な技術習得を図り、地域をけん引するリーダー人材を輩出する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農林水産総合技術支援センター経営推進課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	12,570,000
決算額	—	—	—	—	11,064,238

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	5,393,895
県（一般財源）	4,247,183
その他（使用料・手数料、諸収入）	1,423,160
合計	11,064,238

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額12,570,000円に対し、決算額が11,064,238円、予算執行率は約88%であった。

予算執行率が低迷した要因として、令和6年度の農業分野における研修講座で、県職員を講師として実施した回数が想定より多くなったため、外部講師への報償費や費用弁償の不用額が発生したことが挙げられる。このことから、予算執行率の低迷は事業の周知不足に起因するものではないと判断される。

一方、本事業の対象者は、技術力向上を目指す就業者及び新規就業者（新たに農業、林業、漁業への就業を希望または関心を持つ者）である。事業の広報は、農業大学校のホームページやパンフレット、「アグリチャレンジコース」の冊子などを用いて実施されており、その有効性と効率性は認められる。

しかしながら、研修情報を一括掲載する独立したホームページ「とくしま農林水産チャレンジセンター」に関しては、利用者にとっての周知手段として有効性が十分でない点が見受けられる。

例えば農業分野についての情報提供を行う「農の宝島！！とくしま」のホームページでは、「とくしま農林水産チャレンジセンター」へのリンクが貼られ、また「とくしま農林水産チャレンジセンター」で行われる研修の「お知らせ」が掲載されている。

もともと、「農の宝島！！とくしま」ではあくまで関連サイトとしての掲載にとどまっており、「とくしま農林水産チャレンジセンター」が研修やリスキング情報を統括するホームページであることは判断できない。「農の宝島！！とくしま」では「これから農業を始める方」に向けた技術取得や制度紹介を行う項目があるが、当該項目の中で「研修情報はこちら」などといった形で「とくしま農林水産チャレンジセンター」のリンクを張るなどの手法が考えられる。

また「農の宝島！！とくしま」では現に農業を営む者に対しても「支援事業」の項目で農業に係る支援事業を紹介している。当該支援事業の一つであり研修情報を公開しているホームページとの説明を加えて「とくしま農林水産チャレンジセンター」を追加し、研修や技術習得を求める者が容易に「とくしま農林水産チャレンジセンター」の掲載する研修にたどり着けるようにするなども有効と考えられる。

「とくしま農林水産チャレンジセンター」がその名称のみからは研修情報の統括

を行うホームページであることが判断しえない。そのため、他のホームページの記載においては、「とくしま農林水産チャレンジセンター」が研修情報を統括するホームページであることが理解できるように掲載し、他のホームページの利用者であっても求める研修情報により分かりやすくアクセスしやすい導線を設けることが望ましい。

(意見 8 1)

「とくしま農林水産チャレンジセンター」のホームページを他の関連ホームページでも説明つきで紹介する、本事業を他の関連ホームページでもより分かりやすく掲載するなど、本事業の周知をより広く行うことが望ましい。

(2) 成果指標について

本事業の成果指標として、「農業リカレント教育（リスキリング）修了者数」が定められている。

技術力向上を目指す就業者に対しては、この成果指標は合理的である。しかし、本事業が新規就業者（新たに農業、林業、漁業への就業を希望または関心を持つ者）をも対象に含むことを鑑みると、研修参加者のうち新規就農した者を確認するなど、事業の実効性を示すための新たな成果指標を別途設ける必要があると考える。

(意見 8 2)

新規就業者を対象とする「とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業」の成果指標の定めが設定されるべきである。

60 農大運営費

【事業の概要】

(1) 事業目的

県立農業大学校において、座学や実習により、農業の担い手を育成する。

(2) 事業内容

県立農業大学校において、講義や実習を実施し、農業の担い手を育成する。卒業生が就農した際に役立つ知識や技術を習得できるように、講義や実習は、実践的な内容を意識しており、時流に沿った最新の農業技術を取り入れたカリキュラムを実施している。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農林水産総合技術支援センター経営推進課

(4) 根拠法令等

- ・農業改良助長法
- ・学校教育法

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

不明・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,417,000	10,417,000	10,417,000	10,417,000	10,393,000
決算額	6,011,129	7,307,999	7,382,627	7,665,486	6,915,510

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	3,245,455
県（一般財源）	262,341
その他（財産収入）	3,407,714
合計	6,915,510

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額10,393,000円に対し、決算額が6,915,510円、予算執行率は約67%であった。

本事業は、県立農業大学校において座学や実習を実施することで、農業の担い手を育成することを目的に、県立農業大学校の運営を行う事業である。

したがって、本事業の周知対象者は農業への就農を希望する者である。

県では、農業大学校への入学者の募集として、県立高校への個別説明やオープンキャンパスを実施している。また農業大学校への入学対象者は高校生にとどまらないため、そのほかにも、農業大学校のホームページにおいて、コース紹介、カリキュラム、年間行事などの情報を掲載するとともに、ショッピングモールにおいて、学校案内のパンフレットを配布するなどしているということである。さらに、インスタグラムを利用して、実習の様子などを発信し、写真や動画で農業大学校のPRに努めているのであり、広く就農を希望する者に対して多くの手段を用いて繰り返し周知が図られており、その周知方法としては適切であると判断する。

他方で、農業大学校への入学者は、令和2年度：22名、令和3年度：41名、令和4年度：32名、令和5年度：25名、令和6年度：24名と推移し、必ずしも入学者の増加があるわけではない。

本事業は、農業従事者の増加、確保のために実施されているものであり、そのためには、農業大学校で農業を学ぶ者を増やしていくことは、目的に直結するものであって、重要な意義を有している。

監査実施時点では、農業大学校のホームページにおいて、翌年度の入学生に向けて、入学生募集案内が公開されている。その中では、募集要項に加え、学生募集案内のパンフレットや入学願書等のひな形を掲載し、一通り出願に必要な内容が公開されている。しかし、県のホームページでは、これらの募集要項は公開されていない。検索すると、過年度の入学試験の内容は存在するものの、最新年度の情報が掲載されていない状況である。

農業大学校への入学志望者は、直接農業大学校のホームページを見て、情報を得る形は多いと思われるが、県立の学校について、県のホームページにおいて案内することは最低限必要ではないかと考えられる。四国内の他県でも、県のホームページ内に専用のページを設け、周知を図っている例がみられる。

また、既に農業に従事している者や関係者であっても、それぞれのつながりから周知を図ることが可能であるし、農業を新規に始めようとする者の掘り起こしにも期待できる。例えば、農業協同組合や農業法人等が考えられる。

農業大学校は昭和41年に設立され、長年にわたって、運営が続けられている。公開されている令和5年度の卒業生の進路先では、農園や農家に就職した者、自営で農家を始めた者のほか、農業協同組合に就職している者や農業関連企業（農機具メーカーや青果物や食品加工を扱うメーカー）に就職している者らがみられる。農業を学んだ後の進路も幅広い選択肢が用意されている。また、農業大学校への入学に年齢上限はなく、社会人や定年退職者がセカンドライフとして農業を学ぶことも考えられる。移住に伴って、徳島で新たに農業を始めることも考える者も存在する可能性がある。県が開設している移住交流ポータルサイトの「住んでみんで徳島で！」であれば、独立の広告宣伝費用も発生しないのであり、都会からの移住者を対象に、農業大学校をPRすることは費用対効果の面でも十分考えられるところである。

（意見83）

高校生をはじめとする生徒や学生だけが周知対象となるのではなく、農業関係者、関連団体、企業、徳島への移住希望者のように、農業大学校を知ることで、入学につながることも考えられることから、これらの者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。

6 1 とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

農林水産業の担い手の就業から経営発展に至る支援体制を強化するとともに、農業において、外国人材や障がい者など多様な働き手を確保する。

(2) 事業内容

農山漁村における担い手の高齢化・減少及び労働力不足が進行する中、農林水産業の維持・発展を図るためには、生産者の経営力向上や労働力確保に向けた支援体制の強化が不可欠である。

そこで、就業から経営発展までの各段階に応じた相談や外国人材・障がい者など多様な働き手の確保に関する支援に一元的に対応する窓口を設置する。

また、多様な働き手の育成・確保に向け、雇用に係る研修会の開催、農福連携に試行的に取り組む農業者の支援、学生等のインターンシップ、アクティブシニアとのマッチングなどを実施する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農林水産総合技術支援センター経営推進課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和6年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	—	19,680,000
決算額	—	—	—	—	14,087,548

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	7,568,774
県（一般財源）	6,518,774

その他 ()	—
合計	14,087,548

【指摘及び意見】

本事業は予算額19,680,000円に対し、決算額が14,087,548円、予算執行率は約72%であった。

本事業は、農林水産業の担い手や経営発展に至る支援体制の強化と、外国人材や障がい者など多様な働き手の確保を目的としている。主な構成は以下の4業務を中心とする。

① ワンストップ窓口「農山漁村はたらく窓口」の設置

農業、漁業、林業における一次的な総合相談窓口を設け、相談を受けた際には、適当な支援機関や事業、イベント等を紹介する業務。

② 「徳島県農業経営・就農支援センター」の運営

農業経営・就農支援センター窓口の運営、担い手の確保・育成プロジェクト、経営サポート、就農サポート、就農相談促進業務。

③ 「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」

障がい者、外国人、アクティブシニアなど多様な働き手の雇用に関する相談窓口、研修会等の実施。

④ 「農×アクティブシニア連携実践事業業務」

農業に従事したいアクティブシニア向けに相談窓口の設置、研修会やマッチングイベントの開催、トライアル制度の実施。

(1) 事業の対象、内容、成果指標について

ア 本事業の対象に関する不整合について

本事業は、農業、漁業、林業の分野において、外国人材、障がい者など多様な働き手の確保を目指すものである。担当課によると、そのための相談窓口として「農山漁村はたらく窓口」が一般社団法人徳島県農業会議内に設けられ、事実上、同団体に相談窓口の運営業務を委託している。農業お助けコンシェルジュのチラシには「農山漁村はたらく窓口」が掲載され、農業に関する相談業務は一般社団法人徳島県農業会議が行い、林業に関する相談業務は、窓口から

公益財団法人徳島県林業労働力支援センターに相談を取り次ぎ、漁業に関する相談業務は、窓口から公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金に相談を取り次ぐとされている。つまり、令和6年度より、農業、林業、水産業に係る働き手の確保に関して、言わばワンストップ総合窓口を設け、相談業務、イベント等を通じて横断的な知識、経験を蓄積し、一次産業の労働力確保に係る総合的な相談窓口としての知名度を向上していこうとする趣旨を窺うことができる。

しかし、上述のとおり、本事業で実際に行われている「徳島県農業経営・就農支援センター運営業務」、「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」及び「農×アクティブシニア連携実践事業業務」の3業務はいずれも農業のみを対象としており、漁業、林業に関わる業務は実施されていない。担当課によると、本事業は農林水産業全体の支援体制を強化することを前提としつつ、とりわけ労働力不足が喫緊の課題となっている農業分野に対し重点的な施策を講じる二段構えの事業構成となっているとのことである。

しかし、本事業の目的は農林水産業の担い手の確保であり、農業と同様、漁業や林業においても多様な人材の確保が喫緊の課題である。また県の事業に係る戦略的な観点からも、一次産業に係るワンストップ窓口として周知を図ることは広報戦略上有益であると考えられる。さらに各分野における相談、分析、解決案の提示等を並行して行うことは、各分野において適用可能な横断的な戦略の策定につながる可能性もあり、農業分野のみを先行させるとの現状の手法が必ずしも適切であるとは考えられない。事業の対象範囲を根本的に再検討し、目的との整合性を図るべきである。

イ 本事業の内容の曖昧さと成果指標について

本事業は、農業経営者の支援と多様な働き手の確保という性質の異なる二つの目的を一つの事業の中で実現しようとしている。そして4業務の内容を見ても、その対象者が広範に混在している。

すなわち「農業経営・就農支援センター運営業務」においては雇用に直結しない一般的な経営相談と、新規就農者の相談・情報提供業務が混在している。

また「農業お助けコンシェルジュ事務委託業務」でも農業経営者向けの雇用・法人化支援と、「多様な働き手」自身からの相談窓口が混在している。

さらに「農×アクティブシニア連携実践事業業務」でもアクティブシニアへの農業体験提供と、農業者への助成金交付が混在している。

もちろん、一つの業務の中で複数の対象者を設けること自体は否定されないが、本事業では働き手と経営者という極めて広範な対象者を想定した結果、事業の焦点が絞れていないと認められる。

担当課によれば、本事業の成果指標は、農福連携マッチング数とされており、今後、新規就農者数を成果指標とするとのことである。しかし、農福連携マッチング数は、本事業全体からすると、一部の事業分野のみしかカバーできず不十分である。また、新規就農者数は、農業分野における最終的な成果目標の一つであるが、他の事業とも関連した総合的な成果指標であるため、実際に行っている各事業との関連性を明確にすることが難しく適切ではない。当該事業は、様々な事業を包含しているため、各事業において細分化された成果指標を設定し、各成果指標をツリー構造にリンクさせ、最終的な政策指標につなげることが適切である。

さらに、各成果指標の設定に当たっては、事業の内容を、農業、漁業、林業における多様な人材確保という核となるターゲットに絞り、何をもって事業の成果と見なすべきかを明確にすることも重要である。つまり、本事業については、少なくとも働き手の確保のための業務と、経営者の支援のための業務を別個の事業として分離するなど、事業としての目的を絞ることが検討されるべきである。その上で、人材確保を目的とする業務については、当該事業を通じた多様な人材の雇用実績を成果指標とし、事業内容と成果指標の連動性の検証を不断に行うべきである。

(意見 8 4)

「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」で実際に行われている業務は農業のみを対象としており、林業、漁業は含まれていない。本事業の趣旨は農林水産業の担い手確保であることから、事業対象の見直しが不可欠である。

(指摘 6)

「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」は働き手と経営者の双方を対象とした結果、事業の焦点が広範になり、その結果、成果指標の設定は、一部の事業に対してのみとなっている。各事業において成果指標を定め、事業全体の構成を再構築し、事業内容と成果指標の連動性の検証を不断に行うべきである。

(2) 事業の周知について

ア ワンストップ窓口「農山漁村はたらく窓口」の周知について

上述のように、農山漁村はたらく窓口は、一般社団法人徳島県農業会議内に設けられ、農業、漁業、林業に係る各種相談の一次的な窓口となる役割を担っており、言わば当該事業における入口であるため、当該事業において最も周知されなければならない相談窓口のはずである。しかし、令和6年度の相談実績は36件にとどまり、周知が十分であるとは言えない。当該窓口の名称で検索しても、窓口の何らかの情報に行きあたることはなく、徳島県農業会議のホームページにおいて、農業関連の相談窓口が設けられているが、漁業、林業も包含した一次的な相談窓口であるとの記載は見られない。そもそも県と徳島県農業会議との委託業務に係る仕様書において、農業経営・就農支援センターの窓口に関する業務は記載されているが、農山漁村はたらく窓口に関する記載はない。つまり、当該業務の根幹ともなるべき入口に係る業務の委任内容が曖昧となっており、その周知も決定的に欠けてしまっている。当該窓口は、農業、林業、漁業における労働に係る相談窓口を一本化しようとする画期的かつ一次産業の労働力確保に係る業務の発展に欠かせない窓口であるため、その周知活動は非常に重要である。徳島県農業会議との契約に係る仕様書について、その内容を再検討し、有効的な周知方法についても検討すべきである。

イ 「徳島県農業経営・就農支援センター」の周知について

徳島県農業経営・就農支援センターのうち、農業経営者向け支援業務は、リストに基づく掘り起こし活動や専門家派遣が実施され、目標件数に相当する実績を上げており、有効に周知がなされていると判断される。今後も委託先のホームページ等で内容を仔細に説明し、周知を拡大することが望ましい。

また新規就農希望者に対しても、本事業のホームページや「農の宝島！！とくしま」での紹介もされており、実際に見積段階よりも多い合計77件の相談実績が認められる。

よって、「徳島県農業経営・就農支援センター業務」の周知は有効に実現されている。

ただし、令和6年度では当該就農相談による就農者実数が計上されていないことから、新規就農者の確保にまでは至っていないと推察される。本センター

は年齢や属性を問わない幅広い就農希望者を対象とするため、より広範な周知活動や促進活動を行い、実際の就農者を確保できるよう活動することが望ましい。

ウ 「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」の周知について

本業務の周知対象者は、農業経営者と「多様な働き手」とされる障がい者、外国人、アクティブシニアである。

もっとも、本業務における社会保険労務士による個別無料相談会（年間7回）は、平均相談者数が1.4名にとどまった。「多様な働き手の雇用に関する研修会」についても、報告された参加人数（35名、55名）には主催者側参加者や登壇者が含まれており、本業務の周知対象者たる農業経営者の実際の参加は必ずしも多くない。

本業務は、リーフレットやポスター等による広報活動が行われているが、目的が農業経営者に対する多様な働き手の雇用への理解と拡大にあるとすれば、上記相談件数や研修会への参加人数は十分であるとは言い難い。本業務は「多様な働き手」の確保に特化した事業であるため、リーフレットやパンフレットのみならず、ターゲットに特化した、より効果的な周知活動が求められる。

また、本業務と「徳島県農業経営・就農支援センター運営業務」との間で社会保険労務士による相談活動等の業務重複が生じている点、「農×アクティブシニア連携実践事業業務」とも周知対象者が重なる側面がある点が、本事業における相談者数や研修参加者数の少なさにつながっている可能性があるため、この業務連携と重複の有無について検討されるべきである。

エ 「農×アクティブシニア連携実践事業業務」の周知について

本業務は、アクティブシニアや、その活用を希望する農業者を周知対象者とする。

この点、公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会のホームページでは当該業務が解説されてはいるものの、簡素な内容にとどまり、閲覧者が直感で理解できる十分な情報量があるとは言えない。チラシ等をホームページ上でも見られるようにするなど、アクティブシニア自身に認知されやすい掲載方法が検討されるべきである。

また本業務で実施された研修会（農業体験会）に参加したシニアの平均人数は8名程度であり、初めてアクティブシニアを活用した事業者に対する助成金

支給実績は1名にとどまった。

人材確保と直結する研修会としては、その参加者が極めて少ないと言わざるを得ない。周知活動に用いた折り込みチラシの枚数が6万枚を超えることや、当該研修会とマッチングイベントとが同時開催される想定であったこととに鑑みても、周知活動の有効性、経済性、効率性があつたとは評価できない。

アクティブシニア層（60歳以上の就労意欲のある者）は、ホームページやSNSとの親和性を持つ者も多い現状に鑑み、新聞折り込みチラシ以外のデジタル媒体等を用いた周知活動の併用を検討すべきである。

（意見85）

「徳島県農業経営・就農支援センター運営業務」を除く、「農山漁村はたらく窓口」、「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」及び「農×アクティブシニア連携実践事業業務」については、業務の十分な周知が図られているとは言い難い。それぞれの周知対象者と目標を今一度整理し、よりの確で効果的な周知活動が実践されるべきである。また、各業務間の連携と重複の有無を検証すべきである。

(3) 他のサイト等との連携について

本事業は、農業経営者の支援と多様な働き手の確保を目的とするため、新規就農希望者、外国人、障がい者、アクティブシニアなど、働き手自身に対し、本事業が支援を行っていることの周知が不可欠である。

しかし、UIJターンでの就職希望者を対象とする「ジョブナビとくしま」、障がい者の雇用就職を解説する「とくしま障がい者雇用NAVI」など、県が運営している「多様な働き手」に向けた主要なポータルサイトには、本事業に係る紹介ページやリンクが設けられていない。

本事業が農業経営者の支援と多様な働き手の確保を目的とする以上、働き手となる人材に対し、外国人雇用、障がい者雇用の相談会、研修会等の情報を積極的に発信すべきであり、現状では周知が極めて不十分である。

今後、より充実した周知を行うべく、各ポータルサイトやSNSなどの連携を速やかに検討し、実行すべきである。

なお、令和7年度からは、本県での外国人の就労支援に向けた「とくしま外国人就職ポータルサイト」が設置されているが、当該ポータルサイトには本事業に係る

紹介ページやリンクなどが無い。より連携した周知を行うべく、「とくしま外国人就職ポータルサイト」との連携も検討されるべきである。

(意見 86)

「ジョブナビとくしま」、「とくしま障がい者雇用NAV I」など他のポータルサイトと連携し、外国人雇用、障がい者雇用の相談会、研修会等の情報を積極的に発信すべきである。

6 2 新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）

【事業の概要】

(1) 事業目的

就農に向けて研修を受ける研修生に対し、就農準備等に必要な資金を交付することで、新規就農者の育成・確保を図る。

(2) 事業内容

農林水産業のプロフェッショナル人材の育成拠点として「とくしま農林水産チャレンジセンター」を開設し、新規就業希望者のみならず、技術力向上を目指す就業者を対象に、時代のニーズに応じた研修、充実したカリキュラムによる高度な技術習得を図り、地域をけん引するリーダー人材を輩出する。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農林水産総合技術支援センター経営推進課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・新規就農者育成総合対策実施要綱
- ・新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱
- ・新規就農者育成総合対策、新規就農者確保緊急円滑化対策及び農業次世代人材投資事業等の運用に関する要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和4年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	22,625,000	31,625,000	27,125,000
決算額	—	—	16,242,794	18,255,919	12,019,083

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	12,019,083
県（一般財源）	—
その他（ ）	—

合計	12,019,083
----	------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額27,125,000円に対し、決算額が12,019,083円、予算執行率は約44%であった。

本事業の対象者は、県内で就農を予定している者や就農に関心がある者である。事業の周知は、県のホームページでの広報に加え、対象者を認知した際の個別周知や、市町村及び研修機関への周知依頼によって実施されている。

一定期間の研修受講を要件とする本事業において、対象者を個別に認知した際の周知や、市町村・研修機関への依頼による周知方法は有効かつ効率的である。しかしながら、本事業が広く「就農に関心がある者」を対象とする以上、より多くの人がある存在を認知できるような周知方法が望ましい。

現状では、「農の宝島！！とくしま」のホームページにおいて「これから農業を始める方」の「資金の確保」の項目で本事業が紹介され、県のホームページへのリンクも設定されている。しかし、県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」の「就農支援制度」の項目や、就職支援サイト「ジョブナビとくしま」には本事業に関する情報が掲載されていない。

本事業の趣旨から、就農に関心がある者に対し、より広く周知を図ることが必要である。そのため、県のホームページに限定せず、各種SNSや関連ホームページにも積極的に掲載することが相当であると考えます。

(意見87)

県のホームページのみならず、広く関係ホームページやSNSを利用した「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」の周知が必要である。

63 地域で「支え合う！」農村RMOモデル形成推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承。

(2) 事業内容

中山間地域において、農村型地域運営組織（農村RMO）が手掛ける「農用地の保全」、「地域資源の活用」及び「生活支援」の3つの活動について、地域資源、文化及びデジタル技術を活用した課題の解決を図るための調査・計画策定、実証事業を支援し、農村RMOの形成を推進するものである。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農山漁村振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・デジタル田園都市国家構想基本方針
- ・農林水産業・地域の活力創造プラン
- ・農山漁村振興交付金交付等要綱
- ・中山間地農業ルネッサンス事業実施要領
- ・中山間地農業推進対策実施要領
- ・徳島県農山村振興関係事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和5年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	20,000,000	57,000,000
決算額	—	—	—	18,300,000	26,540,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	26,540,000

県（一般財源）	—
その他（ ）	—
合計	26,540,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額57,000,000円に対し、決算額が26,540,000円、予算執行率は約47%であった。

本事業は、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（農村RMO）の形成、活動を推進するための費用を補助するものである。国の「農山漁村振興交付金」（農村RMOモデル形成支援事業）によって行われており、全額が国費によって賄われている。

具体的な支出の内容としては、各地で設立された協議会（農村RMO）が策定した実行計画に即した地域課題の解決のために、ラジコン草刈り機による地域の草刈り作業の省力化、地域の特産品を使った商品開発、地域の高齢者に向けた買い物支援や多世代交流施設の設置などが、担当課からの回答において挙げられている。

すなわち、本事業の周知対象者は、協議会（農村RMO）を構成する主体となりうる者（農業法人や農業従事者、自治体、町内会等の地域団体）やこれを支援する立場の市町村となる。

そして本事業は、事業説明会での農業者、市町村への周知、総合県民局担当を介した掘り起こし、インスタグラムによる投稿、タウン情報誌による取組の周知、他部局から地域の活動団体へのチラシ等配布等の方法で周知が図られており、また機会を見て同じ団体、同じ農業者に対しても繰り返し周知が行われている。

また協議会の形成には時間を要するところ、実行計画を策定済みの団体数は徐々に増加してきている上、実行計画策定済みの団体はすべて本事業を利用した補助を利用している。

これらの点からすれば、本事業の周知は適切になされているといえる。

中山間地域では、特に人口の減少や高齢化の進行が顕著であり、集落を維持するために、地域での連携がより重要となってきている。

集落における生活やコミュニティを維持するために農村RMOを形成することが、近年注目されてきており、令和6年度末の時点で、6つの団体で地域の実行計画が策定され、その費用に対して補助が実施されている。他方で、今後、さらに設立される農村RMOが増え、県としての支援が必要となることは考えられる。

他方で、本事業は、1事業実施主体（1農村RMO）当たりの上限が10,000,000円となっているが、最終的には、国からの割当が不足し、各団体に6割程度しか予算を配分できなかったということである。

今後、補助を必要とする県内の農村RMOは増えていくことが予想され、県において、国に十分地域の実情を伝え、必要な国からの予算を確保できるように努めていく必要がある。

(意見)

なし

6 4 とくしまデジ活農山漁村（むら）づくり推進事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

農業農村においてA I や I C T 等の「デジタル技術」を活用し、労働力不足の解消や、生産性の向上を図るものである。

(2) 事業内容

地域の実情、ニーズに応じた情報環境の整備計画を策定するため、光ファイバや無線基地局の通信規格の選定や、スマートフォンで操作する自動給水栓や、水位計、監視カメラ、温度センサなどの通信端末の導入に必要な「調査・合意形成・実証」に必要な経費を最大2年間支援するものである。

(3) 所管部局・課

農林水産部・農山漁村振興課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・ デジタル田園都市国家構想基本方針
- ・ 農山漁村振興交付金交付等要綱
- ・ 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領
- ・ 徳島県耕地関係事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和5年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	—	30,000,000 (6月補正)	45,000,000
決算額	—	—	—	15,300,000	16,300,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	10,700,000
県（一般財源）	—

その他（基金）	5,600,000
合計	16,300,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額45,000,000円に対し、決算額が16,300,000円、予算執行率は約36%であった。

本事業は、①国の事業としての、農山漁村地域の情報通信環境（光ファイバなど）を整備するための補助事業、②人口減少・高齢化が進む中山間地域において、ICT（情報通信技術）を活用して農山漁村イノベーションの推進、社会課題の解決を図る地域「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」の創出を加速させるため、そのけん引役となるモデル地区を選定し、特定テーマに基づく地域課題解決手法を検証するとともに、その結果を普及啓発することを目的とする委託業務に分けられる。

そして②の委託業務としては、令和6年度においては、にし阿波地域（県西部）における「低コスト無線通信技術を活用した複数市町村の中山間地域における農業水利施設の遠隔監視又は遠隔操作の導入による水管理の省力化／高度化」をテーマとし、事前準備・諸条件の調査作業、ICTの導入に向けた地域内の合意形成作業、試行調査の実施及び効果の検証との作業を委託して、モデル地区の形成を行っている。

本事業のうち①の補助事業は、その実施要領上、実施主体を地方公共団体が出資する法人、農業者の組織する団体、地域協議会などに限定しており、補助事業の周知対象者も相当に限定される。そして補助事業については、各種事業説明会において農業者や土地改良区関係者、市町村への周知が実施されており、その周知対象者からすれば、周知方法の有効性、効率性は認められる。

一方、②の委託業務は、ICT導入に向けた地域内の合意形成をその内容に含むものであり、地域の農業従事者に対して本事業の周知が積極的に図られる必要がある。もっともICTに対する技術的知見の不足等の要因があるとのことであり、ICT等の知見が十分でない地域の農業従事者に対し、本事業を周知するためには説明回答を通じた地道な周知活動を重ねるほかない。この点において、委託先による周知活動は相当といえる。

よって、本事業の周知については相当である。

本事業は、光ファイバや無線基地局の通信規格の選定やスマートフォンで操作する自動給水栓、水位計、監視カメラ、温度センサなどの通信端末に必要な調査、合意形成、実証に必要な経費を支援するものであり、将来的にはA IやI C T等のデジタル技術を活用し、農村における労働力不足の解消や生産性向上を図るものである。令和5年度からスタートした事業であるが、事業完了した翌年から3年間の評価期間を経て実施される事業評価において達成度合を分析することとされている。本事業は、技術導入による結果の検証、検証結果の周知、導入の合意、技術の普及等、長期間にわたる事業の継続が必要であり、各段階における成果指標の設定、成果指標に関する委託先との合意が必要である。今後のP D C Aサイクルの継続を望みたい。

(意見)

なし

6 5 経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【事業の概要】

(1) 事業目的

本事業により区画整理による大区画化や用排水施設の整備などの基盤整備を実施することで、農業の生産性向上を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進し、地域農業の競争力強化を実現することを目的としている。

(2) 事業内容

農地中間管理権が設定された和田島地区（小松島市）の農地（17.6ha）において、区画整理による大区画化や狭小な農道の拡幅、老朽化した用排水路の整備などを行うことで営農条件の改善を図るものであり、併せて換地等により土地利用を秩序化し、意欲ある担い手へ農地集積することにより、農業所得の向上と農業経営の安定を目指すものである。

(3) 所管部局・課

農林水産部・東部農林水産局<徳島>

(4) 根拠法令等

・土地改良法

(5) 実施要綱等

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・令和9年度終了

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	21,537,000	117,899,000	247,552,000	352,462,000
決算額	—	18,585,000	25,677,000	99,461,000	162,024,000

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	101,265,000
県（一般財源）	44,556,600
その他（市町村）	16,202,400

合計	162,024,000
----	-------------

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額352,462,000円に対し、決算額が162,024,000円、予算執行率は約46%であった。

しかしながら、本事業は、農地中間管理権が設定された和田島地区（小松島市）の農地17.6haについて、区画整理による大区画化、狭小な農道の拡幅、老朽化した用排水路の整備等を行うことで、営農条件の改善を図るものである。したがって、予算執行率は、これらの整備事業の進捗状況に応じたものであり、事業対象者への周知不足を示す指標ではない。

また、本事業の対象者への周知は、土地改良法に基づき、事業の公告等によって適切に行われている。

以上のことから、事業対象者への周知に関して特段の問題はないと判断する。

(意見)

なし

6 6 船員確保による海運業活性化事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

本事業は、内航船員の安定的かつ継続的な確保に向け、経済産業部や企画総務部、教育委員会等と連携し、内航海運事業者団体と協働し、内航海運業の魅力を幅広く発信する広報活動や県内海運業への就業活動を支援するものである。

(2) 事業内容

安定的な船員の確保に向けて、船員への第一歩となる「6級海技士」取得に必要な船員養成教育機関が実施する講習会の受講料の助成や受講生募集PRなどにより資格取得を支援するものである。(民間海事教育機関が実施する短期養成コースの受講料、徳島県船員育成協会が実施する講習会の受講料を対象)

(3) 所管部局・課

県土整備部・港湾政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金交付要綱
- ・徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金募集要領

(6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

平成31年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,465,000	2,000,000
決算額	72,000	400,000	1,349,169	1,183,000	400,000

(8) 事業費の財源(令和6年度決算)(単位:円)

区分	金額
国庫	200,000
県(一般財源)	200,000
その他()	—
合計	400,000

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額2,000,000円に対し、決算額が400,000円、予算執行率は20%であった。

本事業は、徳島県内の海運事業者に所属する労働者が、船員への第一歩となる「6級海技士」資格の取得に必要な費用について、助成等を行うものであり、1名当たりの補助額が上限200,000円と設定されている。事業自体の経費も予算額から拠出することはあると思われるが、おおむね年間10名に対して補助を行うことを前提とする予算規模となっている。

したがって、本事業の直接の周知対象者は、県内の海運事業者であり、ある程度限定されているといえる。

そして本事業はチラシやホームページにより周知が図られているのであり、周知方法は有効であると判断される。

他方で、令和6年度に資格取得を行い、県内事業者に就職した者が2名という状況である。四国においては着実に船員の人数は増加しており、本事業としての合理性も推測される場所であるが、令和2年度以降、本事業の予算執行率が50%を超えた年が1回（令和4年度）しかないことからすれば、本事業の活用のため周知への一層の注力が必要であると考えられる。

本事業は、あくまで直接的には、事業者側に対しての補助を実施するという制度である。しかし、本事業の目的は、事業者が新規の船員を雇用しやすくなるだけでなく、事業者が船員の資格取得に係る費用を負担する（労働者は資格の取得に要する費用を事業者が負担してくれることで、さらに、事業者は県から補助を受けることで、労働者も事業者も負担がなくなる）ことによって、船員のなり手、裾野自体を増やしていくことにも主眼があるはずである。

このため、本事業が、事業者を支援しながら、船員の裾野を広げるためにも活用されるよう、工夫が必要である。単に、海運事業者が通常の雇用を行う際に、費用が援助されるというだけになってしまうと、本事業の活用が十分図られているとはいえず、新たな雇用創出としての効果が限定的なものとなる。なお、自治体によっては、このような観点を踏まえ、海運事業者ではなく船員資格を取得しようとする

者に対して直接支援を行っているところもあるようである。

そうすると、県としても、本事業によって船員に関する資格取得費用の補助があること自体をアピールし、求職者の目に広く留まるよう、周知を工夫する必要があると考えられる。しかし、県のホームページにおいて、事業者ではなく求職者に対する周知を念頭に置いていると考えられる内容は見られなかった。

他方で、県内の海運事業者の求人情報を確認したところ、雇用条件の中で、給与や休暇等と併せて、「資格取得支援制度あり」といった告知をしている事業者が見られた。本事業のことか当該事業者独自のものを指すかは不明ではあるが、海運事業者とも連携して、新たに船員を目指すために、資格を取得する際には、県からの支援制度があり、求職者の負担が軽減されていることを積極的に周知する必要があると考えられる。

(意見 88)

事業者を支援することで、ひいては、当該業種のなり手、裾野を広げようという場合には、県において、あるいは、事業者を通じて、求職者に対し、特定の業種に就職する場合には、県からどのような支援がある、メリットがあるということを強調し、雇用の増加につなげていく必要がある。

67 「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度

【事業の概要】

(1) 事業目的

サテライトオフィス（SO）誘致拡大を促進するため、県南への進出を検討する企業等に対し、認定制度を設け各種サービスを提供し、開設への後押しとより良いSO環境の実現を図る。

(2) 事業内容

「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度に基づき認定したSO企業に対して、以下の支援を行う。

- ① 空港から現地までの移動コスト低減サービス
- ② 現地滞在施設の優先的利用サービス
- ③ 現地滞在施設の滞在コスト低減サービス
- ④ 各種情報提供サービス

(ア) 地域の祭り、行事、現地雇用（採用）イベント等

(イ) サテライトオフィスに関する取材

(ウ) 圏域でのインターンシップやハッカソンの開催

- ⑤ 圏域でのサテライトオフィス誘致と定着に資するソフト事業支援サービス
なお、費用助成サービス①③は認定から3年間の時限措置としている。

(3) 所管部局・課

南部総合県民局・地域創生防災部<美波>

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

・「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度実施要綱

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了時未定（費用助成サービスは令和8年度終了予定）

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
決算額	115,900	68,500	284,400	156,700	52,800

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	26,000
県（一般財源）	26,800
その他（ ）	—
合計	52,800

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は予算額500,000円に対し、決算額が52,800円、予算執行率は約11%であった。

本事業は、サテライトオフィス（SO）の誘致拡大を促進するため、県南への進出を検討する企業等に対し認定制度を設け、認定したSO企業に対して、空港から現地までの移動コスト、現地滞在施設の滞在コスト等に対して、一定の補助を行うとともに、地域の祭り、行事、圏域でのインターンシップ等に係る一定の情報提供を行うものである。

本事業は県と市町から構成される「みなみ阿波」若者創生協議会が実施する「SO誘致・連携促進業務」の一部として実施されるものであるが、令和6年度より新規の認定を停止しているため、費用助成サービスは令和8年度までの実施予定とのことである。

しかし、一方で、徳島県南部圏域振興計画において、令和10年度の成果指標を南部圏域への県外からの移住者数500名と掲げていることを鑑みれば、SO企業の誘致は不可欠であり、当制度の利用度からすると令和8年度において終了することはやむを得ないが、今後、新たな移住政策の枠組の中で、当制度の経験を活用した政策の有効性を検討すべきである。

（意見89）

南部圏域への移住者数目標を鑑みれば、今後の県の移住政策の中で、本制度の経験を活用した何らかのSO支援施策は必要である。

68 森林のポーター育成事業

【事業の概要】

(1) 事業目的

素材生産のボトルネックとなっている木材輸送問題を改善するため、大型トラックの免許の取得を推進し、スムーズな木材流通の実現を図るとともに、県産材生産量の増大を促進する。

(2) 事業内容

素材生産のボトルネックとなっている木材輸送問題を改善するため、大型トラック免許の取得を支援する。

(3) 所管部局・課

南部総合県民局・農林水産部<美波>

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

- ・徳島県林業関係事業補助金交付要綱
- ・森林のポーター育成事業実施基準

(6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・終了時未定

(7) 事業費の推移（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	0	803,000	0	750,000	438,000
決算額	0	715,500	0	704,150	393,550

(8) 事業費の財源（令和6年度決算）（単位：円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他（基金）	393,550
合計	393,550

【指摘及び意見】

(1) 事業の周知について

本事業は、予算額438,000円に対し、決算額が393,550円、予算執行率は約90%であった。

本事業の対象者は「森林のポーター育成事業実施基準」によって限定されている。このため、対象者への周知方法として、メール等による直接的な周知（要望調査等の実施）は適切であったと判断する。

以上のことから、本事業の周知方法には問題がないと結論づける。

(意見)

なし

第4章 総括

本年度の包括外部監査では、「労働力不足対策に関する事業全般」を監査テーマとして選定した。第2章で記載したとおり、当該テーマにまつわる事業数は非常に多く、監査の対象とした予算執行率90%を下回る事業及び監査の必要があると判断した事業のみでも68事業に上った。

第1章8「監査の着眼点」でも述べたように、労働力不足に関する事業は、単一の事業だけで直ちに労働力人口の増加をもたらすものではない。複数の事業が連携し、様々な個別事情を持つ就労希望者の個別のニーズに適合することで、初めて適切にマッチングが図られ、労働力人口の増加につながると考える。その意味で、「労働力不足対策に関する事業」が、県で数多く実施されていることは適切である。

もつとも、いかに事業が数多く実施されていたとしても、当該事業が実際に利用されなければ「絵に描いた餅」となる。そして、その事業が十分に利用されるためには、事業を利用する対象者に事業の存在及び内容が伝わっていないといけない。

この観点から各事業の周知がなされているかどうか重点を置いて監査を実施したが、本年度の監査を通じ、県での事業は、利用者にとって利用・理解しやすい形で周知されているとは言い難いと感じられた。利用対象者に応じて様々な広報手段を用いるよう尽力していることは伝わるものの、そのそれぞれの広報手段において、利用者が一読して事業内容や要件を容易には判断し難い内容の広報にとどまっているものも多くあった。

また、事業ごとに個別に活動され、相互に事業の紹介がなされていないとの現状が見えてきた。これは労働力人口確保という目標からすると望ましい状況ではない。事業ごとに異なった対象者がいることは間違いないが、当該対象者ごとに異なったニーズを有している。これが他の事業を利用することで充足することは十分にあり得るところであり、ポータルサイトごとに相互にリンクを張る、適切に誘導できるような構築とするなど、事業ごとの連携ができるようにすることも、労働力人口確保のために有益と考える。

さらに、成果指標の定め方やその検証、委託先からの報告は、それが労働力人口確保のためにどれほど有益かどうかの判断資料として、また他の政策を立案するための基礎資料として非常に重要であるが、その目的が十分に満たされていないと思われる報告も散見された。

県において、労働力人口の不足が喫緊の課題であることは間違いないが、多数の

事業が長時間かけて克服していく課題であることもまた事実である。事業の周知という観点を踏まえ、引き続き、より効果的な事業が実現されていくことを望む。

以 上

徳島県公安委員会規則第四号

徳島県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

徳島県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている徳島県公安委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。ただし、既存規則のうち既に左横書きの形式をとっているものについては、この限りでない。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項本文の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式(前項ただし書に規定する既存規則中のものを除く。)並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないとして認められる表及び様式については、徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、本部長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県公安委員会規則第五号

金属くず取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

金属くず取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則

、金属くず取扱業に関する条例施行規則（昭和三十一年徳島県公安委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例（令和八年徳島県条例第十九号）の施行の日から施行する。

徳島県公安委員会告示第三号

徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示

示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるもの(次条において「既存告示」という。)の用字及び用語の整理に
関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、徳島県警察本部長(次条において「本部長」という。)が別に定めるところによる。

(委任)

第三条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会告示第4号

徳島県公安委員会の掲示板を次のとおり指定し、平成2年徳島県公安委員会告示第1号（徳島県公安委員会の掲示板の指定）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月31日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

- 1 設置の場所 徳島市万代町二丁目5番地1 徳島県警察本部庁舎前
- 2 指定の日 令和8年4月1日

徳島県公安委員会告示第五号

徳島県公安委員会ほう賞規程（昭和二十九年徳島県公安委員会告示第六号）は、令和八年四月一日から廃止する。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長

稲

井

芳

枝

徳島県警察本部告示第一号

徳島県警察本部告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県警察本部長 児 玉 誠 司

徳島県警察本部告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示
(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県警察本部告示のうち規程形式をとるもの(以下「既存告示」という。)の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、徳島県警察本部長(次条において「本部長」という。)が別に定めるところによる。

(委任)

第三条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の既存告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県警察本部告示第二号

徳島県警察本部告示のうち規程形式をとらないものの用字及び用語の整理に関する告示を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県警察本部長 児玉誠司

一 この告示の施行の際現に制定されている徳島県警察本部告示のうち規程形式をとらないもの（以下「既存告示」という。）の用字及び用語の整理については、既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 表（別表を含む。次項において同じ。）及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに編、章、節、款、条、項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字	アラビア数字
二 既存告示の内容（表を除く。）を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字

- 2 1に掲げるもののほか、既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項（同項の表一の項から六の項まで、十九の項及び二十の項を除く。）から第四項までの規定の例による。
- 3 1及び2によることが適当でないと認められるときは、徳島県警察本部長（二において「本部長」という。）別に定めるところによる。
- 二 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。